

21世紀の国民スポーツ推進方策 ースポーツ推進2013ー

平成25年6月26日

21 世紀の国民スポーツ推進方策

目 次

はじめに	1
I. 21 世紀の国民スポーツ推進の方向性 — 「誇れる未来に 新たな一歩」を踏み出すために—	
1. 「スポーツ宣言日本」からみたスポーツが果たす社会的使命	
(1) 自発的な運動の楽しみを基調とするスポーツの定義	2
(2) スポーツの社会的影響力への自覚	2
(3) 人類社会が直面するグローバルな課題の解決へ	3
(4) 「スポーツ宣言日本」に示されたグローバル課題	3
(5) 「スポーツ宣言日本」が目指す社会像	5
2. 21 世紀の国民スポーツ推進の基本的考え方	
(1) 「スポーツ宣言日本」から導き出される国民スポーツ推進の方向性	6
(2) 国民スポーツ推進の中長期的展望	7
3. 今後 10 年を見据えた国民スポーツ推進への取り組み	
(1) 国民スポーツ推進の基本理念	8
(2) スポーツ立国の実現に向けた事業推進のあり方 ～「振興」から「推進」へ～	9
(3) 事業推進の視点	11
(4) スポーツ立国の実現に向けた組織体制のあり方	14
II. 「スポーツ振興 2008」の達成状況と今後の課題	
1. 日本体育協会組織の充実・強化	16
2. 国民スポーツ振興事業の推進	
○ 国民体育大会の改善・充実	19
○ 生涯スポーツ推進事業の充実	24
○ スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進	31
○ 青少年スポーツの振興（スポーツ少年団と学校体育・運動部活動）	35
○ スポーツ医・科学研究の推進	39
○ 国際スポーツ交流の推進	42
○ スポーツ情報システムの整備・拡充	45
○ 広報・社会貢献活動の推進	47
○ スポーツ施設の活用・支援	49
○ 創立 100 周年記念事業の実施	51
○ 東日本大震災復興支援事業の実施	52
3. スポーツ振興財源の確保	55
III. 今後の国民スポーツ推進方策—スポーツ立国の実現を目指して—	
1. 国民スポーツ推進事業の展開	
○ イベント事業	59
(1) 国民体育大会の改善・充実	60
(2) 日本スポーツマスターズの充実	61
(3) 全国規模のスポーツイベントの充実・創設	62
(4) 国際スポーツ交流の推進	63
(5) 市民交流イベントの創設・支援	64

○クラブ事業／エリア事業	64
(1) スポーツ少年団の育成	65
(2) 地域スポーツクラブの育成・支援（総合型地域スポーツクラブ）	66
(3) スポーツ施設の運営支援	68
○ソフトインフラ事業	69
(1) スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進	69
(2) スポーツ医・科学研究の推進	70
(3) スポーツ情報システムの管理・整備	72
(4) 広報活動の推進	72
(5) 「グローバル課題」を踏まえた社会貢献活動の推進	73
(6) その他のスポーツの推進	74
2. 日本体育協会組織の充実・強化	
(1) 内部組織の充実と強化	74
(2) 外部組織・団体との連携の促進	76
3. スポーツ推進に必要な財源の確保	
(1) マーケティング戦略の展開	77
(2) 補助金・寄付金等の獲得	77
(3) 収益事業の拡充	77
(4) 各種事業収入の充実	77
(5) JASA スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムの拡充	77
4. 事業評価システムの導入	
(1) スポーツ白書（仮称）の作成	78
(2) 事業評価システムの構築	78
おわりに	79
諸定義（用語の定義）	80

【資料編】

<資料1> 「スポーツ立国の実現」に向けた多様なスポーツ享受モデル	84
<資料2> 「スポーツ推進2013」概要	85
<資料3> 事業および組織評価・改善P D C Aサイクル	86
<資料4> 日本体育協会を中心としたスポーツ界の組織図	87
<資料5> スポーツ宣言日本 21世紀におけるスポーツの使命	88
<資料6> スポーツ界における暴力行為根絶宣言	90
<資料7> 「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」概略版	93
<資料8> 日本体育協会支援クラブ数一覧	95
<資料9> 総合型地域スポーツクラブ育成状況	97
<資料10> 日本スポーツマスターズの開催状況および今後の開催予定	98
<資料11> 公認スポーツ指導者の区分と登録指導者数	99
<資料12> 日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」	101
<資料13> スポーツ少年団登録状況（推移）	103
<資料14> 日・韓・中ジュニア交流競技会実施状況および今後の開催予定	104
<資料15> 日韓スポーツ交流事業実施状況および今後の開催予定	105
<資料16> 日中スポーツ交流事業実施状況および今後の開催予定	106
<資料17> スポーツ医・科学研究の成果により作成した一般書籍一覧	107
<資料18> 財政の推移	108
<資料19> 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進	109
<資料20> 「スポーツ推進2013」推進方策一覧	110

21 世紀の国民スポーツ推進方策

はじめに

日本体育協会（以下「本会」という。）は、平成 13（2001）年に「21 世紀の国民スポーツ振興方策」（以下「スポーツ振興 2001」という。）を策定した。そして、平成 20（2008）年にはその改定版（以下「スポーツ振興 2008」という。）を策定し、本会が目指す「生涯スポーツ社会の実現」に向けて、「スポーツ振興 2001」の達成状況の確認と評価を行うとともに、今後の取り組むべき課題を明示してきた。このように本会は、社会情勢の変化に適宜対応しながら、加盟団体や関係機関・団体等の協力を得て、課題の達成に向けた取り組みを推進してきたところであり、一定の成果を得ることができたと認識している。

平成 23（2011）年 6 月、国は、これまでの「スポーツ振興法」を全面的に改正した「スポーツ基本法」を公布し、同年 8 月に施行した。さらに、平成 24（2012）年 3 月には、同法に基づき文部科学省が、今後 10 年間程度を見通した国のスポーツ推進に関する基本方針および施策を明記した「スポーツ基本計画」を策定した。

一方、本会と日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）は、明治 44（1911）年に本会の前身となる大日本体育協会が創立されてから 100 年という節目にあたる平成 23（2011）年 7 月に、21 世紀のスポーツが果たすべき使命を謳った「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」（以下「スポーツ宣言日本」という。）を発表した。

このようなスポーツを取り巻く様々な動向に適切に対応する必要があるとともに、「スポーツ振興 2008」においては、概ね 5 年後に全体的な評価と見直しを行うこととしていたことから、方策の見直しを行うことが不可欠な状況となった。

そこで本会では、総合企画委員会企画部会のもとに「21 世紀の国民スポーツ振興方策改定プロジェクト」を設置し、企画部会、総合企画委員会の基本的了承を得た後、本会加盟団体や有識者等関係者から幅広い意見を聴取し、種々検討を重ね、理事会・評議員会の承認を得て、内外のスポーツ推進の方向性を踏まえた新たな方策として「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」（以下「スポーツ推進 2013」という。）を策定した。

「スポーツ推進 2013」は、本会が 21 世紀に達成すべき「スポーツ宣言日本」の 3 つのグローバル課題を念頭におき、その対応へのスタートに位置づけるとともに、「スポーツ振興 2008」の成果と課題を踏まえて、今後 10 年間の具体的な推進方策を示すものである。

本会は、今回策定した「スポーツ推進 2013」を基本として、具体的な事業計画を企画・立案し、加盟団体およびスポーツ関係団体と一層の連携を図り、各種事業に積極的に取り組んでいく所存であり、関係機関・団体等の一層のご支援・ご協力をお願いする次第である。

I. 21世紀の国民スポーツ推進の方向性

—「誇れる未来に 新たな一歩」を踏み出すために—

1. 「スポーツ宣言日本」からみたスポーツが果たす社会的使命

本会創立 100 周年を記念して公表された「スポーツ宣言日本」は、100 年前に本会創立の趣意書を起草した嘉納治五郎初代会長の志を受け継ぎ、これまでのスポーツの 100 年がもたらした成果と課題を踏まえて、来るべき 22 世紀のスポーツを展望する「誇れる未来に 新たな一歩」を踏み出すために、スポーツが果たすべき社会的使命を謳ったものである。

(1)自発的な運動の楽しみを基調とするスポーツの定義

「スポーツ宣言日本」では、スポーツが「自発的な運動の楽しみ」を基調とする人類共通の文化であるとしている。

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。

スポーツが「世界共通の人類の文化」であることは、スポーツ基本法の冒頭にも掲げられているが、「スポーツ宣言日本」では、スポーツが「自発的な運動の楽しみ」を基調とする人類共通の文化であることを強調している。そもそもスポーツは、人間が運動を自ら楽しみとして求めることによって成立してきており、その文化的特性は古今東西の人類に共通したものである。過去から現在にかけて様々な社会変化があったにもかかわらず、今日スポーツが継承されてきている事実は、遍（あまね）く人々の自発的な運動の楽しみがその基調としてあったからであるといえる。

本会をはじめとするスポーツ界には、スポーツの有するこの文化的特性を十分に尊重しながら、「幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠な」スポーツの意義を、個人的な価値としてはもとより社会的な価値として築き上げていくことが求められている。

(2)スポーツの社会的影響力への自覚

「スポーツ宣言日本」では、現代社会におけるスポーツは、個人的なレベルでの「自発的な運動の楽しみ」を超え出て、極めて大きな社会的影響力をもつとしている。

今やスポーツは、政治的、経済的、さらには文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

今日のがが国のみならず世界規模で普及・発展しているスポーツは、人々の生き方や暮らし方といったライフスタイルに様々な影響を与えるだけでなく、人々が集い暮らす社会に対しても政治的、経済的、文化的に多大な影響を与える存在になってきたと言っても過言ではない。このスポーツのもつ個人的・社会的影響力は、人々のスポーツに対する信頼と期待をますます大きくすると同時に、スポーツによってその信頼と期待に背かれることへの落胆を計り知れないほど深いものにするといえる。

本会をはじめとするスポーツ界には、このようなスポーツの力が、スポーツに対する社会からの信頼や期待によって支えられていることを認識し、これを社会的価値の実現に向けて主体的にコントロールし、健全に活用することを、これまで以上に大きな「責務」として受け止めることが求められている。

(3)人類社会が直面するグローバルな課題の解決へ

「スポーツ宣言日本」では、21世紀のスポーツが果たす社会的使命が、もはや「国」内外の境界によって区別されるのではなく、人々の生活における課題とグローバルな課題に共通する課題の解決に向かうべきことを示唆している。

21世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

スポーツの社会的影響力は、メディアの発達によってもはや国内に留まらず、また国同士の「国際的」な関係を超越して瞬時に「グローバル」なレベルに拡がり、「グローバル」な課題と結びつく性質をもっている。したがって、このスポーツのもつ文化的特性を主体的かつ健全に活用することは、人類社会が直面しているグローバルな課題の解決に貢献するという社会的使命を果たすことにつながるといえる。

本会をはじめとするスポーツ界には、「日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩」を踏み出すために、スポーツのもつ文化的特性や社会的影響力を認識しつつ、スポーツのもつ力を、個人、地域、社会（国）、さらにはグローバルな課題の解決に向けて有効に活用していくという取り組みへの見識と決意が求められている。

(4)「スポーツ宣言日本」に示されたグローバル課題

「スポーツ宣言日本」では、スポーツが人類共通の文化として極めて大きな社会的影響力をもつとともに、人々の生活における課題とグローバルな課題に共通する課題の解決に向かう力を合わせもつことを踏まえて、21世紀におけるスポーツが果たすべき新たな社会的使命として、スポーツにかかわりの深い3つのグローバル課題を提示している。

- 1) 「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与
- 2) 「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与
- 3) 「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与

1) 「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与

この課題は、身近なスポーツ環境と日常生活圏域における人々の公正で福祉豊かな地域生活の創造を目指すものであり、これまで本会をはじめとするスポーツ界が目指してきた「生涯スポーツ社会の実現」という国民スポーツ振興の基本理念にも通じるものである。しかしながら、例えば今後確実な人口減少社会が予測されるわが国は、すでに欧米先進諸国が経験してきたように、人種や思想、信条等が異なる多様な人々が集い、身近な地域での暮らしが多様な住民によって構成される新たな課題への対応を求められることが想定される。

本会をはじめとするスポーツ界には、「人と人との絆を培う」スポーツが「共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする」可能性を有していることを認識し、「遍（あまね）く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得る」よう努めることが求められている。

2) 「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与

この課題は、地球的環境の整備と持続可能な生活の維持・発展を念頭に置いた環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造を目指すものである。近年の科学技術の発展に伴う「テクノロジーの急速な発達」は、過剰なエネルギー消費をもたらした地球環境を破壊している。また、「高度に情報化する現代社会」では、イメージーションやシミュレーションの世界がもたらす仮想空間のなかで、生身の身体の喜びや痛みから乖離した欲望が無限に肥大化している。

本会をはじめとするスポーツ界には、スポーツによる「素朴な身体的経験」が、「人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな」可能性と欲望の無限性をコントロールする力を有していることを認識し、「身体的諸能力の洗練」を通じた「自然と文明の融和」を導くよう努めることが求められている。

3) 「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与

この課題は、フェアプレーの精神に基づく生活を通して平和と友好に満ちた世界を築くことを目指すものである。20世紀は「戦争の世紀」とも呼ばれたが、その前提は明確な境界に基づく国と国同士との敵対関係にあった。しかし、21世紀は多様な価値が交錯する複雑な世界のなかで、従来の境界を前提としない紛争やテロリズムが横行する社会となっている。

本会をはじめとするスポーツ界には、「その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊敬

に委ねるフェアプレーに負う」スポーツが、従来の国家間、宗教間、民族間、階級間、組織間などの境界を超えて「自己を他者に偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う」可能性を有していることを認識し、「多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深める」よう努めることが求められている。

(5) 「スポーツ宣言日本」が目指す社会像

本会をはじめとするスポーツ界には、「スポーツ宣言日本」に示された社会的使命としての3つのグローバル課題を踏まえて、概ね一世紀（100年）の間に次のような社会の実現を目指すことが求められている。

- 1) 地域に集い暮らす人々が、つながり（絆）を深めながら共に生きる喜びを広げていくことを通して、公正で福祉豊かな地域生活が営まれている社会
- 2) 人間に内在する環境や他者への共感の能力が育くまれ、地球環境との共生による持続可能な生活が維持・発展することを通して、ライフステージに応じた多様なライフスタイルが実現されている社会
- 3) 人々の相互尊敬を基調としたフェアな精神に基づく生活を通して、自己を他者に向けて開き、他者を素直に受容することのできる真の親善（平和）と友好に満ちた社会

本会をはじめとするスポーツ界は、このような社会の実現を目指し、「スポーツ宣言日本」におけるグローバル課題の達成に向けた方策を策定し、これを着実に展開・実施していく必要がある。

2. 21 世紀の国民スポーツ推進の基本的考え方

(1) 「スポーツ宣言日本」から導き出される国民スポーツ推進の方向性

「スポーツ宣言日本」では、3つのグローバル課題との関連から、スポーツの21世紀的価値として、「素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有する」こと、「身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める」こと、そして「自らの尊厳を相手に委ねる相互尊敬」を提示し、「遍（あまね）く人々がこのスポーツの21世紀的価値を享受する」ことが、スポーツの社会的使命を果たすことにつながるとしている。

このスポーツの21世紀的価値の享受に向けた、概ね一世紀（100年）を見据えた国民スポーツ推進の方向性は、次の4つにまとめることができる。

1) スポーツ文化の豊かな享受の促進

この方向性は、自発的なスポーツ文化への「多様なかかわり方」を各ライフステージで実現することを目指すものである。「スポーツ宣言日本」では、そのようなスポーツの価値を次のように述べている。

- ①スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。
- ②スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。
- ③スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。

スポーツ文化を豊かに享受することは、自発的な運動の楽しさに触れることを通して、人と人がつながる楽しさ、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しさ、フェアプレーの楽しさに触れ、これらの楽しさを求めていくことのなかから拓かれていくものである。

したがって、本会をはじめとするスポーツ界は、地域スポーツや競技スポーツ、あるいは学校体育のあり方にも影響を及ぼすスポーツの基本的な捉え方や、スポーツ文化の豊かな享受に向けた方策の策定に関する視点を提示する必要がある。

2) 公正・共生・友好を目指すスポーツモデルの開発および環境整備の促進

この方向性は、スポーツ文化の豊かな享受を志向し洗練されていくことを通した社会的価値の実現を目指すものである。「スポーツ宣言日本」では、1)の方向性に示された3つのスポーツの価値に対応する形で、スポーツの果たすべき役割を次のようにとらえている。

- ①人と人との絆を培うスポーツは、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。（公正と福祉）
- ②素朴な身体的経験をもたらすスポーツは、人間に内在する共感の能力を育み、環境や

他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。(環境と共生)

③相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を素直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。(平和と友好)

したがって、本会をはじめとするスポーツ界は、上記に示されたスポーツの力を有効に活用するため、計画的・段階的な運動（ムーブメント）の推進や方策の策定、さらにはこれまでのスポーツの形態や内容にとらわれない新たなスポーツモデルの開発とそれを展開するための環境整備に努める必要がある。

3) 民間スポーツ組織としての自立・自律・自治の確立の促進

この方向性は、上記 2 つの方向性に沿った施策を展開していくための組織的な「自立・自律・自治」を目指すものである。これらの方針に沿って組織体制を整備していくためには、他への依存から独り立ち（自立）し、自ら立てた規範に従って行動（自律）し、自らの責任において運営・経営（自治）することのできる民間スポーツ組織としての統括性や統治性（ガバナンス）を確立していくことが求められる。

したがって、本会をはじめとするスポーツ界は、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動をトータルに支える合理的かつ効率的な組織構造や組織体制のあり方を展望しながら、それを部分的な改善と全体的・構造的な改革につなげていく必要がある。

4) 科学的・経営的根拠に基づく普及・広報・宣伝活動の促進

この方向性は、上記 3 つの方向性にかかわる論拠・根拠（エビデンス）を示し、その成果や効果を対外的にアピールすることにより、スポーツ愛好者はもとより潜在的スポーツ愛好者や非スポーツ愛好者を含む全ての人々のスポーツ文化の理解および享受の量的な拡大と質的な深化、あるいはその契機を与えるための支援の促進を目指すものである。

したがって、本会をはじめとするスポーツ界は、スポーツ実践によってもたらされる成果についての科学的根拠や、そのような成果を上げるための組織マネジメントに関する経営的根拠などを示すとともに、全ての人々をスポーツ文化の豊かな享受に導くための効果的な普及・広報・宣伝機能の強化を図っていく必要がある。

(2) 国民スポーツ推進の中長期的展望

「スポーツ宣言日本」に示された 3 つのグローバル課題は、概ね一世紀（100 年）を展望しながら取り組むべき長期的な課題であり、短期間での実現は不可能であると言わざるを得ないことから、本会をはじめとするスポーツ界には、中長期的な視点での意図的・計画的な方策の策定が求められているといえる。

中長期的な視点による目標および課題の設定にあたっては、3 つのグローバル課題と内外の動向を踏まえつつ、今世紀に残された概ね 90 年を前期、中期、後期という 3 つの期

間に分け、概ね 30 年をスパンとする方策の策定とそれに基づく推進計画を企画・立案することにより、段階的にグローバル課題の達成を図っていくことが適当であると考えられる。

本会がこれまでに策定してきた方策との関連でいえば、前期 30 年の概ね 10 年を目途とした方策の策定と推進計画の企画・立案、さらに、その達成状況の評価と課題を踏まえた継続的な見直しが必要となる。

「スポーツ推進 2013」は、本会が 21 世紀に達成すべき「スポーツ宣言日本」の 3 つのグローバル課題を念頭におき、その対応へのスタートとして位置づけるとともに、「スポーツ振興 2008」の成果と課題を踏まえて、今後 10 年間の具体的な推進方策を示すものである。

3. 今後 10 年を見据えた国民スポーツ推進への取り組み

(1) 国民スポーツ推進の基本理念

本会がこれまでに策定してきたスポーツ振興方策では、国民の一人ひとりが豊かで活力ある「生活／暮らし」を目指し、生涯を通して自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受する「生涯スポーツ社会の実現」を基本理念としていた。この理念では、スポーツが国民一人ひとりの人生の生きがいや生活における活力、充実感などをもたらすとともに、教育や健康・体力などにも大きく貢献する文化であるという考え方にに基づき、スポーツの意義を個人的価値として捉えた「人間とスポーツとのかかわり」を重視してきたといえる。

しかしながら、「スポーツ宣言日本」においては、スポーツが「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」であるという「人間とスポーツとのかかわり」を基盤にしながらも、その社会的影響力の大きさや果たすべき社会的使命が示されるなど「スポーツと社会とのかかわり」がこれまで以上に重視されている。したがって、従来の「生涯スポーツ社会の実現」という理念では包含できない新たな考え方と方向性が示されたことを認識する必要がある。

このことを踏まえて、「スポーツ推進 2013」では、「生涯スポーツ社会の実現」という理念を包含し、さらに一歩進めた理念として、国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通して、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献するという「スポーツ立国の実現」を今後 10 年のスポーツ推進の新たな基本理念として提示することとした。

今回、基本理念に掲げる「スポーツ立国」とは、スポーツにかかわる自立・自律した人々が集う地域(ローカル)の主体的かつ自治的なスポーツ実践が、「スポーツ宣言日本」が目指す社会へと導くとともに、その運動(ムーブメント)がアジア近隣諸国から地球規模へと広がることによってグローバル課題の達成に寄与していくという新しい「立国」

のあり方を示すものである。今後 10 年を見据えて「スポーツ立国の実現」へと向かうためには、スポーツの 21 世紀的価値の享受を目指す国民スポーツ推進の方向性を踏まえて「スポーツ立国」のイメージ像を具現化するとともに、その実現に向けた推進計画の企画・立案と組織体制の整備が必要となる。

「スポーツ立国」のイメージ像としては、次のような点が考えられる。

- 1) スポーツの本質的な意義や価値を個々人が理解し、ライフステージに応じた「生きがい」や「幸福」を追究する多様なスポーツライフスタイルを形成している状況
- 2) スポーツを「する・みる・支える」楽しさに加えて、スポーツを「分析」、「表現」する楽しさなど、身体的・知的・感性的なスポーツ享受の楽しさが広がっている状況
- 3) スポーツが公的な存在として認知され、誰もが容易にスポーツに参加できる環境が整い、スポーツを核とした新しい地域社会（コミュニティ）が構築されている状況
- 4) スポーツを通して地球環境や他者への共感の能力が育まれ、積極的な自然環境への配慮がなされるなど、環境との共生をベースとする持続可能な社会の構築が志向されている状況
- 5) スポーツを通してフェアプレー精神の本質が理解され、草の根レベルから社会（国）レベルの交流によって、人々の相互尊敬や異文化理解を基調とする真の親善と友好が広がっている状況
- 6) 国民の 3 人に 2 人（65%程度）が週 1 回以上の継続的なスポーツ活動を実践しているとともに、国民の 3 人に 1 人（30%程度）が日常的・継続的なスポーツ活動の受け皿となる地域スポーツクラブに加入している状況

このイメージは、これまでの本会のスポーツ振興方策においてスポーツ「のある（＝をする、をみる、を支える等）」暮らしや生き方を目指してきたことを踏まえつつ、さらにスポーツ「を通して」どのような暮らしや生き方を目指すことが可能なのか、そしてそれがどのような社会を構築していく可能性をもっているのかを追究することを目指すものである。

(2) スポーツ立国の実現に向けた事業推進のあり方 ～「振興」から「推進」へ～

1) 事業展開の考え方

本会は、これまでのスポーツ振興方策において「生涯スポーツ社会の実現」を基本理念とし、人々の主体的なスポーツへのかかわり方を尊重しながらも、スポーツを「する、みる、支える」などの多様なスポーツ享受に向けて「先導・主導」しながらスポーツを盛んにするという「振興」を念頭に置いた振興計画の企画・立案および諸事業の展開・実施を図ってきた。

しかしながら、「スポーツ宣言日本」では、「人間とスポーツとのかかわり」を基盤と

しつつ、スポーツの意義を社会的価値として捉えた「スポーツと社会とのかかわり」がより重視されていることから、今後 10 年を見通したスポーツ推進の新たな基本理念として「スポーツ立国の実現」を提示したところである。この新たな基本理念の実現に向けては、人々がスポーツの本質的な意義や価値を実感することが不可欠であり、これまで以上に人々の内発的な動機に基づいたスポーツ文化の豊かな享受を促すことが求められているといえる。

したがって、従来の先導・主導していくという「振興」にかわる新たな事業展開の考え方として、スポーツを愛好する自立・自律した人々の需要（ニーズ）と潜在的なパワーを引き出すとともに、豊かなスポーツ文化の享受に向けて自発的・自治的なスポーツへの参画を後押しする「推進」という考え方に基づく政策的、組織的な事業展開を図ることが必要となる。

このことを踏まえて、今回の方策の策定にあたり、従来のスポーツ「振興」方策からスポーツ「推進」方策に改めることとした。

本会は、この諸事業の展開・実施に関する「推進」という考え方に基づき、基本理念として示した「スポーツ立国の実現」を目指して、国民一人ひとりや組織等の多様なスポーツ需要（ニーズ）に対応するための「効果的」な事業の企画・立案とともに、限りある資源（人的、物的、財政的、知識・情報等）の「効率的」な活用による事業の展開・実施を図ることが求められる。

2)事業推進の方向性

本会が、国民一人ひとりのスポーツ文化の豊かな享受やライフステージに応じた多様なライフスタイルの形成のみならず、それらを通したスポーツを核とする望ましい社会の実現に貢献していくためには、諸事業の展開・実施に関する基本的な考え方が「振興」から「推進」に改められた点を十分に踏まえておく必要がある。つまり、これからの諸事業の推進は、これまで以上に人々のスポーツ実践への内発的な動機に基づいたスポーツ文化の豊かな享受を重視し、国民一人ひとりが個々のニーズに応じて自発的・主体的にスポーツへ参画することを「後押し」するための政策的な取り組みを組織として一体的に展開していくことが求められているといえる。

そのためには、個々の既存事業についての抜本的な見直しや改善・充実を図ることが不可欠であることはもとより、本会の事業全体への相乗的・波及的效果を導き出すことを念頭に置いた諸事業の展開・実施の可能性についても検討する必要がある。具体的には、個々の既存事業の特徴・特性を再確認し、その関連性について考慮する必要がある。その上で、既存事業間の効果的・効率的な連携・協働を図るとともに、新たな事業を構想することにより、これまで以上に多くの人々の自発的・自治的なスポーツへの参画を促すことが期待できる。

現行の本会事業は、国民体育大会・日本スポーツマスターズの開催、国際・国内的な

スポーツ交流、スポーツ少年団・地域スポーツクラブの育成、スポーツ指導者の育成、スポーツ医・科学の研究およびスポーツ情報・広報・社会貢献活動などで構成されている。これらの事業は、それぞれのもつ特徴・特性から、非日常的なスポーツ享受の機会を提供する事業（イベント事業）、日常生活に密着したスポーツ享受を促進する事業（クラブ事業／エリア事業）、そして上記二つの事業の質的な向上を支える事業（ソフトインフラ事業）の三つに区分することができる。

本会は、今後「スポーツ立国」を着実に実現していくために、この三つの区分を基盤として、各事業区分内の関連性はもとより、事業区分間の連携を念頭に置いた一体的・総合的な事業推進を図っていくことが必要となる。

以下では、三つに区分した各事業の特徴を示しつつ、今後10年の本会の事業推進の視点を提示する。

(3) 事業推進の視点

1) イベント事業

非日常的なスポーツ享受の機会を提供する「イベント事業」との関連性を有する本会の既存事業は、以下の3つの事業を挙げることができる。

- ① 大会イベント（国民体育大会、日本スポーツマスターズなど）
- ② 国際交流イベント（日韓・日中交流事業、日独スポーツ少年団同時交流など）
- ③ 市民交流イベント（体育の日記念行事など）

イベント事業は、競争的なスポーツを楽しむ人々が日頃のスポーツ実践の成果を競う場を提供するとともに、スポーツを「する」以外の「みる・支える」などの多様なスポーツ需要およびスポーツ享受を喚起する。さらに、スポーツを通じた相互理解による親善と友好を意識させる機会の提供や、環境や人にやさしいライフスタイルの形成など、国民一人ひとりに多様なスポーツ活動の機会を提供し、日常的なスポーツ享受の量的増大と質的深化の契機となるという特徴を有している。

したがって、今後は、大会および交流イベントにおけるスポーツを「する」以外の多様なスポーツ享受の楽しさを体験する機会の提供や、イベント終了後の環境への配慮や地域の活性化などへの波及効果を意識した運動（ムーブメント）を展開するとともに、交流イベントにおける積極的な異文化交流による相互理解の促進を図ることなどを意識した事業の展開・実施が必要となる。

スポーツ立国のイメージ像とイベント事業の特徴を踏まえて、今後の既存事業の充実・発展および新たな事業を創出するためには、以下のような視点を考慮する必要がある。

- ・ スポーツを「する・みる・支える」楽しさに加えて「書く・描く・写す」など表現する芸術的な楽しさや「分析・評論」する知的な楽しさを体験し共有することのできる機会の提供

- ・ 障がい者を含めたトップレベルの競技者から一般の愛好者レベルまでが参加できる多様なスポーツ享受の機会の提供
- ・ 幼児から高齢者までが気軽に参加できる多様なスポーツ享受の機会の提供
- ・ フェアプレーや環境問題に関する意識の高揚および地域の活性化（地域づくり）を図る運動（ムーブメント）の促進
- ・ 自然環境や都市環境・空間とのかかわりを重視した環境との共生を育むスポーツが体験できる機会の提供
- ・ 民族・地域独自の歴史的・伝統的なスポーツ経験を通じた異文化理解やフェアプレー精神の涵養による親善と友好を促進する機会の提供
- ・ 「スポーツ宣言日本」を普及・啓発する機会としてのイベント事業の活用
- ・ 自然環境や都市環境との共生および保全を意識する機会としてのイベント事業の活用
- ・ スポーツへの興味・関心の低い層への広報およびマーケティング活動の機会としてのイベント事業の活用

2) クラブ事業／エリア事業

日常生活に密着したスポーツ享受を促進する「クラブ事業／エリア事業」との関連性を有する本会の既存事業は、以下の3つの事業を挙げることができる。

- ① スポーツ少年団の育成
- ② 地域スポーツクラブの育成・支援（総合型地域スポーツクラブなど）
- ③ 地域スポーツ施設の整備促進と運営支援

クラブ事業／エリア事業は、スポーツ実践のための「時間・空間・仲間」を提供するとともに、地域における多様なスポーツニーズをもつ人々の交流や組織化を促し、自主的・自治的な活動に発展することによる新たな地域社会（コミュニティ）の形成にも貢献する可能性をもつなど、国民一人ひとりに日常的なスポーツ活動の機会を提供し、スポーツ享受の量的増大と質的深化を促すという特徴を有している。

したがって、今後は、多様なスポーツニーズに対応可能な地域スポーツクラブの育成および単一種目の地域スポーツクラブの多世代化・多志向化を図るとともに、クラブ間のネットワーク機能の強化や人的交流の促進、さらには活動の拠点となる地域スポーツ施設の充実を図ることなどを意識した事業の展開・実施が必要となる。

スポーツ立国のイメージ像とクラブ事業／エリア事業の特徴を踏まえて、今後の既存事業の充実・発展および新たな事業を創出するためには、以下のような視点を考慮する必要がある。

- ・ 多様なスポーツ享受を共通基盤とするスポーツ愛好者の絆（つながりや縁）を中心とするコミュニティ形成の促進
- ・ 障がい者を含めたトップレベルの競技者から一般の愛好者レベル、幼児から高齢者

までが気軽に参加・加入できる地域スポーツクラブの育成・支援

- ・ 国民一人ひとりの身体的・心理的・社会的特性等の相違を考慮した、従来のスポーツの形態や内容にとらわれない新たなスポーツモデルの開発および実践
- ・ 地域スポーツクラブのネットワーク機能の強化および学校運動部活動等との連携・協働の促進
- ・ 多様なスポーツ享受を支えるスポーツ指導者やアスリートの活用を促進する場としてのクラブ事業／エリア事業の活用
- ・ 地域スポーツ施設の活用および学校体育施設の開放に関する合理化・効率化の促進への支援
- ・ 地域における身近な活動拠点としてのスポーツ施設の整備促進への働きかけ

3) ソフトインフラ事業

非日常のおよび日常的なスポーツ享受の質的向上を支える「ソフトインフラ事業」との関連性を有する本会の既存事業は、以下の4つの事業を挙げることができる。

- ① スポーツ指導者育成
- ② スポーツ医・科学研究
- ③ スポーツ情報、広報、社会貢献活動
- ④ その他のスポーツ事業

ソフトインフラ事業は、スポーツ文化の豊かな享受を支える人的、物的、知識・情報等の資源の開発および効果的・効率的な活用を促進することによって、非日常的なイベント事業および日常的なクラブ事業／エリア事業によるスポーツ享受の量的増大と質的深化を支援するという特徴を有している。

したがって、今後は、より多くの人々のスポーツへの参画および実践を促すための科学的・経営的根拠（エビデンス）や新たなスポーツモデルの開発とともに、スポーツ指導者をはじめとする人的資源や研究成果などの知的資源の有効活用およびその効果的な広報・宣伝・社会貢献などを意識した事業の展開・実施が必要となる。

スポーツ立国のイメージ像とソフトインフラ事業の特徴を踏まえて、今後の既存事業の充実・発展および新たな事業を創出するためには、以下のような視点を考慮する必要がある。

- ・ 「スポーツ宣言日本」に基づくスポーツの基本的な捉え方（意義や価値）やフェアプレー精神の普及・啓発
- ・ スポーツを「する・みる・支える」楽しさに加えて「書く・描く・写す」など表現する芸術的な楽しさや「分析・評論」する知的な楽しさの享受を促進するプログラムの研究・開発および普及・啓発
- ・ 国民一人ひとりの身体的・心理的・社会的特性等の相違を考慮した、従来のスポーツの形態や内容にとらわれない新たなスポーツモデルの研究・開発および普及・啓

発

- ・ 多様なスポーツ享受に対応可能なスポーツ指導者の養成システムおよびカリキュラムの開発・充実
- ・ スポーツ指導者およびアスリートの有効活用のためのマッチングシステムの整備
- ・ スポーツ関連情報の共有と管理システムの構築および広報・情報発信ツールの充実

(4) スポーツ立国の実現に向けた組織体制のあり方

本会は、これまで全国的に普及している競技スポーツを統括する中央競技団体と都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体協」という。）を中心的な加盟団体とし、加えて、日本障害者スポーツ協会や日本中学校体育連盟をはじめとした体育・スポーツ関連団体に新たな加盟の道を開いてきている。

しかしながら、本会が新たなスポーツ推進の基本理念として提示した「スポーツ立国の実現」を目指すためには、内外の民間スポーツ関係団体の力を結集し、今後一層の社会的な認知と理解を得て、幅広い資源と支援を継続的に獲得できる民間スポーツ組織としての体制をより盤石にしていく必要がある。さらに、社会情勢の変化に対応するための組織的な改革・改善、組織経営の自律および財政の自立を高めることにより、わが国のスポーツ推進体制全体の「自律・自立」を促すよう支援することが求められる。

本会は、このような組織体制のあり方を踏まえて、以下のような視点に留意して組織体制の整備を図る必要がある。

1) 民間スポーツ統括団体としての組織率の向上

本会が、より多くの幅広い人々に認知され、理解され、支持される民間スポーツ統括団体に発展するためには、多様なスポーツ享受に柔軟に対応する加盟領域の拡大や未加盟の民間スポーツ関係団体の加盟促進、クラブ・個人単位での新たな登録・加入制度の創設、さらには情報システムの構築・活用によるスポーツ享受者のネットワーク化の促進を図るなど、加盟・登録等の新たなメリットの創出と提供を行う必要がある。

2) 民間スポーツ関係団体との連携・協働の促進

本会が、効果的・効率的に事業を推進するためには、国内では JOC、日本レクリエーション協会、全国スポーツ推進委員連合、学校体育関係団体、スポーツ産業関連団体およびスポーツ振興財団等との連携、国外では諸外国のスポーツ統括団体および国際スポーツ・フォー・オール協議会（以下「TAFISA」という。）との連携による国際的な信頼の確立等、多様化・分散化する民間スポーツ関係団体の連携強化に向けたリーダーシップを発揮する必要がある。

3) 財政的な基盤の充実

本会が、民間スポーツ統括団体としての主体性や自立性を確保するためには、財政的な透明性の向上や補助金・助成金の増額を図ることはもとより、新たなスポンサーの開拓などによる支援システムの拡充、会員の多様化による会費収入の増大や優遇制度の有効活用による寄付金の増額、さらにはマーケティング戦略の構築による収益事業の展開など、財政的な基盤の確立や充実に向けた積極的な財源の確保・充実に努める必要がある。

4) 民間スポーツ・シンクタンクとしての機能強化

本会が、将来の社会情勢に適切に対応したスポーツ政策の企画・立案を担う組織となるためには、多様な専門家集団による情報の収集・分析機能の強化や、スポーツ医・科学の調査研究の充実はもとより、科学的・経営的根拠（エビデンス）に基づく事業評価システムの構築に向けた事務局内の企画部門の設置など、スポーツ・シンクタンクとしての機能強化と体制整備を行う必要がある。

5) スタッフの資質向上のための人材育成システムの開発

本会が、全ての事業を効果的・効率的に推進していくためには、既存の職員研修プログラムの質的向上はもとより、シンクタンク機能を担うスペシャリストとしての資質向上を図るための研修制度の構築を図るとともに、加盟団体をはじめとする内外の民間スポーツ関係団体や研究機関等との人事交流制度の構築を検討する必要がある。

6) 新たな組織ブランドの確立

本会が、民間スポーツ統括団体としての認知度を高め、イメージの向上や社会的な信頼を獲得するためには、国内のスポーツ関係団体との連携による既存プロダクトの価値を高めることはもとより、スポーツの本質的な意義や価値を内外にアピールする必要がある。さらに、内外のスポーツ分野以外の団体との連携による新たなプロダクトの開発・普及などのブランド戦略を展開するとともに、本会の組織体制にふさわしい名称の変更を含めた新たなイメージを開発・普及する必要がある。

Ⅱ. 「スポーツ振興 2008」の達成状況と今後の課題

ここでは、「スポーツ振興 2008」において、21 世紀における国民スポーツ振興方策としてあげた「1.日本体育協会組織の充実・強化」、「2.国民スポーツ振興事業の推進」、「3.スポーツ振興財源の確保」、さらに「スポーツ振興 2008」に提起された方策以外に対応した事項について、その取り組みと達成状況を評価し、今後の課題について明らかにする。

1. 日本体育協会組織の充実・強化

本会と加盟団体等において、今後の国民スポーツ振興の基本理念を共有し、振興方策の基本的方向について相互理解を図り、本会および加盟団体並びに市町村体育協会（以下「市町村体協」という。）組織の一層の充実・強化と柔軟で弾力的な組織体制の整備を行うこととした。

- (1) 本会組織の拡充
- (2) 加盟団体の基盤整備の促進
- (3) 市町村体協組織の整備
- (4) 民間スポーツ関係団体との連携の促進
- (5) 国内・外のスポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備
- (6) 公益法人制度改革への対応
- (7) スポーツ振興法の改正に伴う対応

【達成状況と評価】

(1) 本会組織の拡充

- 1) 日本近代五種・バイアスロン連合組織の分離に伴い平成 23（2011）年 6 月に日本バイアスロン連盟が加盟、また、平成 24（2012）年 6 月に日本スポーツチャンバラ協会が、平成 25（2013）年 3 月に日本ドッジボール協会および全国高等学校体育連盟が新規に加盟した。さらに、準加盟団体として平成 23（2011）年 6 月に日本チアリーディング協会が加盟した。

なお、平成 25（2013）年 3 月末に日本トランポリン協会が日本体操協会に合併したことにより解散し本会を退会した。

＜日本体育協会加盟団体数 平成 25（2013）年 3 月 27 日現在＞			
中央競技団体	57 団体	都道府県体育（スポーツ）協会	47 団体
関係スポーツ団体	5 団体	準加盟団体	4 団体
		計	113 団体

□都道府県体育（スポーツ）協会を以下「都道府県体協」という。

- 2) 新たな加盟領域の創設および総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の登録制度の創設については、具体的な検討を行うまでに至らなかった。

(2) 加盟団体の基盤整備の促進

- 1) 都道府県体協等が実施する各種事業の一層の充実と円滑な運営体制の整備など組織の基盤整備を図ることを目的に、創立 100 周年記念事業の一環として、平成 22 (2010) 年から「都道府県体育協会組織基盤整備事業」を実施した。
また、加盟団体に対し、各種助成事業、委託事業等を実施した。
- 2) 総合型クラブやスポーツ少年団をはじめとした地域スポーツクラブ等の育成事業を通して加盟団体の基盤整備の拡充を図った。なお、加盟団体との人事交流や研修制度の充実等については、具体的な検討を行うまでに至らなかった。

(3) 市町村体協組織の整備

前述の「都道府県体育協会組織基盤整備事業」の一環として、都道府県体協を通じて市町村体協の基盤整備に係る助成事業を実施したが、法人格の取得や財源の確保などの方策を示すまでには至らなかった。

(4) 民間スポーツ関係団体との連携の促進

加盟団体と連携・協力し、スポーツ指導者育成事業をはじめとした各種事業を推進した。

また、加盟団体以外の民間スポーツ関係団体とは、TAFISA-JAPAN の活動に係る連携・協力、生涯スポーツ・体力づくり全国会議などの事業を共催するとともに、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) や日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) 等が主催する事業等に協力・支援した。

(5) 国内・外のスポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備

公益財団法人として、加盟団体のコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を図るため加盟団体規程を改正するなど、法令等に適合した諸規程を整備するとともに、加盟団体に対して、その遵守の徹底を図った。

(6) 公益法人制度改革への対応

本会については、平成 23 (2011) 年 3 月 29 日付で認定処分がおり、同年 4 月 1 日付で公益財団法人への移行登記が完了した。加盟団体の移行手続きについても順調に進み、平成 25 (2013) 年 6 月 1 日現在、競技団体 51 団体、都道府県体協 47 団体、関係スポーツ団体 4 団体、準加盟団体 2 団体の計 104 団体が移行を完了した。

(7) スポーツ振興法の改正に伴う対応

本会では、平成 20 (2008) 年 4 月に加盟団体・準加盟団体に対し「日本体育協会」および「国民体育大会」の名称の変更について調査を実施し、都道府県体協では半数

以上が「時期尚早である」、競技団体では半数以上が「賛成である」との結果であったため、改めて加盟団体等の意見を聴取するなど今後も継続して検討することとした。

なお、平成 23（2011）年 6 月にスポーツ振興法が「スポーツ基本法」に全面改正されたが、同法では「日本体育協会」および「国民体育大会」の記載は変更されていない。

【「スポーツ振興 2008」以外で対応した事項】

(1) スポーツ界における暴力行為根絶に向けた取り組み

大阪市立の高等学校での部活動顧問による暴力行為の問題や柔道女子日本代表監督による代表選手への暴力問題に端を発し、社会問題となっているスポーツ界での暴力問題に対応するため、張会長のメッセージ文の発出、スポーツ少年団各種交流大会での実態調査、本会倫理に関するガイドラインの周知等を行うとともに、本会、JOC、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟と連携し、平成 25（2013）年 4 月 25 日に「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」を開催した。その際、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択し、スポーツに関わる全ての人々に対して、暴力行為根絶について周知・徹底を図った。

また、「暴力行為根絶宣言」の普及を図るため、スローガンの募集を行っている。

【今後の課題】

(1) 本会組織の拡充

国民スポーツを一層推進し、スポーツ立国の実現を図る観点から、本会未加盟の全国を統括する民間スポーツ関係団体の本会への加盟促進を図る。また、新たな本会加盟領域の創設の検討、総合型クラブの地域ネットワークを構築するための登録制度の創設などについて継続して検討する必要がある。

(2) 加盟団体の基盤整備の促進

加盟団体の円滑な組織運営体制の整備を図る観点から、各種スポーツ推進事業に対する助成事業等の一層の充実と協賛制度の拡充を図る。また、人材確保をはじめとする基盤整備のため、職員の人事交流や研修制度の充実について検討する必要がある。

(3) 市町村体協組織の整備

市町村体協とスポーツ少年団、総合型クラブの連携を促進するとともに、地域住民のニーズに対応した各種事業が主体的に推進できるよう、都道府県体協と連携して、法人格の取得促進や財源の確保等の方策について検討する必要がある。

(4) 民間スポーツ関係団体との連携の促進

全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟、JADA および JSAA をはじめとした民間スポーツ関係団体と連携し、諸事業に対し、引き続き協力・支援を行う必要がある。また、中央においては本会が、地方においては都道府県体協が中心的なコーディネイト役として、民間スポーツ関係団体との連携・協力の実態を把握し、一層の効果的な事業の推進を図るための方策について検討する必要がある。

(5) 国内・外のスポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備

国内・外のスポーツ界の動向に対応した諸規程の整備を図る。また、加盟団体をはじめとしたスポーツ関係団体等に対し、スポーツ活動における暴力行為根絶に向けたガイドラインや体制の整備を促進するとともに、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化をより一層図るための方策について指導・助言する必要がある。

(6) 公益法人制度改革への対応

移行期限＜平成 25（2013）年 11 月＞までに加盟団体が新制度へ円滑に移行できるよう引き続き緊密な連携を図っていく必要がある。

2. 国民スポーツ振興事業の推進

○国民体育大会の改善・充実

国民体育大会（以下「国体」という。）の改善・充実を推進するために、「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」(以下「国体改革 2003」という。)で示した「新しい国民体育大会の方向性」の基本方針に基づき、「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」および「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」を踏まえ、文部科学省および開催地都道府県（以下「開催県」という。）などの関係機関・団体等と連携を図り、以下の点を中心とした改善・充実を図っていくこととした。

- (1) 大会名の検討
- (2) 大会規模の適正化
- (3) 実施競技の見直し
- (4) 新たな種別等の採用
- (5) 大会の開催期間
- (6) 競技施設の整備
- (7) 国体開催地の財政負担の軽減（マーケティング活動の推進）
- (8) 広報活動の展開
- (9) スポーツボランティアの育成
- (10) 冬季大会のあり方について

【達成状況と評価】

(1) 大会名の検討

大会名称については、「日本体育協会」の名称変更と併せて、加盟団体に対してアンケート調査を実施したところ、賛否がほぼ半々であったため、スポーツ振興法の改正の動向を見つつ取り進めることとしていたが結論を得るまでには至らなかった。

(2) 大会規模の適正化

- 1) 「国体改革 2003」で示された「大会規模の適正化」に基づき、平成 20 (2008) 年の第 63 回大会 (大分県) までに、全実施競技で 4,625 名 (約 15%) の参加人員の削減を実施した。
- 2) 各競技会の規模 (参加チーム数および選手数等) については、具体的な見直しを行うまでに至らなかった。

(3) 実施競技の見直し

- 1) 実施競技の分類、正式競技の実施形態および実施競技の採用などについて平成 20 (2008) 年に新たな基準を定め、実施競技を正式競技、公開競技、特別競技、デモンストレーションスポーツに分類した。また実施競技については、加盟 (準加盟を含む) 競技団体に対する調査を行い平成 27 (2015) 年の第 70 回大会以降、4 大会ごとに見直すこととした。
- 2) 上記基準に基づき、第 70~73 回大会 (第 1 期) および第 74~77 回大会 (第 2 期) における実施競技を決定した。第 70 回本大会 (和歌山県) からトライアスロン競技を正式競技として新たに採用した。

(4) 新たな種別等の採用

ジュニア競技者育成の観点から、中学 3 年生が参加する競技について、文部科学省、各中央競技団体および日本中学校体育連盟等と連携し、平成 21 (2009) 年の第 64 回大会以降、平成 24 (2012) 年の第 67 回大会までに新たに 2 競技を加え、18 競技に拡充した。なお、各都道府県における競技の普及状況などから新たな女子種別の採用には至らなかった。

(5) 大会の開催期間

- 1) 本大会開催期間を 11 日間から 9 日間とすることについては、具体的な検討を行うまでには至らなかったが、開催県における競技施設および宿泊施設の状況等を踏まえ、当面の間、現行の 11 日間とした。
- 2) 一部競技の会期前実施について、大会の充実・活性化の観点から、水泳競技は日本水泳連盟の競技者育成スケジュール等を考慮し、平成 21 (2009) 年の第 64 回

本大会（新潟県）以降、9月中旬までに実施することとした。また、大会運営の簡素・効率化の観点から、開催県の施設整備状況等を踏まえ、一部競技の会期前実施について柔軟な対応を行った。

(6) 競技施設の整備

- 1) 開催県において競技会を行うための十分な施設・設備等の確保が困難な場合、開催県等の意向を踏まえ、隣接する都道府県または本会が定めるブロック(地域区分)内の施設の使用について、実施競技団体等の協力を得て柔軟に対応した。
- 2) 国体開催後の利用も視野に入れた競技施設のガイドライン等の策定については具体的な検討を行うまでに至らなかった。

(7) 国体開催地の財政負担の軽減（マーケティング活動の推進）

- 1) 冬季大会については、開催県に対し、本会から開催経費の一部を助成するとともに、関係機関に要請した結果、平成 20（2008）年度から開催支援事業が、また平成 23（2011）年度から競技会場整備事業が新たにスポーツ振興くじ助成事業の助成対象事業として認められた。
- 2) 国体における企業協賛について、冬季大会では平成 20（2008）年の第 63 回大会（長野県）から開催県との連携のもと導入・実施した。本大会では平成 22（2010）年に制定した「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、平成 26（2014）年の第 69 回本大会（長崎県）から本会と開催県が共同で実施することとしている。

(8) 広報活動の展開

- 1) 国体開催県の県民への PR と県内の気運醸成のため、開催県の企画により県内を巡る炬火リレーを実施するなど、開催県と協力して PR 活動を展開した。
- 2) 「みるスポーツ」の観点からの競技日程の編成や競技運営の見直し、観戦ツアーの企画等については、具体的な検討を行うまでに至らなかった。

(9) スポーツボランティアの育成

本会が全国的な視野から組織的に取り組むための体制整備を図るまでには至らなかった。しかし、国体の開催を機に対応可能な都道府県体協等において、スポーツボランティアの登録制度や各種スポーツイベント等への活用の取り組みが行われている。

(10) 冬季大会のあり方について

- 1) 冬季大会参加選手のコンディション調整への配慮から、平成 22（2010）年の第

65 回大会（北海道）以降、冬季大会の開・閉会式を廃止し、本大会の総合開・閉会式と一本化した。

- 2) 冬季大会の円滑な開催地選定に向けた取り組みとして、第 65 回大会（北海道）をスタートとする冬季大会開催地のローテーション化については、その確立までには至らなかった。引き続き、開催可能な施設を有している都道府県との調整を行っている。

【「スポーツ振興 2008」以外で対応した事項】

(1) 参加基準等の見直し

国体の充実・活性化の観点から、以下のとおり参加基準等の見直しを行った。

- 1) 平成 21（2009）年に、JOC エリートアカデミーにかかわる選手は、卒業小学校の所在地を所属都道府県として参加できることとし、平成 22（2010）年の第 65 回冬季大会（北海道）から実施した。
- 2) 平成 23（2011）年に、「ふるさと選手制度」を改訂し、日本国籍を有する者および永住者については、日本における滞在期間にかかわらず、同制度を活用できるものとし、同年の第 66 回本大会（山口県）から実施した。
- 3) 平成 23（2011）年 2 月に、所属都道府県として「居住地を示す現住所」または「勤務地」を選択する場合の日数要件等を定め、同年第 66 回本大会（山口県）から実施した。同年 6 月には、冬季競技の競技特性や冬季大会の開催時期等を考慮した改訂を行い、平成 24（2012）年の第 67 回冬季大会（愛知県・岐阜県）から実施した。
- 4) 平成 23（2011）年に、オリンピック競技大会の参加選手等のトップアスリートについては、国体予選会を免除するとともに、所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合の日数要件を定めないこととし、平成 24（2012）年の第 67 回本大会（岐阜県）から実施した。
- 5) 正式競技の監督に対する本会公認スポーツ指導者資格の保有義務付けについて、平成 25（2013）年の第 68 回冬季大会（東京都・秋田県）から実施した。

【今後の課題】

(1) 大会名の検討

国体の充実・活性化を図り、国民の注目・関心を一層高めるため、関係機関・団体等と十分協議し、大会名称の変更の必要性を含め検討する必要がある。

(2) 各競技会の実施規模等の適正化

- 1) 競技会の充実・活性化の観点から、各競技会の規模（参加チーム数および選手数等）の具体的な見直しについて、検討する必要がある。

- 2) 団体競技およびチーム競技において、1回戦がシードされることにより、自動的に8位入賞となる（競技得点が与えられる）状況の解消について検討する必要がある。
- 3) 選手が競技に専念できる環境を整備するため、選手・監督の兼任をなくし、専任監督の配置について検討する必要がある。

(3) 少年種別（ジュニア世代）の充実

「国体改革 2003」および国の「スポーツ基本計画」において、国体を次代を担うアスリートの発掘・育成の場として位置づけていることを踏まえ、競技レベルや安全面等を考慮した上で中学3年生が参加できる競技の拡充、少年種別の参加人数の増や年齢区分の見直し等について、実施競技団体等との調整の上、検討する必要がある。

(4) 女子種別の充実

国際的なスポーツ界の動向を見つつ、女性アスリートのさらなる発掘・育成の観点から各都道府県における普及状況などを踏まえ、女子種別の充実について検討する必要がある。

(5) 広報活動の展開

トップアスリートの参加、都道府県対抗という郷土性など「みるスポーツ」の対象として、国体のブランド的な価値を高揚するために、広報活動の一層の充実および新しいメディアの活用等について検討する必要がある。

(6) 冬季大会の開催地について

冬季競技開催可能施設を有している都道府県の協力を得て、開催地のローテーションの確立に取り組む必要がある。

(7) 国体ムーブメントに関する取組み

国体を一過性のイベントで終わらせるのではなく、国体の魅力・価値をより一層社会に浸透させていくとともに、「スポーツ宣言日本」のスポーツの使命の達成に向けた「スポーツ立国の実現」という基本理念に対応する観点から、スポーツの普及、競技者の育成、環境に配慮したスポーツ施設を中心とする社会インフラの整備やまちづくり、地域の活性化等を促進するための諸活動について、関係機関・団体等と連携し、「国体ムーブメント」として積極的・継続的に展開するための具体策を検討する必要がある。

○生涯スポーツ推進事業の充実

国民のスポーツニーズに対応し、「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」など、多様なかわりが可能となる環境の醸成が必要となるため、本会、都道府県体協および市町村体協の役割を明確にし、日常的なスポーツ活動の拠点となる総合型クラブをはじめとした地域スポーツクラブの育成・支援、日常のスポーツ活動の成果を試したり交流を促進したりするためのスポーツイベントの企画、さらには国際的・全国的なイベントの誘致・開催など、以下の事業を推進していくこととした。

(1) 地域スポーツクラブの育成・支援

- 1) 単一種目等の地域スポーツクラブの育成と拡充
- 2) 既存の地域スポーツクラブの連合化の促進
- 3) クラブ育成アドバイザーの資質向上と配置促進
- 4) 設立した総合型クラブの活動支援事業の実施
- 5) マネジメント能力を有するクラブマネージャー等の配置の促進
- 6) 総合型クラブ代表者による全国協議会（仮称）の組織化の検討
- 7) 都道府県における総合型クラブ連絡協議会等の設立促進
- 8) 学校運動部活動や民間スポーツクラブとの連携促進

(2) 日本スポーツマスターズの充実

(3) 新たな全国的総合スポーツイベントの創設

- 1) 日本スポーツマスターズの各競技参加者を超える年齢層を対象としたイベントの創設の検討
- 2) 総合型クラブ会員を対象とした全国的なイベントの創設の検討
- 3) 東アジアマスターズ大会（仮称）の創設の検討

(4) 都道府県レベルにおけるスポーツイベントの開催の検討

(5) 「みるスポーツ」の振興事業の推進

- 1) 「みるスポーツ」振興の観点からの本会諸事業の検討
- 2) 「みるスポーツ」振興に配慮した本会諸事業に関する広報・PR活動の検討
- 3) 各地方への魅力的なスポーツイベントの誘致に関する加盟団体への指導助言の実施

(6) 「支えるスポーツ」の振興事業の推進

- 1) スポーツボランティアの都道府県単位での組織化と支援制度の推進
- 2) スポーツボランティアへの本会公認スポーツ指導者資格の取得促進
- 3) スポーツに関する教養認定事業の実施の検討

(7) 新たな顕彰事業の創設

- 1) 日本スポーツグランプリに関する広報活動の推進
- 2) 総合型クラブに関する顕彰事業の創設の検討

【達成状況と評価】

(1) 地域スポーツクラブの育成・支援

1) 単一種目等の地域スポーツクラブの育成と拡充

地域スポーツクラブの育成・支援については、総合型クラブ育成への取り組みが中心となっており、単一種目等の地域スポーツクラブの育成については、具体的な取り組みを行うまでに至っていない。

総合型クラブの育成については、国の「スポーツ振興基本計画」に基づき、全国の各市区町村において少なくとも1つは総合型クラブを育成することとして平成24（2012）年7月現在、育成率は78.2%、その活動の定着化を進めている。

また、国の「スポーツ基本計画」では、単一種目（多世代・多志向）の地域スポーツクラブについても総合型クラブ育成に向けた支援の対象範囲とすることの検討が明記されている。

2) 既存の地域スポーツクラブの連合化の促進

地域住民によるスポーツ活動の受皿としての基盤整備を図るため、本会が作成・配布した「総合型クラブ創設ガイド」等を通して、スポーツ少年団を核とした総合型クラブづくりを含む既存クラブの連合化等に関する多様な事例を紹介し、その啓発・促進に努めた。

3) クラブ育成アドバイザーの資質向上と配置促進

クラブ育成アドバイザーの資質向上の一環として、「クラブ育成アドバイザーミーティング」や「ブロック別クラブミーティング」を実施し、情報の共有化を図った。なお、平成22（2010）年度から、新たに任命する者については、本会公認クラブマネジャーまたはアシスタントマネジャーの資格を有する者とした。

4) 設立した総合型クラブの活動支援事業の実施

設立した総合型クラブの安定的な活動等を目的とした支援のあり方について、関係機関等へ働きかけを行った結果、スポーツ振興くじ助成事業として、クラブの活動状況や事業規模に応じた支援を得られることになったこと、クラブマネジャーの賃金に係る助成対象期間が5か年から、必要な要件を満たす場合、最長8か年となるなどの改善が図られた。また、平成21（2009）年度から、SC全国ネットワークの主催事業として、スポーツ安全協会の支援を受けて、リスクマネジメント研修会を各都道府県で開催した。

5) マネジメント能力を有するクラブマネジャー等の配置の促進

より適切なクラブ運営に資するため、助成対象となる総合型クラブについては、平成22（2010）年度から本会公認クラブマネジャーまたはアシスタントマネジャー有資格者の配置を義務付けた。

6) 総合型クラブ代表者による全国協議会（仮称）の組織化の検討

平成 20（2008）年度に SC 全国ネットワークを本会組織内に設立した。このことにより、各クラブ間の情報の共有化および交流活動等への基盤が整備され、平成 24（2012）年 12 月末日現在、SC 全国ネットワークには、全国の総合型クラブの約 82%にあたる 47 都道府県 2,778 クラブが加入している。なお、総合型クラブの登録制度については具体的な検討を行うまでに至らなかった。

7) 都道府県における総合型クラブ連絡協議会等の設立促進

平成 23（2011）年 11 月に全都道府県に総合型クラブ連絡協議会が設立され、SC 全国ネットワークとの連携による全国的な総合型クラブ育成支援の基盤体制が整備された。

8) 学校運動部活動や民間スポーツクラブとの連携促進

地域スポーツクラブと学校運動部活動や民間スポーツクラブとの連携、その体制整備については、地域スポーツクラブ育成専門委員会において具体的な取り組み方法等について検討を行うまでに至らなかった。

(2) 日本スポーツマスターズの充実

大会創設 12 年目となる平成 24（2012）年度の高知大会での参加者は史上最大の 7,904 名となるなど、回数を重ねるごとに参加者数は増加している状況にあり、大会は定着してきたといえる。また、未実施競技団体から大会参加への希望や、自治体等から開催についての問い合わせが増加するなど、日本スポーツマスターズに対する関係機関・団体等からの関心が高まりつつある。

(3) 新たな全国的総合スポーツイベントの創設

1) 日本スポーツマスターズの各競技参加者を超える年齢層を対象としたイベントの創設の検討

日本スポーツマスターズの参加年齢層を超える者を対象にした総合大会については、具体的な検討を行うまでに至っていない。

2) 総合型クラブ会員を対象とした全国的なイベントの創設の検討

平成 24（2012）年に SC 全国ネットワーク加入クラブに対して調査を行ったところ、連絡協議会に期待する活動として、総合型クラブ会員を対象とした全国レベルの大会の創設よりも、有益な情報提供や他のクラブとの情報交換・交流についての優先度が高い結果となったことから、具体的な検討を行うまでに至らなかった。

3) 東アジアマスターズ大会（仮称）の創設の検討

東アジアマスターズ大会（仮称）の創設について検討を行うまでに至らなかったが、これまで全国スポーツ・レクリエーション祭に参加していた日韓成人交歓

交流事業の韓国選手団が、平成 24（2012）年度高知大会から日本スポーツマスターズに参加した。当該大会の創設に関しては、今後、日本スポーツマスターズおよび日韓成人交歓交流事業の実施状況を見据えた上で検討していくこととした。

(4) 都道府県におけるスポーツイベントの開催の検討

平成 24（2012）年に実施した SC 全国ネットワークの調査において、都道府県総合型クラブ連絡協議会に期待する事業として、県内総合型クラブ間のスポーツ交流事業の実施が挙げられた。しかし、この調査結果を踏まえた総合型クラブを中心とした都道府県内のスポーツイベントのあり方等についての検討には至っていない。

(5) 「みるスポーツ」の振興事業の推進

1) 「みるスポーツ」振興の観点からの本会諸事業の検討

国体においては、トップアスリートの参加促進を図るために予選会の免除、「ふるさと選手制度」の改訂や「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の制定などの参加基準の見直しを行ったことにより、多くの観客が各競技会場に会場に来場するなど一定の成果を得ることができた。また、開催県では広報活動の一環として、競技会映像をストーリーミング配信する等の取り組みが行われた。

2) 「みるスポーツ」振興に配慮した本会諸事業に関する広報・PR 活動の検討

① 国体においては、本会ホームページ上に選手団のコメント、トップアスリートの出場状況の掲載や大会の特徴、主な出場選手等についての記者会見を実施する等の広報活動を行った。

② 日本スポーツマスターズにおいては、シンボルメンバーによる大会の PR 活動を実施し、地元新聞社の協力を得て積極的な広報活動を行った。また、国体と同様に元トップアスリートの出場状況等について記者会見を実施する等の広報活動を行った。

3) 魅力的なスポーツイベントの誘致に関する加盟団体への指導助言の実施

各地方への魅力的なスポーツイベントの誘致に関する加盟団体への指導助言の実施について具体的な取り組みを行うまでに至らなかった。

(6) 「支えるスポーツ」の振興事業の推進

1) スポーツボランティアの都道府県単位での組織化と支援制度の推進

スポーツボランティアの都道府県における組織化や支援について、本会が中心となり具体的な方策を提示するまでに至らなかったが、国体の開催を機に対応可能な都道府県協等において、スポーツボランティアの登録制度や各種スポーツイベント等への活用の取り組みが行われている。

2) スポーツボランティアへの本会公認スポーツ指導者資格の取得促進

スポーツボランティアに対する公認スポーツ指導者資格取得促進の観点から、本会が助成対象とする総合型クラブのクラブマネージャーや国体正式競技の監督への有資格指導者の義務付けを行うなどの対応を行った。また、日本スポーツ少年団の第9次育成5か年計画では各単位団において複数の有資格指導者を配置することを平成27(2015)年度から義務付けることとした。

3) スポーツに関する教養認定事業の実施の検討

国民がスポーツを楽しみ、スポーツをより身近に感じるような「スポーツに関する教養認定事業」などについては、具体的に検討を行うまでに至らなかった。

しかし、「知るスポーツ」を標榜している「ナレッジスポーツ開発機構」の役員として本会役員が就任し連携を図っている。

(7) 新たな顕彰事業の創設

1) 日本スポーツグランプリに関する広報活動の推進

日本スポーツグランプリについては、毎年10名程度を表彰しており、国体役員懇談会での表彰や受賞者による記者会見を行うなど、その広報に努めた。

2) 総合型クラブに関する顕彰事業の創設の検討

総合型クラブの定着・発展を促進するための一環として、顕彰制度の創設についてSC全国ネットワーク等において検討したが、具体的な取り組みまでには至らなかった。

しかし、本会からの要請により、平成22(2010)年度から、国の「生涯スポーツ功労者表彰」において、クラブの創設・活動等により地域のスポーツ振興に貢献した者が対象に加えられた。さらに、国の「生涯スポーツ優良団体表彰」においては、総合型クラブの活動が評価され、毎年、20クラブ程度が優良団体として表彰されている。

【「スポーツ振興2008」以外で対応した事項】

(1) 総合型クラブ育成情報提供事業

ホームページの充実を図るとともに、平成17(2005)年度から、毎月、全国の総合型クラブ関係者および総合型クラブの創設に取り組んでいる者等に対しメールマガジンを配信するなど、最新情報の提供を行っている。

(2) クラブマネジメント指導者海外研修事業

地域スポーツクラブ先進国であるドイツのクラブ発展の意義や歴史、運営のノウハウ、育成システム等を研修し、わが国における今後の総合型クラブの発展・充実に資することを目的に、平成21(2009)年度から毎年15名を派遣(5泊7日)している。

(3) 「今後の総合型クラブ育成のあり方」についての検討

地域スポーツクラブ育成専門委員会中央企画班会議において、「今後の総合型クラブ育成のあり方」について検討し、本会が行う総合型クラブ育成事業における今後の取り組みの方向性および計画の策定に向けた作業を行い、平成 25（2013）年度 7 月までに取りまとめることとしている。

【今後の課題】

(1) 地域スポーツクラブの育成・支援

- 1) 単一種目型（多世代・多志向）地域スポーツクラブの育成や既存の地域スポーツクラブの連合化などを推進するとともに、総合型クラブ基盤整備のための支援について関係機関・団体等へ要望する必要がある。
- 2) スポーツ少年団を核とするなど、多様な形態による総合型クラブ創設に向けての方策を策定する必要がある。
- 3) 設立した総合型クラブが充実した活動を永続的にを行い、各地域に定着するよう、財政支援にとどまらず、公益性の高い組織として自立し発展していくために必要な研修や情報提供、個別の助言・指導を行う体制の構築等、継続的支援（フォローアップ）体制のあり方について検討する必要がある。
- 4) 総合型クラブの創設から自立・活動までを一体的にアドバイスするクラブアドバイザーの役割の重要性に鑑み、人材発掘と資質向上のための方策について検討する必要がある。
- 5) 平成 24（2012）年に実施した SC 全国ネットワークの調査結果を踏まえ、都道府県内のクラブ間、近隣のクラブ間のネットワークづくりのための具体的な方策を策定する必要がある。
- 6) SC 全国ネットワークの組織基盤とスケールメリットを活かし、関係機関・団体等に対し総合型クラブ育成などに係る連携・協働について積極的な働きかけを行う必要がある。
- 7) 全国の総合型クラブのネットワークの基盤強化に向け、SC 全国ネットワークへの加入率 100%を目指し、加入メリットの検討等、加入促進の取り組みを推進する必要がある。
- 8) 総合型クラブの安定的な運営を図り、クラブ間の情報交換・交流を促進する観点から、総合型クラブ登録制度の創設について検討する必要がある。
- 9) 総合型クラブ育成事業の推進や安定的な運営を図る等のために、協賛制度の導入等の財源確保について検討を行う必要がある。
- 10) 地域スポーツクラブ育成専門委員会において取りまとめた「今後の総合型クラブ育成のあり方」にかかわる取り組みの方向性および計画に基づき、総合型クラブがさらに充実・発展する上で必要な具体策の策定および実行に向けて、継続的に

取り組む必要がある。

- 11) 総合型クラブが地域の形成、活性化に果たす役割を改めて検証した上で、スポーツの推進を通じた新しい地域社会（コミュニティ）の構築に向けた方策を検討する必要がある。
- 12) 「スポーツ立国の実現」に向けて、総合型クラブの活動がスポーツを通して地域に生きる喜びを広げ、豊かな地域生活に寄与するものであるということを全国各地の地域スポーツクラブはもとより関係機関・団体等に対して発信していく必要がある。

(2) 日本スポーツマスターズの充実

- 1) 大会の参加者は回を重ねるごとに増加しているが、一部競技においては参加者が定員に満たない現状を踏まえ、実施競技の拡充や見直しを行う等、更なる大会の充実に向けて検討を行う必要がある。
- 2) 大会を安定的・継続的に開催していくために、新たなスポンサーの獲得や実施中央競技団体および開催県の経費負担等の検討を視野に入れ、財源確保に努める必要がある。

(3) 新たな全国的総合スポーツイベントの創設

- 1) 総合型クラブ会員を対象とした全国的な大会の創設にあたっては、近隣クラブとの交流や都道府県内のクラブ間交流などの段階的な交流を推進していく中で、具体的な検討を行う必要がある。
- 2) 日本スポーツマスターズの参加年齢層を超える者を対象とする大会の創設にあたっては、国体、日本スポーツマスターズ、健康福祉祭（ねんりんピック）などの実施状況等を踏まえて、大会の位置づけ、性格、目的等について検討を行う必要がある。
- 3) 東アジアマスターズ大会（仮称）創設については、日本スポーツマスターズを充実した上で、日本スポーツマスターズでの日韓成人交歓交流事業の実績を踏まえて、改めて検討を行う必要がある。

(4) 都道府県におけるスポーツイベントの開催

都道府県におけるスポーツイベントについては、都道府県内での実施状況等を調査した上で既存の大会への支援等の具体的な方策について検討する必要がある。

(5) 「みるスポーツ」の推進

- 1) トップアスリート等のプレーを見ることによって、感動やあこがれが生まれ、「するスポーツ」への動機づけとなるため、国際大会、国体、日本スポーツマスター

ズ、各競技団体が実施する全日本選手権大会等のスポーツイベントに関する積極的な広報活動等について関係機関・団体等と連携して検討する必要がある。

- 2) 中央競技団体や都道府県体協と連携・協力し、全国各地への魅力的なスポーツイベントの誘致等について検討する必要がある。

(6) 「支えるスポーツ」の推進

国体、日本スポーツマスターズ等の全国的イベントでは、開催地で大会ごとにスポーツボランティアを募集しているのが現状である。今後は、全国的な組織整備に向けて、地域のスポーツボランティア団体の活動状況を踏まえ、その情報を共有するための全国的なスポーツボランティアのネットワーク化の促進について具体的な検討を進めていく必要がある。

(7) 新たな顕彰事業の創設

総合型クラブを対象とした顕彰事業の創設については、国の「生涯スポーツ功労者表彰」や「生涯スポーツ優良団体表彰」の状況を踏まえ、今後とも全国各地のクラブの創設状況や活動状況等に配慮しながら、改めて検討する必要がある。

○スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進

「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、継続的なスポーツ実践者の増大を図るためには、国民一人ひとりに対し、スポーツ文化を豊かに享受する能力を育成することができる資質の高い指導者の存在が不可欠である。

本会公認スポーツ指導者制度の改定＜平成 17（2005）年度＞により、一定の成果を得ることができたが、今後、国際競技力の向上とともに、国民スポーツ振興に必要なスポーツ指導者の育成を図り、活用を促進するため、以下の事業を推進することとした。

- (1) 養成システムの充実
- (2) 新たな分野の指導者制度の創設
- (3) 有資格指導者の活動環境の整備と積極的な活用
- (4) 公認スポーツ指導者制度の全国的普及啓発

【達成状況と評価】

(1) 養成システムの充実

- 1) 事業の効率的・効果的な実施を目的にとりまとめた「公認スポーツ指導者共通科目養成講習会における提言」に基づき、平成 22（2010）年度から科目別主任講師を配置し、テキストの改訂、講師の選定など共通科目講習内容の充実・標準化に取り組んでいる。
- 2) 免除適応コース承認校は年々増加しており、平成 25（2013）年 3 月現在、大学・

短期大学は 193 校、専門学校は 39 校となっている。また、同適応コースでは、競技団体との連携のもと、専門科目の免除措置の適用をすることができる資格を増やすなど、本制度の充実を図っている。

- 3) 指導者養成拠点（学校）の整備充実については、広域スポーツセンター、都道府県および市町村体協等との連携のもと、アシスタントマネジャーの養成を推進している。また、免除適応コース承認校では、地域住民を対象としたスポーツリーダー養成講習会を開催するなど広がりを見せている。
- 4) 指導者資格の国際化については、具体的な取り組みには至っていない。
- 5) 本会と JOC との連携により、ナショナルコーチアカデミー受講者に本会公認上級コーチ有資格者が増加している。また、資格を持たないアカデミー修了者に対しても、共通科目の免除措置を講じる等、資格取得促進に取り組んでいる。
- 6) 競技実績や指導実績を有する者の指導者資格取得促進については、本会と競技団体との連携により、講習・試験等の免除措置を講じ、一定の成果が見られた。

(2) 新たな分野の指導者制度の創設

平成 20（2008）年度から、新たな分野の資格として日本栄養士会との共催で「スポーツ栄養士」の養成をスタートした。また、中高年齢者を対象に運動指導する資格については新たな資格として設置せず、指導者が身に付けるべき資質の一つとして有資格指導者を対象とした研修事業を実施することとした。

さらに、日本歯科医師会との共催により、平成 25（2013）年度から歯科医を対象とした「スポーツデンティスト」の養成に着手することとしている。なお、弁護士を対象とした「スポーツローヤー（仮称）」およびスポーツボランティアの資格化については、具体的な検討を行うまでに至っていない。

(3) 有資格指導者の活動環境の整備と積極的な活用

- 1) 総合型クラブ育成事業において、助成対象とするクラブに対し、平成 22（2010）年度から、本会公認クラブマネジャーまたはアシスタントマネジャーの配置を義務付けており、本会マネジメント資格取得者の活動領域を確保するとともに、受講者数も増加している。
- 2) 国体の正式競技の監督については、平成 25（2013）年の第 68 回冬季大会（東京都・秋田県）から本会公認スポーツ指導者であることを義務付けた。
- 3) 競技団体主催大会等における監督、チームスタッフの本会公認スポーツ指導者資格の保有義務付けについては、各競技団体における現状の調査を行い、全国スポーツ指導者連絡会議等において情報の共有を図るとともに、各競技団体に対して働きかけを行っている。＜日本水泳連盟他 12 団体が実施：平成 23（2011）年度現在＞

- 4) 全国研修会、都道府県研修会等の開催を通して、指導者の資質向上を図るとともに、各競技団体の競技者育成プログラム等の浸透を図るため実施する競技別講師研修会に対し積極的な支援を行っている。
- 5) 指導者登録システムを刷新し、公認スポーツ指導者を取り巻く情報を集め、ポータルサイト化を図ったことにより、公認スポーツ指導者がインターネットを通じて競技団体等が行う研修会等の情報をいつでも入手できるなどの環境整備を行った。
- 6) 東京都教育委員会、東京都体育協会との連携・協働のもと、モデル事業として学校部活動等への公認スポーツ指導者の派遣を行っている。また、文部科学省の広域スポーツセンター機能強化事業として山形県、和歌山県、滋賀県と連携し、スポーツ指導者バンクの実験事業を行った。

(4) 公認スポーツ指導者制度の全国的普及啓発

インフォメーション・オフィサーの養成については、平成 22（2010）年度をもって終了し、今後は、全国スポーツ指導者連絡会議の都道府県代表委員やブロックの代表幹事等を中心に広報・普及活動を行うこととした。

【「スポーツ振興 2008」以外で対応した事項】

(1) 公認スポーツ指導者制度のあり方の検討

公認スポーツ指導者制度のあり方を検討するため、平成 23（2011）年度に指導者育成専門委員会内に指導者育成システムアドバイザー会議を設置した。同会議では、現状の課題の把握や今後の指導者育成事業の方向性について、具体的な方策を取りまとめていくこととしている。

(2) 公認スポーツ指導者の活動環境の整備

- 1) 公認スポーツ指導者の認知度の向上のため、公認スポーツ指導者 PR 用ポスターを新たに作成するとともに、PR パンフレットを一新し幅広く配布した。
- 2) 公認スポーツ指導者ロゴマークや競技ピクトグラムを制定し、制度の広報活動に資する素材として活用した。

【今後の課題】

(1) 指導者育成事業全般について

- 1) 指導者育成事業の成果を図る上で、個々の実施事業についての評価基準を策定し、事業効果を検証する必要がある。
- 2) 指導者制度の充実・発展のため、JOC および中央競技団体をはじめとする指導者育成団体と更なる連携を図る必要がある。
- 3) 受講者や指導者育成に携わる加盟団体等の負担を軽減するため、資格取得に係わ

る手続きの簡素化など事務の効率化を図る必要がある。

- 4) 指導者制度や資格の枠組みの定期的な見直し等を行うとともに、新たな分野の資格として弁護士を対象とした「スポーツローヤー（仮称）」の養成について関係団体と具体的な協議を行う必要がある。
- 5) 指導者育成事業全般を通して「スポーツ宣言日本」で示されているスポーツの使命の達成に向けて基本理念として示した「スポーツ立国の実現」に必要な人材の育成について検討する必要がある。

(2) 養成システムの充実

- 1) 科目別主任講師会議において共通科目の講習時間および実践的な講義内容等について引き続き検討する必要がある。
- 2) 免除適応制度について、大学・専門学校の履修制度の多様化への対応を図るとともに、本制度の修了証明書取得者に対する資格取得のためのアプローチを積極的に行う必要がある。
- 3) 受講環境の整備の一環として、指導者養成拠点（学校）制度を検討するとともに、各種大学・専門学校をはじめとした関係機関・団体等に対して、一般受講者に対する養成講習会を実施するメリットを明確にするとともに、受講者の募集や管理、運営費に関する具体的なプランを示す等、さらなる検討が必要である。
- 4) 指導者資格の国際化への対応として、JOC、JSC および競技団体と連携・協力を図るとともに、外部団体等が取りまとめた資料等を収集し、諸外国の指導者制度の情報収集を図る必要がある。
- 5) 競技実績や指導実績を有する者への公認スポーツ指導者資格の取得促進については、単位制を導入する等、受講する形態の多様化を検討する必要がある。

(3) 指導者の資質の向上

- 1) スポーツ指導現場における暴力行為根絶に向け、指導者の意識の共有と醸成を図るとともに、養成講習会や研修会におけるカリキュラム内容や方法の改善・充実を図る必要がある。
- 2) 指導者の資質向上の一環として研修会の受講を義務付けているが、研修会参加促進の観点から、研修内容の充実を図るとともに、受講形態等について具体的な検討を行う必要がある。

(4) 有資格指導者の積極的な活用

- 1) 平成 24（2012）年度に刷新した公認スポーツ指導者登録システムに指導者の派遣を希望するスポーツ団体の要請に対応するためのマッチングシステムを導入した。今後は、運用テスト等を行い、実用性を高める必要がある。

- 2) 国際大会に派遣する代表チームや、国内での競技団体主催大会において、監督、チームスタッフへの公認スポーツ指導者資格の義務付けについて、JOC および競技団体と連携・協力を図り今後も継続して働きかけを行う必要がある。
- 3) 有資格指導者の学校部活動への派遣については、国と連携を図るとともに、東京都で運用している事例を検証し、具体的な方策等について検討する必要がある。

(5) 有資格指導者の活動環境の整備

- 1) 公認スポーツ指導者制度の認知度の向上をより一層図るため、中学・高校等の学校関係者や地方公共団体等へのプロモーション活動に積極的に取り組む必要がある。
- 2) プロモーション活動の一環として、公認スポーツ指導者ロゴマークや競技ピクトグラムの積極的な活用、及び PR ポスター、パンフレット等の広報資料の効果的な活用を検討する必要がある。

○青少年スポーツの振興（スポーツ少年団と学校体育・運動部活動）

21世紀をたくましく生きる青少年を育成していくためには青少年のスポーツを振興し、心身の健全な発育・発達を促すとともに、自己責任やフェアプレーの精神、仲間との交流を通じたコミュニケーション能力や豊かな心と他人を思いやる心などを育成していく必要があり、スポーツ少年団に対する青少年の健全育成への期待はますます増大してきている。

そのため、スポーツ少年団は、青少年にスポーツ活動を中心とする多様な活動を体験させ、主体的なスポーツ活動を促すとともに、青少年の心身の健全育成に貢献する組織であることを再認識する必要がある。また、心身の健全な発達と豊かなスポーツライフの基盤を形成するジュニアスポーツクラブとして充実・発展を図るため、以下の事業を推進することとした。

- (1) スポーツ少年団組織の将来的なビジョンの検討
- (2) 日常的な活動の充実
- (3) 全国的・国際的スポーツ交流事業の推進
- (4) 登録制度等諸制度の改革
- (5) スポーツ少年団指導者の資質向上
- (6) 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の実施

【達成状況と評価】

(1) スポーツ少年団組織の将来的なビジョンの検討

平成 19（2007）年度にスポーツ少年団の将来像検討プロジェクトを編成し、平成 21（2009）年 6 月に「スポーツ少年団の将来像」をとりまとめた。この将来像では、これま

での理念である「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる」に、新たに「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」ことを加えた。また、この将来像を踏まえ、平成 24（2012）年 3 月に「第 9 次育成 5 か年計画」を策定し、事業を推進することとした。

(2) 日常的な活動の充実

- 1) 平成 15（2003）年から元アスリート等を派遣するスポーツ選手ふれあい指導事業として 42 教室の事業規模でスタート、平成 24（2012）年度には子ども体力向上事業の一環として 658 教室で実施し、10 年間での実施数は全国 4,362 教室となった。
- 2) 子どもの年齢、多様なニーズや能力に応じた活動プログラムの開発や一貫した指導体制の整備については、本会が開発した「アクティブ・チャイルド・プログラム」を活用し、子どもが身につけておくことが望ましい動きを習得するための運動プログラムの普及に取り組んだ。

(3) 全国的・国際的スポーツ交流事業の推進

- 1) 全国競技別交流大会については、実施競技団体との連携、指導者およびリーダーの大会運営への参画等により開催地スポーツ少年団の基盤整備やスポーツ少年団活動の充実に寄与してきた。平成 15（2003）年度から、女子団員拡充の一環としてバレーボール大会を実施し、女子団員の活動の大きな目標となっている。なお、平成 18（2006）年度から北海道で固定開催した軟式野球大会については、平成 26（2016）年度の第 36 回大会から全国持ち回りで開催することとなった。また、新たな全国的な総合スポーツイベント創設については、子どもたちへの身体的な負担への配慮から、具体的な検討を行うまでに至らなかった。
- 2) 日独スポーツ少年団同時交流の派遣事業については、日本からの参加者数が年々減少している状況を踏まえ、平成 24（2012）年度から学期末試験などを考慮した派遣時期に変更するとともに、滞在期間を短縮することで、団員が参加しやすい環境を整えた。また、受入事業については、都道府県および市区町村の経費負担軽減の一環として、受入にかかわる経費の一部を支援した。
- 3) 日中青少年スポーツ交流事業は、日中両国が確認した交流計画〈昭和 61（1986）年締結〉に沿って実施しているが、平成 23（2011）年度は、団員交流事業において東日本大震災の影響により中国団が来日を見送り、平成 24（2012）年度は、指導者交流事業において日本団の編成に困難を極め派遣を中止した。

(4) 登録制度等諸制度の改革

- 1) 小学校期のみならず、中学・高校期以降の継続的なスポーツ活動を推進すること

ができるジュニアスポーツクラブとしての登録制度創設に向けた具体的な取り組みを行うまでには至らなかった。

- 2) リーダー活動の促進やリーダー育成の拡充に向けた取り組みについては、ブロックリーダー研究大会や全国リーダー連絡会、指導者養成講習会・研修会等を通じて、全国的な情報交換を行っているものの、各単位スポーツ少年団におけるリーダーの位置づけの不明確さや学業との両立など、継続した活動が困難となっており、リーダー育成諸事業への参加拡充には至らなかった。

(5) スポーツ少年団指導者の資質向上

- 1) 平成 17 (2005) 年度のスポーツ少年団指導者制度の改定により、公認スポーツリーダーのカリキュラムによる認定員養成講習会を平成 18 (2006) 年度から開始し、それ以降、毎年約 1 万 3,000 名が認定されている。しかし、登録指導者の更新率が概ね 8 割程度となっているため、平成 24 (2012) 年度現在、少年団指導者の資格保有率は 55%程度であり、当初目標に掲げていた 80%に達成していない状況となっている。
- 2) 認定育成員については、4 年に一度の研修参加を義務付けており、更新率は 9 割となっている。認定員については、平成 17 (2005) 年度から 5 年以内に全都道府県で研修会の実施および研修会への参加義務づけの制度化を目指してきたが、平成 20 (2008) 年度の調査では、研修会参加を義務化している都道府県が 2 県、5 年間で研修会を実施した都道府県が 18 府県、研修会を全く実施していない都道府県は 29 都道府県となっている。

(6) 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の実施

1) 記念式典

平成 24 (2012) 年 6 月 23 日、品川プリンスホテル (東京都) で開催した記念式典には秋篠宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、450 名を超える国内外のスポーツ少年団関係者等の出席を得て、記念式典を開催した。

2) 記念誌の発行

スポーツ少年団創設の理念と 50 年の歴史を振り返り、後世に継承していくことを目的に平成 25 (2013) 年 3 月に、「日本スポーツ少年団 50 年史」を 2,500 部発行した。

3) 全国一斉清掃・美化交流活動

「スポーツ少年団の将来像」に示す「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」という新たな理念に基づき、創設 50 周年記念事業として全国の単位スポーツ少年団が自らの活動地域の清掃・美化活動と地域の交流事業を実施し、7,070 団 220,418 名が参加した。

4) 功労者・優秀団等表彰

創設 50 周年を記念して、永年にわたりスポーツ少年団の充実・発展に功労のあつた指導者 1 万 2,065 名、単位スポーツ少年団 6,909 団を表彰した。

【今後の課題】

(1) 組織の整備強化

- 1) 市町村合併の影響を受け、市区町村スポーツ少年団が組織としての機能・活動を維持し、単位スポーツ少年団の活動を支援することが困難になりつつあることから、都道府県スポーツ少年団と連携を図り、市区町村スポーツ少年団の基盤を整備し活動の活性化を支援する必要がある。
- 2) 子どもの運動実施率の低下傾向の中で、スポーツ少年団の団員拡充および活動の活性化を図るとともに、学校、行政、競技団体および青少年団体等の関係機関・団体との連携強化を推進することにより、ジュニア期のスポーツ環境の充実を目指す必要がある。

(2) 指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充

- 1) 子どもたちの活動環境の整備の一環として、団活動の活性化と安全な指導体制の確立を目指すため、スポーツ少年団有資格指導者の養成を拡充し、単位スポーツ少年団に複数の有資格指導者を配置することが必要である。
- 2) スポーツ少年団指導者の資格取得促進の一環として、全国大会等のスポーツ少年団諸事業への参加条件に、有資格指導者を義務付けることについて検討する必要がある。
- 3) 青少年スポーツ場面での暴力行為根絶に向け、指導者・リーダーの意識の共有と醸成を図るとともに、指導者・リーダーの養成講習会や研修会におけるカリキュラム内容や方法の改善による倫理研修の充実を図る必要がある。
- 4) ジュニア期の特性を踏まえて、様々なスポーツや遊びの要素をバランスよく取り入れたプログラムを団活動に提供するため、有資格指導者や保護者等を対象とした研修機会の拡充を図ることを検討する必要がある。
- 5) リーダーは将来の指導者として重要な存在であることから、その認識と必要性について、指導者の意識の醸成を図るとともに、リーダー養成カリキュラム等の充実を図る必要がある。
- 6) スポーツ少年団指導者養成については、より一層効果的・効率的な指導者養成事業を展開するため、公認スポーツ指導者制度との一本化を視野に入れて検討する必要がある。

(3) 活動の充実

- 1) 子どもの運動実施率の向上を目指し、スポーツ少年団において、幼児が保護者とともに行うことができる活動プログラムを開発する必要がある。
- 2) 中学生以上の団員に対して、単位スポーツ少年団における役割、位置付けを明確にし、団活動の継続を促進する具体的方策を検討する必要がある。
- 3) 青少年のスポーツ活動をより充実させる観点から、スポーツ少年団がこれまで培ってきた団運営等のノウハウや資源の共有を行うなど、総合型クラブとの連携・協力を図る必要がある。また、スポーツ少年団を核として総合型クラブへの発展を促すため、地域に密着したジュニアスポーツクラブとしての充実を図るなどの具体的な取り組みを検討する必要がある。
- 4) 全国競技別交流大会の充実策について、スポーツ少年団の理念を掲げた大会開催方針に則り、企業協賛のあり方等も含めて検討する必要がある。
- 5) 国際交流事業のうち日独スポーツ少年団同時交流事業（派遣）については、参加者の減により、現行のグループ編成が困難となっていることから、実施形態等について検討する必要がある。
- 6) 「スポーツ宣言日本」で示されているスポーツの使命の達成に向け、基本理念として示した「スポーツ立国の実現」を目指し、「公正で福祉豊かな」諸活動による地域づくりの推進や「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」が学べるようなスポーツ機会の提供、そしてフェアプレーの精神を広め深めることを通じた積極的な友好関係を築く活動の充実について、具体的に検討を行う必要がある。

○スポーツ医・科学研究の推進

21世紀の国民のスポーツ振興や健康・体力づくりを一層推進していくためには、スポーツ医・科学の研究および支援が不可欠である。スポーツ医・科学研究においては、平成12（2000）年のスポーツ医・科学専門委員会による提言「日本体育協会におけるスポーツ医・科学のあり方」に基づいて、研究事業の基本的なあり方や方向性を明確にした上で、本会諸事業の効果的な実施に向けた研究事業を展開し、その研究成果を積極的に発信していくことなどを目指して、以下の事業を推進することとした。

- (1) スポーツ医・科学サポートの充実
- (2) スポーツ指導者に関する研究事業の充実
- (3) 国立スポーツ科学センター（JISS）との連携・協力の推進
- (4) 研究成果の積極的な情報発信

【達成状況と評価】

(1) スポーツ医・科学サポートの充実

都道府県体協および JADA と連携し、ドーピング防止に関する教育・啓発活動を

進めるとともに、これまでに構築してきた薬物データベースをもとにした薬に関する問い合わせ業務（ホットラインサービス）や、一般書籍の発刊など、ドーピング防止に関する情報提供を主体とした活動を推進した。

(2) スポーツ指導者に関する研究事業の充実

1) スポーツ振興施策に資する研究事業

- ① 平成 21（2009）年度には、これまでの医・科学研究の総括および今後の研究事業や成果の社会還元のあるあり方について検討した成果を踏まえ、民間団体としてのスポーツ振興モデル構築および積極的な社会的貢献を果たすための基礎資料として「日本体育協会スポーツ医・科学白書」を発行した。
- ② 平成 22（2010）年度から「日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題—嘉納治五郎の成果と今日的課題—」と題した研究事業を実施している。この成果の一部は「スポーツ宣言日本」にも反映されるなど、スポーツ振興のあり方や方向性について検討するための基礎資料として活用されている。

2) 青少年のスポーツ活動の促進および体力向上に資する研究

- ① 平成 18（2006）年度から平成 21（2009）年度にかけて実施した「日本の子どもにおける身体活動・運動の行動目標設定と効果の検証」の研究成果をもとに、「子どもは、からだを使った遊び、生活活動、体育・スポーツを含めて、毎日、最低 60 分以上からだを動かしましょう」という日本初の子どもの身体活動ガイドラインを策定し、広く一般への普及・啓発を行った。
- ② 平成 20（2008）年度から平成 22（2010）年度にかけて実施した「子どもの発達段階に応じた体力向上プログラム開発事業」（文部科学省委託事業）の研究成果をもとに「アクティブ・チャイルド・プログラム（ガイドブック、DVD）」を作成した。また、平成 22（2010）年度の下半期から平成 24（2012）年度にかけて、これらの資料を用いた「アクティブ・チャイルド・プログラム講習会」を延べ 27 都道府県にて実施した。
- ③ 平成 18（2006）年度から平成 20（2008）年度にかけて「小学生を対象としたスポーツ食育プログラム開発に関する調査研究」を実施し、スポーツ活動への参加と栄養・食事指導を結びつけた指導法「スポーツ食育プログラム」を開発した。これらの成果は、平成 20（2008）年度から始まった「スポーツ栄養士」の養成カリキュラムにも反映されている。

3) スポーツ事故防止に資する研究

- ① 平成 6（1994）年度にスポーツ活動中の熱中症予防に関するガイドライン（運動指針）を発表して以来、ガイドブックや DVD などの教材を発行するなど、現在まで 20 年以上にわたって広く普及啓発を進めてきた。近年は、本ガイドブックの内容が日本気象協会をはじめ多くの機関で参考にされており、様々

な分野を通してその意義や対策が浸透してきている。

- ② 平成 22 (2010) 年度から、「日本におけるスポーツ外傷サーベイランスシステムの構築に関する研究」を実施している。本研究では、国内主要競技会におけるスポーツ外傷の発生状況の調査および予防法の提示を目的として、国内主要競技会および学校管理下・学校外におけるスポーツ外傷・障害の発生状況についての調査を行っている。

(3) JISS との連携・協力の推進

平成 20 (2008) 年度および平成 24 (2012) 年度には、オリンピック開催年ごとに東京大会の代表選手を追跡調査する「東京オリンピック記念体力測定 (第 11 回および第 12 回)」を JISS との共同研究として実施し、青年期のスポーツ活動で培った健康・体力の持ち越し効果の検証やライフスタイルの社会科学的検討などを行った。

(4) 研究成果の積極的な情報発信

スポーツ医・科学研究の成果を広く一般に公開するために、一般書籍 (ガイドブック、DVD) の作成および講習会を実施した。(資料編 107 ページ<資料 17>参照)

【今後の課題】

(1) スポーツ文化の豊かな享受に資するエビデンスの蓄積

- 1) 「スポーツ宣言日本」に示された 3 つのグローバル課題の達成に向けて、人文、社会、自然科学の研究者からなる「領域横断的 (学融的) プロジェクト研究」のさらなる推進を図り、本会の事業実施および組織体制の整備に関する基礎資料を提示する必要がある。
- 2) 本会のシンクタンク機能の強化に向けて、スポーツ白書等の作成を視野に入れたエビデンスの蓄積および企画立案など、本会諸事業との更なる連携を図る必要がある。
- 3) これまでの研究成果を蓄積・公開するためのデータベース機能を構築するとともに、その成果を効果的に発信するための成果物 (ツール) の質的向上および活用サイクルの整備を図る必要がある。

(2) 多様なスポーツ需要に対応可能な指導者の資質向上に資する研究事業の充実

- 1) ライフステージやライフスタイルの相違による多様なスポーツ需要 (ニーズ) に対応可能で、かつスポーツ外傷・障害の予防等の安全管理にも精通した指導者の養成に寄与する研究事業を展開する必要がある。
- 2) スポーツ指導者養成におけるカリキュラム、テキストおよび講習内容などの改訂に寄与するスポーツ医・科学情報の蓄積および質的向上を図る必要がある。

(3) 本会加盟団体との連携による研究事業の推進

- 1) 都道府県体協（医・科学委員会）との連携のもと、本会で開発したスポーツモデル等の積極的な普及・啓発を図る必要がある。
- 2) 中央競技団体との連携のもと、ジュニア期の発達段階や個人特性を考慮しつつ、トップレベル競技者を組織的・計画的に育成するための「競技者育成プログラム」等の策定に寄与する基礎資料を提示する必要がある。
- 3) 本会加盟団体およびJADAとの連携のもと、さらなるドーピング防止活動に取り組むとともに、より効果的な教育・啓発活動を推進するためのスポーツ関係団体間のパートナーシップについて、より一層緊密な連携・協働を図る必要がある。

(4) スポーツ関連研究機関等との連携・協働の推進

JISS、日本体育学会、笹川スポーツ財団、健康・体力づくり事業財団をはじめとする体育・スポーツ関連研究機関との積極的な情報交換を行うとともに、スポーツ医・科学に関する情報の共有および発信に向けた連携・協働を図る必要がある。

○国際スポーツ交流の推進

スポーツ文化の世界共有化の促進とグローバルな国民の育成にスポーツ分野から貢献し、国際親善に寄与していくためには、シニア層から青少年を含む市民レベル、競技者およびスポーツ指導者等の国際交流を推進していく必要がある。加盟団体の協力を得て、これまでの韓国および中国との青少年から成人層までの交流事業を構築するとともに、以下の事業を推進することとした。

- (1) 幅広い世代にわたる近隣諸国とのスポーツ交流の促進と充実
- (2) 国際スポーツ組織との連携・協力

【達成状況と評価】

(1) 幅広い世代にわたる近隣諸国とのスポーツ交流の促進と充実

1) 日韓スポーツ交流事業

- ① 青少年スポーツ交流事業については、夏季は5競技218名、冬季は4競技159名の規模で継続して実施し、小・中学生の交流の充実・発展を図ってきた。
- ② 成人交歓交流事業については、平成20(2008)年度からバレーボール競技を加えるなど、11競技195名の規模に拡充してきたが、平成24(2012)年度から受入事業については、日本スポーツマスターズにて実施することから、実施競技の一部を変更し、10競技195名の規模となった。
- ③ 平成15(2003)年度から継続して実施している地域交流推進事業については、平成20(2008)年度以降、都道府県体協等が実施する27都道府県165事業

に対し広く支援した。

2) 日中スポーツ交流事業

- ① 日中国交正常化 35 周年を記念し「日中文化・スポーツ交流年」として位置づけられた平成 19 (2007) 年から始まった成人交流事業については、4 競技 62 名の規模で継続して実施している。なお、平成 24 (2012) 年度受入事業については、当初、愛媛県で実施する計画であったが、中国側の申し入れにより中止となった。
- ② 地域交流推進事業については、成人交流事業と同年度に開始し、平成 20 (2008) 年度以降、都道府県体協等が実施する 13 都道府県 51 事業に対し広く支援した。
- ③ 国民体力テスト研究員交流事業については、国民体力テスト関係者による隔年相互交流を実施している。これまでの継続的な情報交換事業により、両国における国民体力テストに関する国や各地域レベルでの取り組みや両国が抱える課題について、一定の相互理解が得られた。

3) 日・韓・中ジュニア交流競技会

日本・韓国・中国の 3 か国の持ち回りで実施している日・韓・中ジュニア交流競技会は、第 18 回大会<平成 22 (2010) 年度>から、陸上競技・サッカー・ウエイトリフティングの参加者数を増員した。各国選手団員数は当初 9 競技 186 (ただし中国は 4 競技 80 名) 名から徐々に規模を拡充し、現在は 11 競技 244 名で実施している。本競技会は、3 か国の高校生年代のトップアスリートが競う国際的な総合競技会として発展してきており、3 か国間の相互理解の促進と競技力向上に大きな貢献を果たしている。

- 4) 日本・韓国・中国の 3 か国の成人を対象とした交流競技会や東アジア地域のシニア世代を対象としたマスターズ大会の創設については、具体的な検討を行うまでに至っていない。

(2) 国際スポーツ組織との連携・協力

1) TAFISA への対応

TAFISA<国際スポーツ・フォー・オール協議会/平成 21 (2009) 年 10 月に名称変更>には国内の 4 つの生涯スポーツ推進団体で構成した TAFISA-JAPAN として加盟している。本会は TAFISA-JAPAN の事務局となり、TAFISA 主催のコンGRESSやワールドスポーツフォーオールゲームズ (旧: 伝統スポーツ祭) への派遣を実施した。また、平成 24 (2012) 年 11 月 15 日に東京都内で TAFISA 理事会を開催した。

2) APOSA への対応

本会が加盟していた APOSA (アジア・太平洋・オセアニアスポーツ協議会)

は平成 22（2010）年 1 月に TAFISA へ統合された。

3) アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業

14 の国と地域の青少年指導者等 28 名を招聘し、総合型クラブやスポーツ少年団活動の視察、わが国のスポーツ振興策を紹介するとともに、参加国のスポーツを取り巻く現状について情報交換を行うなど研修内容の充実を図り実施している。

【今後の課題】

(1) 幅広い世代にわたる近隣諸国とのスポーツ交流の促進と充実

1) 日韓スポーツ交流事業

- ① 青少年スポーツ交流事業のうち、冬季スポーツ交流事業については、競技施設の関係から受入事業の実施都道府県が限られていることや、各競技団体主催の国内大会が同時期に集中するため参加人員の確保について課題がある。今後は参加人数や実施競技の見直しを含めた事業内容等について検討する必要がある。
- ② 成人交歓交流事業は日本スポーツマスターズでの実施状況等を踏まえ、今後、参加形態等の検討を行う必要がある。
- ③ 地域交流推進事業については、各地域が独自に交流を推進する契機となることを目的に実施していることから、改めて事業の実態を調査の上、当初の目的達成に向けた事業の実施内容、方法等について検討する必要がある。

2) 日中スポーツ交流事業

- ① 成人スポーツ交流事業で実施している 4 競技について、日中両国の参加年齢域における競技の普及状況等を勘案し、実施競技の見直しを含めて検討する必要がある。
- ② 地域交流推進事業については、日韓地域交流推進事業と同様、各地域が独自の交流を推進する契機となることを目的に実施していることから、各事業の交流実態等を調査した上で、実施内容、方法等について検討する必要がある。
- ③ 国民体力テスト研究員交流事業については、今後、両国における課題解決に向けた実践事業（国民の体力向上施策）とその成果について、相互に検証する必要がある。

3) 日・韓・中ジュニア交流競技会

- ① ユースオリンピックをはじめとするジュニア世代の国際競技会の充実により、競技環境が大きく変化している状況を踏まえ、本交流競技会の位置づけ、派遣選手の選考や競技運営などに関して、3 か国間で共通認識を持ち協議・調整した上で、さらなる充実を図るために検討する必要がある。
- ② 参加人員数が 1,000 名規模になることから、日本における開催地の選定について苦慮しており、実施規模について検討する必要がある。

4) 日本・韓国・中国の 3 か国の成人を対象とした交流競技会や東アジア地域のシニ

ア世代を対象としたマスターズ大会の創設については、各国での競技人口や普及状況等が異なるため、韓国・国民生活体育会（KOCOSA）および中華全国体育総会の3者で協議する必要がある。

(2) 国際スポーツ組織との連携・協力

1) 諸外国の情報収集やTAFISAへの加盟のあり方など、本会として国際スポーツ組織との連携等について「平和と友好に満ちた世界の構築」への対応を含め検討する必要がある。

2) アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業

本事業開始当初に比べアジア地域における各国の経済状況やスポーツ環境も大きく変化している状況を踏まえ、今後は開発途上国各地域の実情に応じたスポーツによる国際貢献事業を検討する必要がある。

○スポーツ情報システムの整備・拡充

今後のスポーツ情報システムは、暗号化等のセキュリティが確保された通信手段で接続し、本会と加盟団体が情報を共有化して円滑な事務処理を行うシステムとして構築していくことが求められている。本会および加盟団体では中央・地方レベルの関係組織や他の関連機関・団体等との情報ネットワークの拡充を図り、情報収集と発信をより効果的・効率的に実施できる環境を整備・拡充するため、外部有識者のノウハウを積極的に活用するとともに、本システムの簡素・効率化を念頭において、以下の事業を推進することとした。

- (1) 加盟団体およびスポーツ関係機関・団体との情報ネットワークの拡充
- (2) 個人情報に対する適切な対応の実施
- (3) 情報システムにおける一層のセキュリティ保護への対応

【達成状況と評価】

(1) 加盟団体およびスポーツ関係機関・団体との情報ネットワークの拡充

1) 加盟団体との情報共有化による円滑な事務処理システムの構築

スポーツ情報システム未接続の加盟団体に対してシステムへの加入を働きかけた結果、平成25(2013)年3月現在、113団体中88団体が加入している。また、公認スポーツ指導者登録管理システムやスポーツ少年団登録をはじめ、本会諸事業におけるシステムが充実したことにより、本会データベースを利用した事務処理の簡素・効率化が図られた。

2) 公認スポーツ指導者登録管理システムをはじめとする各種システムの充実

公認スポーツ指導者登録管理システムの改修（「指導者マイページ」の導入等）や国体の参加申込みシステムの改修により、事務手続きの簡素・効率化を図ると

ともに、サービスの充実を図った。また、指導者研修会等のオンライン申込みシステムの導入により、受講者側の利便性を高めるとともに業務の効率化を推進した。

3) 総合型クラブの登録システム

総合型クラブの登録制度創設について具体的な検討を行っていないため、登録システムの検討まで至らなかった。

(2) 個人情報に対する適切な対応の実施

職員を対象とした研修や外部による監査等を実施するとともに、個人情報の取り扱いについて、指定のセキュリティ機能付き USB メモリの使用限定や、個人情報を入力する際の文書作成方法の統一など、個人情報に関するルールの徹底を図った。

(3) 情報システムにおける一層のセキュリティ保護への対応

情報システムに係る経費節減、情報システムの適正およびセキュリティの確保を図るため「情報システム調達規程」を制定<平成 18 (2006) 年 3 月 9 日>するとともに、情報セキュリティ対策に関するガイドラインを制定<平成 24 (2012) 年 3 月 27 日>し、職員の意識向上を図った。

【今後の課題】

(1) 加盟団体およびスポーツ関係機関・団体との情報ネットワークの拡充

1) 情報システムの充実と全体最適化への取り組み

公認スポーツ指導者登録管理システムをはじめとする事業ごとのシステムは、加盟団体などとの情報ネットワークの拡充に重要な機能を果たし、その情報価値が高まる一方で、それぞれ個別に独立しているため情報の一体的な有効活用が図りにくい現状にある。今後は、各担当部署と連携し、情報システム全体の簡素・効率化を目的とした全体最適化を行うための一貫した方針のもと情報システム全体の企画・立案を行う必要がある。

2) 総合型クラブの登録システム

総合型クラブの登録制度の制定には至っていないが、登録システムの構築は、本会が持つ指導者情報等との情報共有により、より充実した情報発信が可能となり、わが国スポーツ界全体のネットワークをさらに充実させる可能性があることから、改めて検討する必要がある。

(2) 個人情報に対する適切な対応の実施

情報漏えいや紛失の多くは、人的ミスによるものであるため、今後とも個人情報保護教育の充実・徹底を図る必要がある。

(3) 情報システムにおける一層のセキュリティ確保への対応

情報システムの技術革新に伴い、巧妙化する不正アクセス等の攻撃手段に対応した一層のセキュリティ確保への対応が必要である。

○広報・社会貢献活動の推進

本会の国民スポーツ振興の諸事業について、広く国民の間に周知し、理解と協力を得るとともに、スポーツの社会的な理解と地位向上を図るため、広報活動を拡充する。また、文部科学省をはじめとした関係機関や日本赤十字社などの団体と連携・協力のもと、わが国や国際社会が直面している社会問題に対するスポーツの貢献について、以下の啓発活動を実施することとした。

- (1) 広報事業の拡充
- (2) 社会問題へのスポーツ貢献活動

【達成状況と評価】

(1) 広報事業の拡充

1) ホームページの充実

- ① スポーツドクター検索ページ開設、国体・日本スポーツマスターズの競技記録集、国体等写真集の掲載、SCステーション（総合型クラブ設立・運営のためのQ&A集）開設、総合型クラブメールマガジンおよびニュース（お知らせ）の配信などコンテンツの充実に努めた。
- ② 平成24（2012）年4月には、デザインのリニューアルとCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し更新作業の簡略化を図ったことにより、積極的な情報発信とタイムリーな情報更新を実施した。
- ③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用した広報活動については具体的な取り組みを行うまでに至らなかった。

2) 情報誌の充実

「指導者のためのスポーツジャーナル」および「Sport JUST」については、見やすさを追求した誌面づくりや読者参加型の企画を充実させた。

なお、平成24（2012）年度から、両誌を統合・リニューアルし、総合情報誌として「Sports Japan」を創刊した。

3) 各種パンフレット等の充実

本会諸事業の事業報告とPRパンフレットを兼ねた「SPORTS FOR ALL」の作成、公認スポーツ指導者PRパンフレット、スポーツ少年団ガイドブック、熱中症予防ガイドブック・DVDなどの各種広報資料について内容の充実に努め、普及・啓発に努めた。

4) 体協記者クラブおよびその他のメディアとの連携強化

体協記者クラブに対する積極的な情報提供や情報交換を行うとともに、主催事業に関する記者会見（発表）を実施し、より良い関係構築に努めた。

(2) 社会問題へのスポーツ貢献活動

個々の社会問題に対する社会貢献活動は実施しなかったが、平成 23（2011）年からスポーツを推進する全ての団体がフェアプレーを推し進め、スポーツを通じて育まれるフェアプレーを社会に浸透させ、日本全体を元気にしようと「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン事業を展開している。

【「スポーツ振興 2008」以外で対応した事項】

(1) 「広報活動基本方針」および「広報規程」の策定

スポーツの価値や本会の社会的評価の向上を目指し、統一的な広報活動を実施するため、平成 24（2012）年 7 月に「広報活動基本方針」を、平成 25（2013）年 1 月に「広報規程」を策定した。

【今後の課題】

(1) 広報事業の拡充

1) ホームページの充実

- ① ホームページを通じて事業の成果を積極的に発信するとともに、各部署の更新作業の体制整備やソーシャルメディアの活用について取り組む必要がある。ただし、SNS 等の活用には、リアルタイムな情報発信や外部からのコメントに対する管理・対応のため、専任担当者の配置等の体制整備を図る必要があることから、事務局内外の体制整備を含め、導入について検討する必要がある。
- ② 国際的なスポーツ組織との連携を図ることが一層必要となっており、海外向けホームページの内容の充実について検討する必要がある。

2) 情報誌の充実

総合情報誌「Sports Japan」を通じて、スポーツ指導者をはじめとするスポーツ関係者およびスポーツ団体等に対し、スポーツ界の動向を的確にとらえたタイムリーな各種情報を提供し、資質の向上や組織の充実発展および連携・協働に寄与できるよう、情報誌の内容をさらに充実させることが必要である。

3) 各種パンフレット等の充実

対象者を明確に定め、情報を適切に提供する手法や技術をさらに研究し、情報の内容に応じた情報発信ツールと発信方法について計画する必要がある。

4) 体協記者クラブ等のメディアとの連携強化

記者会見(発表)等を定期的に開催する等積極的な情報発信に努めるとともに、的確なタイミングを捉え、メディアに対し正確な情報の発信を行う必要がある。

5) 計画的・戦略的広報活動への取り組み

計画的・戦略的広報活動を推進していくため、今後は、「広報活動基本方針」および「広報規程」に基づき実務マニュアルおよび広報活動計画を作成するとともに、事務局内における体制を整備する必要がある。

(2) 社会問題へのスポーツ貢献活動

平成 23 (2011) 年に公表した「スポーツ宣言日本」のスポーツの使命の達成に向け基本理念として示した「スポーツ立国の実現」を目指し、本会の各種事業を通じてスポーツの社会的価値への対応を具体化し、内外に伝えていく必要がある。さらに、より効果的な取り組みを実施するために、スポーツ界以外の組織や団体とも連携・協力することが必要である。

また、スポーツの価値の向上に寄与するための取り組みとして推進している「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン事業について、目標達成に向けて、一層の PR 活動を展開していく必要がある。

○スポーツ施設の活用・支援

国および地方公共団体を中心に、国民のスポーツニーズの動向を踏まえつつ、計画的にスポーツ施設の整備を行っていくことが期待される。

本会では、スポーツ施設の活用および支援の方策について、国および地方公共団体等に対して働きかけていく必要があり、以下の事業を推進することとした。

- (1) 総合型クラブやスポーツ少年団の優先的活用促進の要請
- (2) 各種スポーツ施設での公認スポーツ指導者の配置促進
- (3) 指定管理者制度に基づく、都道府県体協による施設の経営・管理の実態把握および情報提供
- (4) 地球環境問題に対応した競技場・運動場の芝生化促進ムーブメントの推進

【達成状況と評価】

(1) 総合型クラブやスポーツ少年団の優先的活用促進の要請

総合型クラブにおけるスポーツ施設の優先的な活用については、活動場所やクラブハウスの確保に関する情報提供を行うとともに、そのための方策について検討を行ったが、具体的な取り組みを行うまでに至らなかった。

また、スポーツ少年団においては、施設の優先利用の提供を行っている地域が多く見受けられるものの、さらなる優先利用の提供の拡充については、それぞれの地域に

において取り組まれている現状であり、本会として、具体的な取り組みを行うまでに至らなかった。

(2) 各種スポーツ施設での公認スポーツ指導者の配置促進

公認スポーツ指導者の配置促進については、水泳教師在籍施設証明事業を実施するとともに、PR用ポスターやパンフレットを幅広く配布し、配置促進に努めた。

(3) 指定管理者制度に基づく、都道府県体育協会による施設の経営・管理の実態把握および情報提供

指定管理者制度に基づく、都道府県体育協会による施設の経営・管理の実態把握および情報提供については、具体的な取り組みについて検討を行うまでに至らなかった。

(4) 地球環境問題に対応した競技場・運動場の芝生化促進ムーブメントの推進

競技場・運動場の芝生化促進については、総合型クラブの情報提供事業や指導者研修会のテーマに設定する等、その啓発に努めたが、加盟団体等との連携を図った取り組みについては、具体的な検討を行うまでに至らなかった。

【今後の課題】

(1) 総合型クラブやスポーツ少年団の優先的活用促進の要請

本会が育成する総合型クラブやスポーツ少年団による活用をより一層促進するため、身近なスポーツ施設の整備促進や学校施設をはじめとしたスポーツ施設について優先的な活用ができるよう都道府県体協等と連携して関係諸機関に要請する必要がある。

また、総合型クラブにおけるクラブハウスの設置拡充を図るため、スポーツ振興くじ助成金の活用による設置や既存スポーツ施設の活用等によるクラブハウスの設置状況を踏まえ、設置促進のための情報提供を行う必要がある。

(2) 各種スポーツ施設における公認スポーツ指導者の活用促進

各種スポーツ施設の有効で円滑な運営を支援するため、公認スポーツ指導者の配置促進について、都道府県体協、都道府県教育委員会をはじめとした関係機関・団体と連携・協力し具体的な方策について検討する必要がある。

(3) 指定管理者制度に基づく、都道府県体協による施設の経営・管理の実態把握および情報提供

都道府県体協が、指定管理者となり施設の運営を行うことを支援するため、都道府県体協における指定管理者の実態把握、施設運営に関する情報提供等によるネットワ

ーク化等について、検討する必要がある。

(4) 競技場・運動場の芝生化促進ムーブメントの推進

競技場・運動場の芝生化促進について、加盟団体等との連携を図りつつ、全国的なムーブメントの高揚を図る必要がある。

○創立 100 周年記念事業の実施

創立 100 周年を記念して、これまで本会に対し支援および協力いただいた多くの方々とともに 100 周年の慶事を祝い、本会の歩んできた足跡を振り返り、これからの本会の存在意義や果たすべき役割を再確認するなど、新たな 100 年に向けて「国民スポーツ振興」に取り組む強い姿勢を広く社会にアピールすることとした。

なお、具体的な記念事業の企画立案、実施に関しては、本会および JOC で編成した創立 100 周年記念事業準備委員会および実行委員会で行った。また、両団体の加盟団体をはじめとする関係各位の協力を得て、多くの事業を効果的に取り組むことができた。

【達成状況と評価】

(1) 祝賀式典・レセプション（日本体育協会・JOC 共催事業）

平成 23（2011）年 7 月 16 日、グランドプリンスホテル新高輪（東京都）で開催した祝賀式典には、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、IOC 会長をはじめとする国内外から 1,200 名を超えるスポーツ関係者の出席を得て、祝賀式典・レセプションを開催した。

(2) シンポジウムの開催と「スポーツ宣言日本」の公表（日本体育協会・JOC 共催事業）

これまでの 100 年を振り返るとともに、これからのスポーツ振興に関して取り組むべき方向性について、全国 3 会場（東：福島県 中：京都府 西：広島県）で地域シンポジウムを開催した。

また、地域シンポジウムでの議論をまとめ、日本のスポーツの歩むべき方向や取り組むべき方策を明らかにするため総括シンポジウム（東京都）を開催した。総括シンポジウムでは、これからの 100 年に向けた新たなスポーツ振興の指針となる「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」を加盟団体とともに採択した。そして、総括シンポジウム翌日に開催された記念式典において公表した。

なお、同宣言のレプリカおよび小冊子を国内外のスポーツ関係団体等に作成・配布し、今後の本会をはじめとするスポーツ界の存在意義、果たすべき役割とスポーツ振興に取り組む強い姿勢を国内外に周知した。

(3) その他 100 周年記念事業の取り組み

1) 記念誌の発刊（日本体育協会・JOC 共催事業）

日本のスポーツの夜明けから創立 100 周年までを「日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史」（日本体育協会・日本オリンピック委員会史、加盟団体史、各種大会記録集の三部作）として編纂し、平成 24（2012）年 3 月に 2,500 部発行した。

2) 記念映画（DVD）の作製（日本体育協会・JOC 共催事業）

「日本のスポーツ 100 年」の歴史をまとめた本編映像とそのダイジェスト版を収録した DVD を日本語版 3,000 枚、英語版 1,000 枚作製した。

3) 功労者等の表彰（日本体育協会・JOC 共催事業）

わが国のスポーツ界において顕著な功労のあった者および団体を祝賀式典において表彰した。（特別功労者 127 名、功労者 5,640 名、特別感謝状 1 名、感謝状 232 団体）

4) 記念切手の発行（日本体育協会・JOC 共催事業）

「日本のスポーツ 100 年」と題した特殊切手（80 円郵便切手：1 シート 10 枚）が、平成 23（2011）年 7 月 8 日に、郵便事業株式会社から 1,000 万枚（100 万シート）発行された。

5) 絵画・作文コンクールの実施（日本体育協会独自事業）

「スポーツの楽しさ、素晴らしさ」をテーマに、小・中学生を対象とした「絵画・作文コンクール」を平成 21（2009）年度に実施し、絵画 482 作品、作文 714 作品が寄せられた。各最優秀賞作品を記念祝賀式典において表彰した。

6) スローガンの募集（日本体育協会独自事業）

創立 100 周年記念事業を国内・外にアピールするため、平成 20 年（2008）年度にスローガン（標語）を公募した。最優秀賞として「日本のスポーツ 100 周年 誇れる未来に あらたな一歩」を選出し、各種広報物等への掲出を行った。

○東日本大震災復興支援事業の実施

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により大きな被害に遭った青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の被災地に対して東日本大震災復興支援事業として、以下の取り組みを実施した。

(1) 本会および加盟団体諸事業における冠名称の奨励

本会および加盟団体が主催する事業において、下記冠名称を付記し、被災地復興の啓発活動を行った。

冠名称：「東日本大震災復興支援」

副題およびキャッチフレーズ：「とどけよう スポーツの力を東北へ！」

また、国体関係事業における「合言葉」については、各大会において次のとおり使用した。

合言葉：「たちあがれ！東北 がんばろう！日本」＜第 66 回本大会（山口県）＞
「心をひとつに 日本再生」＜第 67 回本大会（岐阜県）＞

(2) スポーツこころのプロジェクト

国会、JOC、日本サッカー協会、日本トップリーグ連携機構の計 4 団体が連携し、被災地の支援を目的に平成 23（2011）年から「スポーツ笑顔の教室」を実施した。なお、本事業は概ね 5 年間の継続実施を計画している。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の実災地の小学校に「夢先生」として選任したアスリートを派遣し、小学 5・6 年生を対象に教室を開催した。

年 度	小学校数・教室実施数	夢先生人数
平成 23（2011）年度	小学校 76 校 155 教室	53 名
平成 24（2012）年度	小学校 195 校 384 教室	81 名

また、「スポーツ笑顔のメッセージ」として、ホームページを開設し、多くの「夢先生」のメッセージを配信するとともに、平成 23（2011）年度に限り、被災地の全ての 1 年生から 6 年生までの児童（6 県・529 校）を対象に、アスリートのメッセージが書かれた下敷きを 13 万枚配布した。

(3) スポーツ用具等特別支援事業

平成 23（2011）年度に岩手県（沿岸部 12 市町村）、宮城県（全域）、福島県（全域）の「市町村スポーツ少年団」および「総合型クラブ全国協議会（SC 全国ネットワーク）加入クラブ」を対象に、希望が寄せられた団体に対し、スポーツ活動に必要な用具を提供した。

対 象	団体数	提供した スポーツ用具
スポーツ少年団 関係	80 市町村スポーツ少年団 （*市町村スポーツ少年団を通じ、 団員・指導者へ提供）	約 2,361 万円相当
総合型クラブ関係	109 クラブ	約 2,332 万円相当

(4) ウォームアップジャパン in 東北

平成 23（2011）年度に総合型クラブ関係者や子どもたちと交流を深めるため、岩手県、宮城県、福島県の延 39 会場において実施されたスポーツ教室や大会などに、日本アスリート会議と連携して、アスリートを派遣した。

(5) 各種登録料および参加負担金の免除

1) 公認スポーツ指導者の登録料

東日本大震災の「罹災証明・被災証明」を保有している平成 23 (2011) 年 10 月および平成 24 (2012) 年 4 月登録予定者(新規・更新)に対し、登録料の免除を行った。

2) スポーツ少年団の登録料

岩手県(沿岸部 12 市町村)、宮城県(全域)、福島県(全域)の平成 23 (2011)・24 (2012) 年度指導者・団員登録料の免除(みなし登録措置)を行った。

3) 国体の参加負担金

平成 23 (2011)・24 (2012) 年度において、岩手県、宮城県、福島県選手団の参加負担金について免除を行った。

(6) 国体参加資格に係わる対応

平成 23 (2011) 年度に「東日本大震災に係る選手および監督の国民体育大会参加資格の特例措置」を制定し、震災時に青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県に居住、勤務、在学していた者を対象に参加資格要件を緩和した。

(7) 国体東北ブロック大会に対する支援

平成 23 (2011) 年度に東北ブロック大会の開催費として総額約 775 万円を支援した。

(8) 東日本大震災被災地スポーツ少年団団員ドイツ派遣事業

ドイツオリンピックスポーツ連盟の招待を受け、岩手県・宮城県・福島県に所属するスポーツ少年団員および指導者 69 名を平成 24 (2012) 年 7 月 29 日から 14 日間ドイツに派遣した。

(9) 見舞い金の贈呈

平成 23 (2011) 年度に青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の各県体協に対して、見舞い金として総額 2,100 万円を贈呈した。

(10) 日本赤十字社への寄付

平成 23 (2011) 年度に本会役職員、加盟団体等関係者および広く一般の方に対して、災害義援金の募集を行った結果、総額約 8,443 万円が収納され全額日本赤十字社へ寄付し、被災地支援の一助とした。

3. スポーツ振興財源の確保

国民スポーツの基本理念や「スポーツ振興 2008」の基本的な考え方に基づいて諸事業を円滑かつ効果的に遂行していくためには、長期的に安定した財源の確保が不可欠である。平成 19（2007）年に策定した「今後の国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の推進方策」に基づき新たな国民スポーツ推進キャンペーン事業の戦略を構築するなど、多方面に積極的に働きかけ、理解を得ていくことはもちろんのこと、収益事業の拡充や登録制度の改革など自己財源の確保を以下により図っていくこととした。

- (1) 国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の拡充（マーケティング戦略の構築）
- (2) 補助金・寄付金等の確保
- (3) 収益事業の拡充

【達成状況と評価】

(1) 国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の拡充（マーケティング戦略の構築）

1) パートナーシップの創出、マーケティング戦略の構築などの視点に着目した魅力ある協賛の再構築

平成 21（2009）年 10 月に今後のマーケティングへの対応を含めた制度見直しを進め、平成 23（2011）年 4 月から、従来の「国民スポーツ推進キャンペーン」に代わる新たな協賛制度として、本会の理念や事業に賛同していただいた企業とともにスポーツの価値を高め社会全体を元気にすることを目的とした「JASA スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム（以下「SAP プログラム」という。）」をスタートさせ、第 1 期＜平成 23（2011）年から 2 年間＞は 8 社＜平成 24（2012）年度は 7 社＞とオフィシャルパートナーの契約を行ったが、新規協賛社を獲得するまでに至らなかった。

2) 協賛メリットを考慮した商品化への取り組み

SAP プログラムでは、オフィシャルパートナーを対象に各種諸事業の価値に視点をあてた選択プログラムを設定した。第 1 期＜平成 23～24（2011～2012）年＞では、全てのオフィシャルパートナーが国体パートナープログラムに協賛したほか、3 社が複数の選択プログラムに協賛した。

3) 国体冬季大会協賛の継続・発展

平成 20（2008）年の第 63 回冬季大会（長野県）に協賛制度を導入以降、継続して協賛企業の確保ができつつあり、開催地の負担軽減に貢献している。

4) 国体本大会での協賛制度の導入

平成 22（2010）年 12 月 16 日に「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」を制定するとともに国体開催基準要項に「企業協賛」項目を記載し、第 69 回本大会（長崎県）から、本会と開催県が共同で協賛制度を導入・実施することとなった。

5) 標章の管理・運営の整備

本会所有の標章については、標章の管理・運営に関する基本的事項を定める規程等が整備されていなかったため、「標章規程」を平成 22（2010）年 12 月 3 日に制定、さらに標章ごとの使用に関する規程を平成 23（2011）年 6 月 24 日に制定した。

6) オフィシャルパートナー等と連携した事業の推進

オフィシャルパートナーと連携し、国体参加選手補償制度や公認スポーツ指導者総合保険の導入、熱中症予防の普及・啓発、自動販売機設置斡旋事業等を実施した。

(2) 補助金・寄付金等の確保

1) 補助金・助成金の確保

国、JKA（旧日本自転車振興会）、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター<スポーツ振興くじ（toto）助成金・スポーツ振興基金助成金>、ミズノスポーツ振興財団、スポーツ安全協会等に対し、本会が推進する諸事業の重要性について、より理解を得るための積極的な働きかけを実施し、できる限りの援助を強く要請してきた結果、国庫補助金、スポーツ振興くじ助成金等において、本会の実施事業への充当財源を当初の目的どおり確保することができた。

なお、スポーツ振興くじ助成金は、平成 18（2006）年度期中に導入された「BIG」の売上げにより、平成 20（2008）年度から助成金が回復、平成 24（2012）年度は「総合型クラブ育成事業」を中心に、過去最大の内示額約 29 億 3,000 万円となり、予算に占める割合が増加した。

2) 寄付金等の確保

寄付金の確保については、従前より財界募金業務をスポーツ振興資金財団に委託し、財界等に対し働きかけを行っており、財界寄付金において、本会の実施事業への充当財源を概ね確保することができた。

また、本会特別記念事業として、本会創立 100 周年記念事業の寄付金募集を行い、加盟団体をはじめとしたスポーツ関係団体、企業、財界団体等の協力により当初の目標（1 億円）を上回る寄付金を募集することができた。

一般寄付金においては、2016 年東京オリンピック・パラリンピック招致<平成 20～21（2008～2009）年>、2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致<平成 23（2011）年～>等により一時的な増額はあったものの、ほぼ横ばいの状況である。

なお、スポーツ少年団および総合型クラブ等への本会の特定公益増進法人を活用した免税募金制度の適用の拡大については検討するまでに至っていない。

また、基本財産および特定資産の運用は、財産運用管理規程に基づき、2%の運

用益を目指し、銀行の定期預金を中心とした運用を行ったが、昨今の低金利の影響等もあり、近年は2%に満たない状況にある。

(3) 収益事業の拡充

本会公認スポーツ指導者養成免除適応コース承認校の増加および市区町村教育委員会等の関係機関・団体との連携による指導者養成講習会の拡充により、各種教本等販売収入は増加傾向にあるものの、各種標章収入については、ほぼ横ばいの状況である。

【今後の課題】

(1) JASA スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムの拡充（マーケティング戦略の構築）

1) パートナーシップの創出、マーケティング戦略の構築などの視点に着目した魅力ある協賛の再構築

- ① 本会の社会的価値に重点を置いた SAP プログラムの考え方にに基づき、協賛社を獲得する仕組みをさらに工夫する必要がある。具体的には、協賛社の要望に配慮し協賛権利を調整することや代理店制の導入について検討する必要がある。
- ② マーケティング戦略の構築にあたっては、本会としてのマーケティングの定義を明確にし、スポーツの価値や各種スポーツ推進事業を本会の売り物（プロダクト）として、価値を高め、広く告知し、社会から求められるものにする必要がある。

2) 国体での協賛制度の充実

- ① 第 69 回本大会（長崎県）以降の協賛制度については、開催県とのより強固な連携のもとに対応するとともに、国体パートナープログラムの内容を一層充実させる必要がある。
- ② 冬季大会については、協賛社の拡充について検討する必要がある。

3) 日本スポーツマスターズ協賛の充実

日本スポーツマスターズの開催を継続し、さらに充実・発展させるため、協賛社の拡充について検討する必要がある。

4) 標章の商業利用の推進

各種標章の商業利用の推進については、加盟団体の協力を得て本会が所有する標章の認知度を向上させ、その価値を高める必要があり、その具体的な方策について検討する必要がある。

5) オフィシャルパートナー等と連携した事業の推進

オフィシャルパートナー等と連携した事業は、協賛社の意向を踏まえ企業ごと

調整することとなるため、協賛社との十分なコミュニケーションを通して構築する必要がある。

(2) 補助金・寄付金等の獲得

1) 補助金・助成金の獲得

国および公営競技団体等からの補助金・助成金等の増額について、本会が推進する事業について一層の理解を得るとともに、積極的な働きかけを行う必要がある。

2) 寄付金の獲得

本会の特定公益増進法人を活用した免税募金制度については、加盟団体に対し活用を促すとともに、より幅広く民間企業や個人に対して本制度の PR を行い、募金活動の拡充に努める必要がある。さらに、スポーツ少年団および総合型クラブ等への同制度適用の拡大について検討する必要がある。また、新たな寄付金獲得のため、財界募金業務を委託しているスポーツ振興資金財団との連携や体制を強化していく必要がある。

(3) 収益事業の拡充

加盟団体や総合型クラブ等の自己財源の確保を支援・協力するため、オフィシャルパートナー等と連携した事業を推進するとともに、協賛企業のノウハウやマーケティング戦略等の支援を得ながら、新たな収益事業の導入について検討する必要がある。

(4) 各種事業収入の充実

安定的な事業を推進するには、補助金・寄付金の獲得はもとより自己財源の充実が重要であるため、各種事業における参加料、登録料をはじめとした事業収入等の充実について検討する必要がある。

Ⅲ. 今後の国民スポーツ推進方策—スポーツ立国の実現を目指して—

今後の国民スポーツ推進方策の展開にあたっては、新たなスポーツ推進の基本理念として提示した「スポーツ立国の実現」に向けて、Ⅰ章に示された「スポーツ立国」のイメージ像(9ページ参照)とその実現に向けた事業推進のあり方を常に念頭においた上で、Ⅱ章に示された今後の課題を踏まえ、多様なスポーツニーズに対応するための「効果的」な事業の企画・立案とともに、限りある資源の「効率的」な活用による事業の展開・実施を図ることが求められる。

また、諸事業を効果的・効率的に推進していくために、本会および加盟団体の組織の充実・強化や外部の組織・団体との連携の促進を図るとともに、事業評価システムを構築する必要がある。

1. 国民スポーツ推進事業の展開

今後の諸事業の展開にあたっては、国民一人ひとりのライフステージにおける多様なスポーツライフスタイルの創造とそれを可能にするスポーツ環境の整備、スポーツを核とした新しい地域社会(コミュニティ)の構築、スポーツ文化の世界共有化の促進と国際化の進展、科学的・経営的根拠に基づく普及・広報・宣伝活動の促進等に資する各種の事業を着実に展開していくことが求められる。

したがって、既存事業の見直しや改善・充実を図るとともに、事業間の効果的・効率的な連携・協働および新たな事業構想により、本会の事業全体への相乗的・波及的效果を導き出すことを念頭に置いた事業を展開・実施し、より多くの人々の自発的・自治的なスポーツへの参画を促進する必要がある。

そのために、本会の事業を「イベント事業」、「クラブ事業/エリア事業」、「ソフトインフラ事業」という3つに区分し、これまで以上に事業区分内での実施ノウハウや人的・物的資源の共有を図るとともに、事業区分間において人的・物的資源の活用および新たな開発・展開に結びつくことを意識した連携を図ることとする。具体的には、ソフトインフラ事業において開発したスポーツモデルやスポーツ指導者をイベント事業やクラブ事業/エリア事業に提供するだけでなく、その活用の効果について検証することによりスポーツモデルやスポーツ指導者の質的向上を図るなどの活用サイクルを念頭に置いた事業区分間の連携を促進する。

○イベント事業

イベント事業は、多様なスポーツ活動の機会を提供し、日常的なスポーツ享受の量的増大と質的深化の契機となることから、スポーツを「する」以外の多様なスポーツ享受の楽しさを体験する機会の提供や、イベント終了後の環境への配慮や地域の活性化などへの波及効果を意識した運動(ムーブメント)を展開するとともに、交流イベントにおけ

る積極的な異文化交流による相互理解の促進を図ることなどを念頭においた事業を展開・実施する必要がある。

(1)国民体育大会の改善・充実

これまで国体は、国内最大・最高の総合スポーツ大会として、国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力の向上の一翼を担ってきている。

本会では、国体の諸問題に対する抜本的な見直しや改善を図るため、「国体活性化プロジェクト」を平成 22（2010）年 6 月に設置し、検討・協議を重ね、「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」を平成 25（2013）年 3 月に公表した。今後はこの「21 世紀の国体像」を踏まえて、国体のさらなる活性化のための施策を展開する。また、今後の社会情勢およびスポーツ界の動向を見極めつつ、中長期的な視点を含めた国体のあり方や活性化のための施策について、継続的に改善・充実を図っていくこととする。

1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開

- ① 国体に関連する諸事業を通して、国体の「目指す方向性（コンセプト）」について、多くの人々の理解と賛同が得られる運動として「国体ムーブメント」を積極的に展開する。
- ② トップアスリート等による PR イベントの開催や、国体開催前後の全国規模の大会の開催、国体開催後の競技施設利用など、開催県等の実情に応じた新たな取り組みを推進する。
- ③ アスリートの発掘・育成・強化を通じて、広く社会に貢献できる人材を育成する。また、アスリートの能力・資質を活用し、地域のスポーツ教室への派遣事業等を実施するなど、関係機関・団体と連携して、国体の特性を活かしたスポーツ推進の取り組みを検討・実施する。

2) 大会名の検討

今後の社会情勢およびスポーツ界の動向を踏まえながら関係機関・団体等と協議し、大会名称の変更の必要性を含め検討する。

3) 各競技会の実施規模等の適正化

競技会の充実・活性化の観点から、各競技会の実施規模（参加人数等）について、総合成績への反映、専任監督の配置等を考慮し見直しを行う。

4) 少年種別（ジュニア世代）の充実

わが国の競技力向上の一翼を担う大会として、次代を担うアスリートの発掘・育成・強化を促進するため、少年種別における参加人数の増、中学 3 年生参加競技の拡充および年齢区分の見直しを行う。

5) 女子種別の充実

女性アスリートの発掘・育成・強化の観点から、各都道府県における普及状況や国際的動向等を踏まえ、女子種別の充実を図る。

6) 広報活動およびマーケティング活動の展開

- ① 国体を広く周知するとともに大会ブランドの向上を目指し、SNS 等を活用した積極的な情報発信を検討するなど、広報活動の一層の充実を図る。
- ② 国体協賛制度の充実を図るとともに、スポーツツーリズムの推進や多様なチャネルを活用したテレビ中継の拡大などを通じて、マーケティング活動を積極的に展開する。

7) 冬季大会の安定的な開催に向けた取り組み

現行の協賛事業の拡充を図るとともに、日本スポーツ振興センターに対し「競技会開催支援事業」および「スポーツ施設等整備事業」の各助成事業の継続実施に向けた要請を行うなど、開催県の経費負担軽減に取り組む。また、冬季競技開催可能な施設を有している都道府県の協力を得て開催県のローテーション化の確立等を含め、安定的な開催に向けた取り組みを行う。

8) 大会運営に係る開催地の負担軽減

- ① ブロック大会、本大会の開催県負担軽減への取り組みとして、国体協賛企業の拡充を図るとともに、参加負担金の増額改定や本大会参加都道府県および正式競技実施団体の負担金等の導入について検討する。
- ② 開催県の要望を踏まえ、県外開催を含めた既存施設の活用等、大会運営の簡素・効率化について引き続き取り組む。

9) その他

- ① 都道府県競技団体の国体に向けた諸活動を支援するとともに、本会および都道府県体協等関係機関・団体における財源確保の一環として、ユニフォーム広告等の新たな協賛制度の実施について検討する。
- ② 自然環境や都市環境のより豊かな保全に向けて「国体の森（仮称）」構想（競技会場地等への植栽事業）の取り組みについて検討・実施する。

(2)日本スポーツマスターズの充実

日本スポーツマスターズは、競技志向の高いシニア世代の目標とする総合スポーツ大会として定着し回数を重ねるごとに参加者数が増加している。今後ともより多くのシニア世代のスポーツニーズに対応するため、実施競技数の拡充等、継続的・計画的に大会の充実を図っていくこととする。

1) 今後の大会のあり方に関する検討

大会の安定的な継続実施を図るとともに、大会を継続的・計画的に充実していくため、日本スポーツマスターズ委員会において、実施競技数の拡充、運営体制、

財源の確保、新たな企業協賛制度、表彰制度、広報・ブランディング等、今後の大会のあり方に関する検討を行う。

2) 大会規模の拡充

より多くのシニア世代が目標とする大会として充実を図るため、新たな実施競技の採用や各競技における参加者数の増員を図る等、財源とのバランスを踏まえた上で、大会規模の拡充に取り組む。

3) 大会運営のための財源確保

大会規模の拡充等に対応するため、参加料の見直し、実施競技団体の負担制度の導入や補助金・助成金の獲得等により財源の確保を図る。また、協賛企業獲得のため大会における企業メリットの創出について検討する。

(3)全国規模のスポーツイベントの充実・創設

国民一人ひとりのライフステージにおける多様なスポーツライフスタイルの創造を促進する生涯スポーツ推進の観点から、現行の交流イベントの充実・発展や既存のスポーツイベントで対応できていない競技レベルや世代に対応した新たなスポーツイベントの創設について、今後の社会情勢およびスポーツ界の動向を見極めつつ検討する。

1) スポーツ少年団全国交流大会の充実

スポーツ少年団全国交流大会は、スポーツ少年団活動を一層豊かなものとし、地域における団活動の活性化を図ることを目的に実施しているが、近年の全国スポーツ少年大会への参加者の停滞や競技別交流大会参加のために発生する指導の過熱化が課題となっていることを踏まえ、全国交流大会の充実に向けた具体的な取り組みについて検討する。

2) 日本スポーツマスターズ参加年齢層を超える者を対象としたイベントの創設

各種大会の実施状況を踏まえた上で、生涯スポーツ推進の観点から、高齢者層を対象に交流を主体とした新たなスポーツ大会の創設について検討する。

3) 東アジアマスターズ大会（仮称）の創設

スポーツによる国際交流を通じて相互理解と友好・親善を促進する観点から、日本スポーツマスターズの実施状況を踏まえ、日本・韓国・中国を中心とした東アジアマスターズ大会（仮称）の創設について検討する。

4) 総合型クラブを対象とした全国的なイベントの創設

総合型クラブの定着・発展、活動の活性化を促進し豊かな地域生活を通じた地域の活性化に貢献する観点から、全国の総合型クラブ関係者が一堂に会し、競い、楽しみ、交流することができる全国的なイベントの創設について検討する。

5) 「JASASポーツサミット（仮称）」の開催

スポーツの持つ価値を広く社会にアピールし、本会の各種スポーツ推進事業の

理解を得る場として、加盟団体をはじめとしたスポーツ関係者が一堂に会して開催する「JASA スポーツサミット（仮称）」について検討する。

(4)国際スポーツ交流の推進

国際化の進展に対応し、国際的な友好・親善に寄与していくためには、スポーツ文化の世界共有化の促進とスポーツによるグローバルな国民の育成を推進する必要がある。

そのため、ドイツ、韓国および中国との青少年から成人層までの交流事業についてさらなる充実を図るとともに、国際スポーツ交流事業の普及・啓発活動を推進する。

また、グローバル社会における日本のプレゼンス維持・向上のため、スポーツを通じた国際貢献・協力に関する情報の収集・分析や支援方策について検討する。

1) 日独スポーツ少年団同時交流の充実

昭和49（1974）年以来、39回の実績ある交流をさらに実りあるものとする観点から、民泊、ディスカッション、スポーツ交流活動の充実等、交流プログラムについて見直しを図るための協議を行う。

また、本交流事業をきっかけとして、各地域（パートナー）が主体的に国際交流に取り組むことができるよう、既に地域交流を実施している事例を取りまとめるなど、全国各地での交流の促進に向けた取り組みを行う。

2) 日韓および日中スポーツ交流事業の充実

スポーツによる国際交流を通じて相互理解と友好・親善を促進する観点から、各種交流事業において、交流国の競技の普及状況を踏まえた実施競技の見直しを行うとともに、生活文化プログラムの充実、スポーツにおけるフェアプレーの精神を理解する内容等の交流プログラムについて見直しを図るための協議を行う。

また、地域交流事業が当該地域の国際スポーツ交流促進の端緒となるように事業内容や地域の選定基準を見直す。

3) 日・韓・中ジュニア交流競技会の充実

日・韓・中ジュニア交流競技会については、青少年を対象とした国際的な競技会等の実施状況が大きく変化してきたことに伴い、本競技会の意義や位置づけ等について三か国間で協議する。また、参加者・実施競技の拡大に伴い、日本開催における開催地の確保や競技者の安全確保の観点から、競技日程、競技運営、実施競技の見直しについて三か国間で協議する。

4) 加盟団体等の国際スポーツ交流事業の促進

都道府県体協やその加盟団体が主体的に国際スポーツ交流事業に取り組むことができるよう、有効な交流事業を行っている地域の事例を取りまとめ、啓発するなど、全国各地域での国際交流の促進に向けた取り組みを行う。

5) 国際スポーツ情報の収集・分析

- ① 国際的なスポーツ関連団体<国際スポーツ科学・体育協議会（ICSSPE）、UNESCO、TAFISA など>における生涯スポーツやスポーツ教育に関する情報を収集・分析し、国内のスポーツ推進や国際交流の充実に向けた基礎資料として活用する。
- ② 諸外国のスポーツ団体との連携を図り、スポーツ推進のあり方に関する情報収集を行うため、諸外国へ職員等を派遣することについて検討する。

6) スポーツを通じた国際貢献・協力

「平和と友好に満ちた世界の構築」に貢献していく観点から、国際スポーツ組織との連携・協力を通じて、開発途上国のスポーツ推進に資するため、各国のニーズに対応する情報提供や支援策について検討する。

7) 各国スポーツ統括団体等との協定の締結

各国スポーツ統括団体等と積極的に情報交換や交流を促進するため、パートナーシップ協定等の締結に向けた取り組みを行う。

(5)市民交流イベントの創設・支援

国民一人ひとりのライフステージにおける多様なスポーツライフスタイルの創出を促進する観点から、都道府県エリアにおける市民交流イベントの創設・支援について、都道府県体協をはじめとした民間スポーツ関係団体と連携・協力し、今後の社会情勢およびスポーツ界の動向を見極めつつ検討する。

1) 都道府県におけるスポーツイベント創設・開催の支援

都道府県において開催される県民体育大会、マスターズ大会、総合型クラブ交流大会等について、地域における多様なスポーツニーズに対応可能な大会の実現に向けた支援策を検討する。

2) 市民交流イベントへのアスリートの活用

地域イベントへ国体選手を中心に、指導者等として派遣するなど、地域の身近にいる国体選手を活用した事業を関係機関・団体と連携し検討・実施する。

○クラブ事業／エリア事業

クラブ事業／エリア事業は、日常生活圏域における多様なスポーツ活動の機会を提供し、スポーツ享受の量的増大と質的深化を促すことから、障害者を含む子どもから高齢者までの多様なスポーツニーズに対応可能な地域スポーツクラブの育成・支援、クラブ間のネットワーク機能の強化や人的交流の促進、さらには身近な地域スポーツ施設の拡充を図ることなどを念頭においた事業を展開・実施する必要がある。

(1)スポーツ少年団の育成

スポーツ少年団の育成をめぐっては、子どもを取り巻く環境や社会情勢の変化、少子化の進行や地域社会のニーズの多様化などにより、団員や指導者の登録者数が減少傾向にある他、一部指導者や育成母集団による勝利至上主義偏重など様々な問題が生じている。

このような状況を踏まえ、地域に根差した活動内容の充実と単位スポーツ少年団やスポーツ少年団組織の一層の発展と青少年の心身の健全な発達と豊かなライフスタイルの基盤を形成するジュニアスポーツクラブとして充実を図るため、以下の事業を推進する。

1) 組織の整備強化

① 市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化

市区町村スポーツ少年団の基盤強化および活動の活性化を促進するため、実態把握の調査を実施するとともに、具体的な対応策を検討する。

② 関係機関・団体との連携

団員拡充や活動の活性化、青少年のスポーツ環境の充実を目指して、学校および行政、競技団体および他の青少年団体、総合型クラブなどの関係機関・団体との連携を図る。

③ 登録システムの改善

スポーツ少年団の登録を促進するため、ウェブサイトを利用した登録システムの導入について検討する。また、公認スポーツ指導者資格とスポーツ少年団指導者資格の登録について、事務の効率化を図る観点から、管理システムの一元化に向けた検討を行う。

④ 指導者の資格取得促進および女性指導者の拡充

安全で安心して活動できる環境整備を目的に、指導者の資格取得を促進し、単位スポーツ少年団に複数の有資格指導者の配置を義務化する。また、女子団員の加入促進に向けて、組織体制の整備を図るため、引き続き女性指導者の拡充に取り組む。

⑤ リーダー資格の取得とリーダー活動の促進

団活動の一層の充実・発展を図る観点から、リーダー活動の意義や役割等に関する情報を単位スポーツ少年団へ積極的に発信し、スポーツ少年団活動におけるリーダーの重要性に関する意識の醸成を図るとともに、リーダー資格取得およびリーダー活動の促進を図る。

⑥ 育成母集団の活動の充実

スポーツ少年団活動にかかわる保護者のスポーツライフスタイルの確立を促進しつつ、育成母集団の活動の充実に向け、実態調査、活動の積極的な PR とともに名称の検討などの取り組みを行う。

⑦ 暴力行為の根絶に向けた取り組み

スポーツ少年団活動において暴力行為の根絶に向け、役員、指導者・リーダー、母集団および団員に対して、倫理にかかわる研修会等の取り組みについて充実を図る。

2) 活動の充実

① 安全対策の確立

スポーツ少年団活動の安全対策への取り組みの一環として、本会スポーツ医・科学専門委員会や日本スポーツ法学会との連携により、ジュニアスポーツの安全対策に関する調査・研究での成果をスポーツ少年団の活動現場で効果的に活用できる体制を整備する。

② 団員の加入および継続活動の充実

団員の加入促進に向け、様々な事例を収集・分析し、都道府県や市区町村等を通じて、子どもおよびその保護者に対して PR 活動を強化する。また、中学生以上の団員については、スポーツ少年団内での役割・位置付けを明確化し、団活動を継続できる具体的な取り組みを検討する。

さらに、幼児の加入に向けては、幼児が保護者とともにスポーツ少年団活動に参加できる条件を整備する。

③ 活動プログラムの研究・活用と運動適性テストの活用

幼少期においては、多彩な運動プログラムの実施と多様なスポーツの経験が重要であるため、幼児の活動プログラムの策定に向けた検討や「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及・促進を行う。

また、運動適性テストの定期的な実施を奨励し、そのデータを活用した新たなプログラムの作成や施策へ反映させ、活動の充実を図る。

④ PR 活動の充実・強化

スポーツ少年団活動の周知や団員の加入促進など、目的に合った広報活動を行うための戦略的な PR 計画を作成し、その実現を図る。

(2)地域スポーツクラブの育成・支援（総合型地域スポーツクラブ）

日常生活におけるスポーツ活動の場となる地域スポーツクラブの育成・支援を通して、人々がスポーツへ自発的かつ多様に関わり、スポーツ文化を豊かに享受する場を創出・提供するとともに、スポーツを核とした新しい地域社会（コミュニティ）の構築とその発展に寄与するため、以下の事業を推進する。

1) 多様な地域スポーツクラブの育成

地域住民の日常的・継続的なスポーツ活動が行える環境を整えるための一環として、多世代・多志向の単一種目型地域スポーツクラブの育成や既存の地域スポーツクラブの連合化などを促進する。さらに、地域スポーツクラブやスポーツ以

外の地域団体を母体とするなど、多様な形態による「総合型クラブ」の創設に向けた支援を推進する。

2) スポーツ少年団との連携

スポーツ少年団と総合型クラブとの連携・協力を積極的に推進し、互いの活動の充実・活性化を図るとともに、スポーツ少年団を核とした総合型クラブへの発展・創設を促進するため、相互の実務者代表による会議体を設置し、具体的な取り組みを推進する。

3) 総合型クラブ基盤整備にかかわる各種支援の要請

総合型クラブ基盤整備のため、クラブ運営に必要な「人材」「財源」等の確保が円滑かつ安定的に行えるよう、関係機関・団体等に対して、人材の発掘・育成や助成制度の有効活用等に関する支援を要請する。

4) 他団体・組織等との連携・協働体制の構築

総合型クラブが地域により深く定着することを目指し、各種団体・組織との相互扶助の関係を構築することを通して、地域社会からの信頼を高め、身近で必要不可欠な存在となるような連携・協働にかかわる具体的な方策について検討する。

5) 総合型クラブを支援する人材の充実・強化

クラブアドバイザーの人材発掘や資質向上を図るための研修会を実施するとともに、助言・指導を行うための各種参考資料等を作成する。また、クラブアドバイザーとスポーツ推進委員との効率的な連携体制を構築するため、全国スポーツ推進委員連合と協議・調整を図る。

6) 総合型クラブ間のネットワークの構築

総合型クラブ間での情報交換や交流の機会を増やし活動を活性化させるため、近隣のクラブや複数市町村によるネットワークづくりの構築を促進するなど具体的な取り組みについて検討する。

7) SC 全国ネットワーク組織の充実と活動の活性化

SC 全国ネットワークの組織整備と活動の充実、活性化ならびに各総合型クラブの円滑な運営を推進するため、総合型クラブの登録制度の創設等、具体的な取り組みについて検討する。また、社会的認知度の向上を図るため、スケールメリットを活かした全国一斉活動の企画や企業協賛活動等の取り組みについて検討する。

8) 総合型クラブ育成事業等の財源確保

総合型クラブ育成事業の推進や SC 全国ネットワークの安定的な運営を図るため、企業協賛制度の導入など安定的・継続的な財源確保について、具体的な検討を行う。

9) 設立した総合型クラブへの支援の充実

設立した総合型クラブが地域に定着し、永続的な活動を行っていくため、SC

全国ネットワークを中心として、より専門性の高い各種研修事業の実施や情報提供を行うとともに、クラブ運営・経営にかかわる個別支援を行うなどの体制整備を図る。

10) 総合型クラブの法人格取得の促進

地域および社会に対する存在意義を高め、責任を果たしていくという観点から、総合型クラブの法人格取得を促進するための支援について検討する。

(3) スポーツ施設の運営支援

21 世紀の国民スポーツ推進の基本理念を踏まえ、日常の生活に密着したスポーツ活動の場を充実させる観点から、スポーツ施設の活用および支援について、国および地方公共団体等に対して働きかけていく必要があり、以下の事業を推進する。

1) 身近なスポーツ施設の整備や優先的活用促進の要請

- ① 総合型クラブやスポーツ少年団の活動をより一層促進するため、身近なスポーツ施設の整備促進や学校体育施設をはじめとしたスポーツ施設について優先的活用が図られるよう都道府県体協等と連携して関係機関・団体に要請する。
- ② 総合型クラブの拠点となるクラブハウスの設置拡充を図るため、スポーツ振興くじ助成金を活用した施設整備や既存スポーツ施設を活用したクラブハウスの設置状況を把握し、クラブハウス未設置の総合型クラブを対象に情報提供を行い整備の促進を図る。

2) スポーツ施設における公認スポーツ指導者の活用促進

各種スポーツ施設で実施されるスポーツ教室等において質の高いサービス提供が可能となるよう、公認スポーツ指導者の有効活用について、都道府県体協、都道府県教育委員会等の関係機関・団体と連携・協力し、具体的な取り組みについて検討する。

3) 都道府県体協による施設の経営・管理の実態把握および情報提供

都道府県体協が指定管理者となり施設の運営を行い、継続して対応していくことを支援するため、都道府県体育協会連合会と連携・協力し、実態の把握、施設運営・活用の情報の収集および提供に努める。

4) 競技場・運動場の芝生化促進ムーブメントの推進

地球にやさしい環境づくりの一環として、競技場・運動場の芝生化促進について、加盟団体等との連携を図りつつ、全国的なムーブメントを推進するための取り組みについて検討・実施する。

○ソフトインフラ事業

ソフトインフラ事業は、イベント事業およびクラブ事業／エリア事業によるスポーツ享受の量的増大と質的深化を支援するために、スポーツへの参画および実践を促すための科学的・経営的根拠（エビデンス）や新たなスポーツモデルの開発、スポーツ指導者をはじめとする人的資源や研究成果などの知的資源の有効活用およびその効果的な広報・宣伝・社会貢献などを念頭においた事業を展開・実施する必要がある。

(1)スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進

「スポーツ立国の実現」を目指し、国民の多様なニーズや能力に応じたスポーツ実践能力を高め、継続的なスポーツ実践者の増大を図るためには国民の一人ひとりに対し、スポーツ文化を豊かに享受する能力を育成することのできる資質の高い指導者の存在が不可欠である。

公認スポーツ指導者制度は、平成17年の改訂から8年が経過し、各事業や制度における課題も顕在化しつつある状況を踏まえ、以下の事業を加盟団体等と連携・協力し推進する。

1) 指導者制度の拡充

日本スポーツ少年団指導者制度と公認スポーツ指導者制度の一本化を視野に入れ、それぞれの指導者制度の見直しを図る。

2) 有資格指導者の拡充に向けた取り組み

- ① 資格を必要とする者や資格取得を希望する者に対して、講習会の積極的なPRを図るとともに、講習会の単位制やeラーニング等の導入、大学等の教育機関との連携など、養形成態の多様化を図る。
- ② 免除適応コースの承認校は年々増加しているものの、修了者数については、横ばいの状況が続いているため、承認校の教職員等関係者の協力を得て在校生はもとより卒業生に対し、資格取得に向けた働きかけを行う。
- ③ スポーツ少年団活動をはじめとして、青少年や女性が積極的にスポーツに参加できる環境を整備する一環として、女性や若年層の指導者および指導者を目指している者に対し資格取得を促進する。

3) 指導者の資質の向上

- ① 指導者の資質の向上を図るため、eラーニング等多様な受講形態により指導者が参加しやすい環境を整えるとともに、時代のニーズに対応したプログラムの開発等、養成講習会や研修会への積極的な参加を促進する。
- ② 指導者の資質の向上の一環として、登録システムにおいて指導者個々に提供している「指導者マイページ」のコンテンツの充実を図る。
- ③ スポーツ指導現場における暴力行為根絶に向け、指導者の養成講習会カリキュラムや研修会テーマとしてスポーツの本質的な意義や価値、フェアプレー精神、

倫理などの内容をこれまで以上に取り入れ、指導者の資質の向上に向けた取り組みを推進する。

- ④ 指導者がスポーツの社会的使命の達成に向けた担い手として、指導者自身が研鑽し、資質の向上を図ることを促進するため、加盟団体や指導者協議会と連携しその活動を支援する。
- ⑤ スポーツ少年団指導者が子どもたちの多様なニーズや指導者に求められる指導法や知識への対応ができるよう、定期的な研修事業の拡充を図る。
また、現状把握のための全国的な調査を実施し、都道府県スポーツ少年団での研修事業の支援・拡充策を検討し、実施体制の整備を図る。

4) 指導者の社会的価値の向上

- ① 社会的な認知度の向上に向けて広報活動の見直しを図るとともに、指導者の活動が適切に評価されるよう、国や地方公共団体、学校、地域などへの効果的な情報提供を行う。
- ② 資格の認知度の向上を図り、社会的なステータスを高めていくため、トップアスリートや指導実績を有する者等への資格取得を促進する。
- ③ 各種国際大会や国内での競技団体主催大会において、監督・チームスタッフへの公認スポーツ指導者資格の義務付けについて、JOC および競技団体と連携して積極的に推進する。また、その状況について情報発信し、指導者制度の社会的認知度の向上に努める。

5) 有資格指導者の活動の場の拡充

- ① 加盟団体等と連携・協力し、有資格指導者の活動の場の拡充に向けた検討を進める。あわせて、スポーツ少年団や総合型クラブ、中学・高校等の学校関係者や地方公共団体等に対し、指導者資格の周知と有資格指導者の活用を図るよう積極的に要請する。
- ② 有資格指導者の活動の場を拡充するため、「指導者マッチングシステム」の構築に向けて、本会と加盟団体等との役割分担を明確にするとともに、その情報基盤および運営体制を整備する。

(2)スポーツ医・科学研究の推進

本会のスポーツ医・科学研究は、スポーツ文化の豊かな享受を促す科学的・経営的根拠（エビデンス）や新たなスポーツモデルの開発とともに、組織体制や事業の展開・実施に関する自己評価のための基礎資料を提示する役割を担う必要がある。したがって、多様なスポーツ享受を求める利害関係者が研究成果にアプローチできる仕組みや方法を開発し、それらを有効に機能させる「活用サイクル」を確立することが課題となる。

この課題を達成するために、研究領域を横断した「学融的研究」を進めるととも

に、本会諸事業、加盟団体及びスポーツ関連団体との更なる連携・協働を図ることを目指して、以下の事業を推進する。

1) スポーツ文化の豊かな享受に資するエビデンスの蓄積・活用

- ① これまでの研究プロジェクトの成果を踏まえて、わが国の体育・スポーツに関する今日的課題を整理するとともに、「スポーツ宣言日本」に基づくスポーツの持つ本質的な意義や個人的・社会的価値、さらにはスポーツの多様な楽しみ方を広く一般に示すための基礎的資料を作成する。
- ② 本会のシンクタンク機能の強化に向けて、スポーツ白書（仮称）の作成を視野に入れた諸事業の自己評価に関する枠組みの構築およびエビデンスの蓄積を図る。
- ③ 研究成果を蓄積・公開するためのデータベースを構築するとともに、それを効果的に発信するための成果物の質的向上および活用サイクルの整備を図る。

2) 多様なスポーツ需要に対応可能な指導者の資質向上に資する研究事業の充実

- ① 子どもから高齢者までの積極的な身体活動を促すため、アクティブ・チャイルド・プログラムや高齢者の元気長寿支援プログラムなどに関する教育・啓発資料および講習会の内容を充実させるとともに、諸事業を通じた効果的な普及・啓発を図る。
- ② 子どもたちのメンタルヘルス問題の予防および改善を目的とする介入研究および普及・啓発活動を行い、運動・スポーツ実践のメンタルヘルスへの有効性およびその波及効果について検証する。
- ③ 中央競技団体、JISS およびスポーツ安全協会との連携により、スポーツ現場における外傷・障害の発生状況についての実態調査を行うとともに、競技種目別の予防プログラムの作成と効果検証および普及・啓発を図る。
- ④ 熱中症事故が増加傾向にある環境の変化に対応すべく、熱中症予防に関する教育・啓発資料を活用するとともに、諸事業において効果的な普及・啓発を図る。

3) 本会加盟団体等との連携による研究事業の推進

- ① 中央競技団体との連携により、発達段階や個人特性を考慮しつつ、組織的・計画的にトップレベル競技者へと育成するための競技者育成プログラム等の策定に寄与する基礎資料を提示する。
- ② 都道府県体協との連携により、国体選手に対する医・科学サポートのあり方について検討するとともに、各都道府県におけるジュニア期からの選手育成システムの整備を図るための基礎資料を提示する。
- ③ JADA、日本薬剤師会、都道府県体協および中央競技団体との連携によるドーピング防止に関する教育プログラムの推進、都道府県体協における教育・啓発の支援などを行う。

4) スポーツ関連研究機関等との連携・協働の推進

- ① JISS との共同研究として実施している「東京オリンピック記念体力測定」の成果を踏まえて、青年期のスポーツ活動で培われたライフスタイルや健康・体力の持ち越し効果などについての総括的な検証・分析を行う。
- ② 日本体育学会、笹川スポーツ財団、健康・体力づくり事業財団等の体育・スポーツ関連研究機関とのコンソーシアム構築に向けた積極的な情報交換を図る。

(3)スポーツ情報システムの管理・整備

加盟団体等とのネットワーク化を進め緊密なコミュニケーションを図り、正確かつ迅速な業務処理を実現するとともに、本会が有する価値ある情報資源をデータベース化し、広く一般に情報提供することを目指して、以下の取り組みを実施する。

1) 本会保有情報の一体的管理と効果的な運用

本会が保有する情報（スポーツ少年団、公認スポーツ指導者、スポーツ医・科学など）について、情報システム全体の簡素・効率化を目的とした全体最適化に向けて、情報システム全体の一体的・総合的な管理を行うとともに、広く一般に周知・活用できるよう効果的な運用を図る。

2) 個人情報保護と安全対策の整備

本会が収集した情報について、個人情報保護にかかわる法令等に基づき適切な対応を行うとともに、スポーツ情報システムやホームページへのサイバーテロ等に対処するため、より一層セキュリティを高める対応を図る。

3) 情報システムにおける体制の整備

情報システムの構築・管理は、専門性が高い分野であることから、専門的知識を有する人材の活用、外部専門家の指導による人材育成など情報システムにおける運営体制の整備を図る。

(4)広報活動の推進

「広報活動基本方針」および「広報規程」に基づく広報活動を通じて、スポーツの価値や社会的使命を普及・促進するとともに、社会的に必要な組織としての本会の存在意義（ブランディング）の向上を目指し、以下の取り組みを実施する。

1) 情報発信ツールの充実

広く国民に対し、スポーツの価値や本会が目指す方向性をわかりやすく提示し、本会の理解者、賛同者の拡大を目指すため、ホームページのコンテンツの充実を図るとともに、ポータルサイト化を進め、新たな情報発信ツールとして SNS 等の導入・運用を検討・実施する。

2) 情報誌の充実

総合情報誌「Sports Japan」を通じて、スポーツ指導者をはじめとするスポー

ツ関係者および団体等に対し、スポーツ界の動向を的確にとらえたタイムリーな各種情報を提供し、資質の向上や組織の充実・発展および連携・協働に寄与できるよう、情報誌の内容をより一層充実する。

また、ホームページや指導者マイページとの連動性を高める取り組みについて検討する。

3) 各種パンフレット等の充実

対象者を明確に定め、情報を適切に提供する手法や技術をさらに研究し、情報の内容に応じた情報発信ツールと発信方法について充実を図る。

4) 記者クラブとの連携

記者クラブとの連携を図り、定期的な記者発表や積極的なプレスリリースを実施し、マスメディアを用いた効率的な情報発信を推進する。

(5) 「グローバル課題」を踏まえた社会貢献活動の推進

政治的、経済的、文化的に極めて大きな社会的影響力を持つスポーツの統括団体としての責任を認識し「21世紀におけるスポーツの使命」の達成に向け、基本理念として提示した「スポーツ立国の実現」を着実に推進していくため、加盟団体をはじめ民間スポーツ関係団体、必要に応じてスポーツ以外の社会貢献団体等との連携・協力を進めながら、「グローバル課題」の達成に向けた活動を推進する。

1) 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進

「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンについては、スポーツ界が一丸となり、あらゆる機会を利用してフェアプレーの実践を奨励し、地域や学校などあらゆる場面での取り組みの実現を目指した活動を推進する。

2) 環境問題への対応

スポーツは人々の心を動かすまでに影響力があることを十分に認識し、スポーツの価値を主体的に健全に活用することにより、自然の大切さの理解や省エネ・省資源といった行動を促進するなど環境問題について積極的な取り組みを行う。

3) スポーツ活動における暴力行為等への対応

社会問題となっているいじめやスポーツ活動中の暴力・暴言、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどの根絶を目指した取り組みを積極的に推進する。

4) 東日本大震災復興支援への対応

被災地の復興に貢献するスポーツ界の取り組みの一環として、本会、JOC、日本サッカー協会、日本トップリーグ連携機構の4団体にて実施している「スポーツこころのプロジェクト」をはじめとする、復興支援への各種取り組みについて復興状況を見極めながら実施する。

(6)その他のスポーツの推進

1) 「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」の推進

- ① 「みるスポーツ」の推進については、人々のスポーツへの多様なかかわりが可能となる環境の醸成を図るため、本会主催事業をはじめとする関連事業について「見る」機会を創出する工夫や各事業のメディア配信、インターネットによる動画配信などへの積極的な取り組みを検討・実施する。
- ② 「支えるスポーツ」の推進については、ボランティア活動の全国的な調査を実施し、実態を把握するとともに、スポーツを支えるメンバーとしてスポーツボランティアの都道府県における組織化と支援制度の検討を行う。

2) 「表現するスポーツ」、「分析するスポーツ」の推進

人々のスポーツへの多様なかかわりを一層促進するため、スポーツ標語や絵画コンクール等「表現するスポーツ」事業の展開を工夫するとともに、広く国民に対して「みる力」や「鑑賞する力」などの育成を図るための啓発活動をホームページや情報誌等を活用して展開する。

2. 日本体育協会組織の充実・強化

本会が、諸事業を効果的・効率的に推進するためには、加盟団体との間で、新たなスポーツ推進の基本理念として提示した「スポーツ立国の実現」を共有し、推進方策の基本的方向について相互理解を図る必要がある。その上で、諸事業の推進に必要なとなる運営体制の整備や事業成果の評価・把握が適切にできる体制の整備など、本会および加盟団体並びに市町村体協組織の一層の充実・強化を図っていくことが不可欠である。

また、社会環境の変化、とりわけスポーツを取り巻く国内・外の環境の変化に適切に対応するためにも、柔軟で弾力的な組織体制の整備が求められ、外部の組織・団体との連携・協力体制を整備し、必要に応じてスポーツ分野以外の組織・団体との連携・協力も視野に入れる必要がある。そのため、以下の取り組みを推進する。

(1)内部組織の充実と強化

1) 本会組織の拡充

- ① 本会未加盟の全国を統括する民間スポーツ関係団体の加盟促進を図るとともに、わが国スポーツ界の組織を拡充し、スポーツ推進に向けた主体的な組織体制を整備する観点から、新たな加盟領域の創設を検討する。
- ② 総合型クラブの地域ネットワークを構築・整備するため、クラブ登録制度の創設について検討する。

2) 「スポーツ宣言日本」の共有

「スポーツ宣言日本」に示された「21世紀のスポーツの使命」の共有について、

JOC と連携し、スポーツ指導者や加盟団体をはじめとした関係機関・団体等への普及・啓発を図る。

3) 加盟団体の基盤整備の促進

- ① 「スポーツ推進 2013」を加盟団体等へ周知するとともに、方策に掲げる基本理念や事業推進の方向性について共通認識を持ってスポーツの推進に取り組む。
- ② 加盟団体に対し、事業推進の財源を確保する観点から、各種スポーツ推進事業に対する助成および協賛企業の拡充を図る。
- ③ 円滑な組織運営体制を整備する観点から、団体間の職員の人事交流や研修制度を充実することにより、有能な人材の育成・確保を図る。

4) 市町村体協組織の整備

- ① 市町村体協が、地域住民のニーズに対応した各種事業が主体的に推進できるよう都道府県体協と連携して、市町村体協の組織の実態を把握し、法人格の取得促進や財源確保等の支援について検討する。
- ② 都道府県体協等と連携し、市町村体協が地域におけるスポーツ推進のコーディネーター的役割を担うことができるよう支援する。

5) スポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備

暴力行為や人権侵害の根絶など倫理・コンプライアンスの徹底および組織のガバナンスの強化をより一層図るため、民間スポーツ関係団体等に対し、規程や体制整備に関する指導・助言を行う。

6) スポーツ界における暴力行為根絶に向けた取り組み

今後、スポーツ界での暴力行為を根絶するため、本会、JOC、日本障害者スポーツ協会等で公表した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」をスポーツ界へ広く周知するとともに、継続的な研修の実施等について、加盟団体をはじめとした民間スポーツ関係団体と連携・協力して実施する。また、「暴力行為根絶宣言」を周知するために募集したスローガンを活用し、普及・啓発を図る。

7) シンクタンクとしての体制整備と機能強化

本会に企画部門の設置やスポーツ科学研究室の機能充実などの事務局体制整備を図り、諸事業のエビデンスの蓄積、スポーツ推進方策の策定や事業評価による事業の見直しなど戦略的な事業の企画・立案を行い、スポーツ界におけるシンクタンクとしての機能強化を図る。

8) 公益法人制度改革への対応

平成 25 (2013) 年 11 月末の移行期限まで、加盟団体が公益法人新制度へ円滑に移行できるよう連携を図るとともに、移行後の組織運営などについて指導・助言を行う。

9) 加盟団体等のスポーツ推進計画の策定、事業評価の実施に向けた支援

加盟団体がスポーツ推進計画を策定し、その事業評価が円滑に実施できるよう必要な指導・助言を行う。また、都道府県体協を通じて市町村体協や都道府県競技団体に対して、スポーツ推進計画の策定や事業評価の実施の必要性について啓発する。

10) 本会名称の見直し

国におけるスポーツ基本法の公布・施行、スポーツ基本計画の策定、一方、本会における「スポーツ宣言日本」の公表などのわが国スポーツ界をめぐる動向を踏まえつつ、改めて加盟団体等からの意見聴取を実施し、名称の見直しについて検討を行う。

(2)外部組織・団体との連携の促進

1) 民間スポーツ関係団体との連携の促進

- ① JOC、JADA、JSAA をはじめとした民間スポーツ関係団体と連携し、諸事業の推進や協力体制の確立を図る。
- ② 全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟等の学校関係団体と連携し、運動部活動との連携に向けた諸事業の推進や協力体制の確立を図る。
- ③ 本会をはじめとする民間スポーツ関係団体が国民スポーツ推進の担い手であるという認識と自覚を持ち、中央にあっては本会が、地方にあっては都道府県体協がそれぞれの中心的なコーディネイト役として、各民間スポーツ関係団体との連携・協力の実態を把握し、一層の効果的な事業の推進を図る。

2) スポーツ分野以外の団体との連携の促進

グローバル課題の達成に向け、経済団体、社会教育団体、青少年団体、社会貢献団体等との連携を促進する。

3. スポーツ推進に必要な財源の確保

「スポーツ宣言日本」に示した「21世紀におけるスポーツの使命」を達成するため、基本理念として提示された「スポーツ立国の実現」を目指し、諸事業を円滑かつ効果的に遂行していく必要があり、そのためには安定した財源の確保が必要不可欠となる。

また、本会が目指す事業推進の方向性を広く社会へPRし、貢献していくことで、これまで以上の財政的な支援について、多方面に対し積極的な働きかけを行う。さらに、収益事業の拡充や登録制度の改定等による自己財源の確保を図る。

そのため、以下のような取り組みを推進する。

(1)マーケティング戦略の展開

財源確保の観点から、マーケティングを有機的かつ戦略的に進め、協賛企業、登録者や事業参加者の満足度を高める活動を戦略的に展開する。

(2)補助金・寄付金等の獲得

1) 補助金・助成金の獲得

国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、ミズノスポーツ振興財団、スポーツ安全協会等に対し、諸事業の重要性について、より一層の理解と支援を得るための働きかけを引き続き行う。また、事業の成果を含む評価を行い、事業規模の見直しや継続性について協議し、効果的な補助金・助成金の獲得に努める。

2) 優遇税制の有効活用による民間企業等からの寄付金の増額

特定公益増進法人の優遇税制を活用した免税募金制度について、より幅広い企業や個人等に対し理解を得るためのPRを行い、寄付金の増額を図る。また、会館建替えなどに対する特別寄付金制度の創設とあわせて、継続的な寄付金制度の拡充を図り、本会諸事業の参加者等からの寄付金の充実に努める。

3) スポーツ振興資金財団との連携・強化

スポーツ振興資金財団との連携を強化し、新たな業種・業界の開拓を行い寄付金の増額を図る。

(3)収益事業の拡充

各種教本等出版物の効果的・効率的な販売方法の改善・拡充を図るとともに、各種標章の商業利用など、新たな収益事業の開発等を行い自己財源の拡充を図る。

(4)各種事業収入の充実

国民体育大会をはじめとする諸事業への参加者からの参加料（参加負担金）や共催・協力団体からの事業負担金のあり方について見直し・検討を行うとともに、公認スポーツ指導者、スポーツ少年団の登録料等の見直しとあわせ、総合型クラブの登録制度の新設について検討する。

(5)JASA スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムの拡充

基本プログラムおよび選択プログラムの充実、協賛社ごとのニーズに応じた特別協賛事業に取り組むことなどにより、第2期＜平成25（2013）年4月から4年間＞では既存のオフィシャルパートナー7社の継続協賛を確保しつつ、新たな協賛社3社の獲得を目標とする。

4. 事業評価システムの導入

新たなスポーツ推進の基本理念として提示した「スポーツ立国の実現」を目指した諸事業の実施にあたっては、国内・外の社会情勢やスポーツ界の動向を念頭におきつつ、課題の達成状況や事業プロセス、事業成果についての評価を行い、それらを踏まえた新たな事業計画を企画・立案し、事業を推進するといった「PDCAサイクル」に基づく事業推進の取り組みを行うことについて検討・実施する。

(1)スポーツ白書（仮称）の作成

事業評価システムの構築のため、諸事業の自己評価の指標や枠組みの構築およびエビデンスの蓄積を図り、それを総括的に取りまとめた本会のスポーツ白書（仮称）を定期的に作成する。

(2)事業評価システムの構築

「スポーツ推進 2013」で策定された方策に関して、事業計画の企画・立案、事業実施、事業評価、事業の改善を一連のプロセス（PDCAサイクル）で行うためには、特に事業評価の実施方法について検討するとともに、必要に応じて外部評価を実施するなど、事業改善・充実につながる評価システムを構築する。

おわりに

今回策定した「スポーツ推進 2013」は、本会が創立 100 周年を記念して 21 世紀にスポーツが果たすべき使命を謳った「スポーツ宣言日本」の 3 つのグローバル課題の達成に向けて、今後 10 年間における国民スポーツ推進の基本理念として「スポーツ立国の実現」を提示した。

その上で、平成 20 年(2008)3 月に改定した「スポーツ振興 2008」において提起された方策について達成状況の評価を行い、課題を明らかにし、今後の国民スポーツ推進を展開していくために必要な推進方策と各推進事業について取りまとめたものである。

今後、本会においては、国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通して、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献するという「スポーツ立国の実現」に向けて、前記Ⅲの「今後の国民スポーツ推進方策」を着実に展開・実施していく必要がある。

そのためには、本会組織に位置づけられている各委員会を中心として、学識者等の意見を徴しつつ、概ね 10 年程度の期間を想定して、提起された方策の具体的な達成目標を設定するとともに、必要な事業を実行レベルに具体化した推進計画を策定していく必要がある。

この推進計画の策定にあたっては、「1. 国民スポーツ推進事業の展開」、「2. 日本体育協会組織の充実・強化」、「3. スポーツ推進に必要な財源の確保」および「4. 事業評価システムの導入」に提起されている事項について、各事業間の連携を念頭におきつつ、事業内容や規模等を具体化した事業計画の企画・立案を行う必要がある。

また、企画・立案された各事業計画に関しては、本会と中央競技団体および都道府県体育（スポーツ）協会、さらには市町村体育協会との役割に応じた実施主体を的確に区分した上で、連携・協働を図りつつ事業を推進していくことが求められる。

なお、今回取りまとめた「スポーツ推進 2013」については、概ね 5 年後において事業の実施状況や達成状況(成果)などに関して、全体的な評価と見直しを行い、その上で、改めて、その後の 10 年間を見据えた新たな国民スポーツ推進方策とそれに基づく推進計画の策定を行っていく必要がある。

諸定義(用語の定義)

<スポーツ>

- ・スポーツは「自発的な運動の楽しみ」を基調とする人類共通の文化である。
現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。<平成 23 (2011) 年 7 月 15 日 スポーツ宣言日本>
- ・スポーツは、世界共通の人類の文化である。
スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものである。(スポーツ基本法)

<スポーツ精神>

自らスポーツを行うことに意義と価値をもち、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーに代表されるマナー、エチケットなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性に応じて、主体的・継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことを意味する。<平成 17 (2005) 年 4 月施行：本会寄附行為変更理由書>

<国民スポーツ>

わが国におけるトップレベルアスリート(プロを含む)から多様なスポーツ愛好者(潜在的スポーツ愛好者を含む。)までの国民各層を対象に「スポーツ立国」の実現に向けて取り組む諸活動を、その範囲および内容として捉えたもの。

<スポーツ立国>

スポーツのもつ力が、望ましい地域社会の実現に貢献するとともに、スポーツにかかわる自立・自律した人々の主体的かつ自治的なスポーツ実践や運動(ムーブメント)を通して、国内はもとよりアジア近隣諸国から地球規模へと拡がることによって、「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現に寄与していくこと。

(参考)

「スポーツ宣言日本」が目指す社会像

- 1) 地域に集い暮らす人々が、つながり(絆)を深めながら共に生きる喜びを広げていくことを通して、公正で福祉豊かな地域生活が営まれている社会
- 2) 人間に内在する環境や他者への共感の能力が育かれ、地球環境との共生による持続可能な生活が維持・発展することを通して、ライフステージに応じた多様なライフ

スタイルが実現されている社会

- 3) 人々の相互尊敬を基調としたフェアな精神に基づく生活を通して、自己を他者に向けて開き、他者を素直に受容することのできる真の親善（平和）と友好に満ちた社会

<スポーツ基本法>

「スポーツ基本法」は、昭和 36（1961）年制定の「スポーツ振興法」を全面的に改正し、平成 23（2011）年 6 月に制定、8 月に施行された。

その内容には、「スポーツは世界共通の人類の文化」であることや「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利」であるといったスポーツの基本理念を定め、国および地方自治体の責務やスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツ基本計画や基本的施策等、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。

<スポーツ基本計画>

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法に基づき、平成 24（2012）年 3 月に策定された。基本計画では、スポーツの果たす役割と具体的に目指す社会の姿が明示されるとともに、今後 10 年程度を見通したスポーツ推進の基本方針と、平成 24 年度からおおむね 5 年間に総合的かつ計画的に国および地方公共団体が取り組むべき施策を示している。

<日本体育協会組織>

中央競技団体や都道府県体育（スポーツ）協会などの本会加盟団体のみならず、市町村体育協会を含めた組織体制。

<加盟関係スポーツ団体>

本会定款第 6 条 3 号に定める団体。<特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、公益財団法人日本中学校体育連盟、公益社団法人日本女子体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟の 5 団体>

<民間スポーツ関係団体>

本会加盟団体<中央競技団体、都道府県体育（スポーツ）協会、加盟関係スポーツ団体>、準加盟団体、協力団体のみならず、概ね全国的な規模を有するスポーツ関連団体。

<地域スポーツクラブ>

地域における単一種目のスポーツクラブや多種目・多世代・多志向の総合型地域スポーツクラブを含めた総称。

<総合型地域スポーツクラブ>

文部科学省の「スポーツ振興基本計画」では、総合型地域スポーツクラブの特徴として、以下の5つをあげている。

- ア. 複数の種目が用意されている。
- イ. 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できる。
- ウ. 活動の拠点となるスポーツ施設およびクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- エ. 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。
- オ. 以上について、地域住民が主体的に運営する。

<SC 全国ネットワーク（総合型地域スポーツクラブ連絡協議会）>

SC 全国ネットワーク（総合型地域スポーツクラブ全国協議会）は、全国に育成された総合型地域スポーツクラブの活動が、より強固に定着・発展していくよう、各総合型クラブにおける活動のノウハウや抱える諸課題をクラブ間で共有し、課題解決に向けて協議する場を定期的・継続的に構築するため、平成 21（2009）年 2 月に日本体育協会組織内組織として誕生した。

（参考）平成 24（2012）年度 SC 全国ネットワーク PR リーフレット

<公認スポーツ指導者>

本会および加盟団体等が、公認スポーツ指導者制度に基づき資格認定した指導者で、スポーツ医・科学の知識を活かし、スポーツを安全に、正しく、楽しく指導し、スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさを伝えることができる者をいう。（スポーツ指導基礎資格、競技別指導者資格、フィットネス資格、メディカル・コンディショニング資格、マネジメント資格の有資格指導者）

<スポーツボランティア>

地域社会やスポーツ団体・クラブ、各種スポーツイベントなどにおいて、個人の自由意志に基づき、その技能や時間などを進んで提供し、社会に貢献する活動を行う者をいう。

<文部省／平成 12（2000）年 スポーツにおけるボランティア活動の実態等に関する調査研究協力者会議報告書>

<スポーツモデル>

近代スポーツおよびそれらを母系とするニュースポーツだけでなく、地域の生活や暮らしに根ざした伝統的なスポーツや非競争的なスポーツなどを含む、スポーツの形態・内容

(プログラム、コンテンツなど) およびそれらを展開するための環境 (場や仕掛けなど) の総称。

(参考)

「ニュースポーツ」

ニュースポーツの定義としては定まったものはないが、①雪合戦のように遊びが制度化され、新たにスポーツとなったもの、②ミニテニスのように既存のスポーツをベースとして、誰もが手軽に楽しむことができるスポーツとして新たに開発されたもの、③フライングディスクのように比較的新しく日本において紹介されたものに大別することができる。

<公益法人制度改革 3 法>

平成 18 (2006) 年 6 月に公布、平成 20 (2008) 年 12 月に施行された以下の 3 法を言う。

ア. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない、すなわち非営利の社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その設立、機関等について定める。

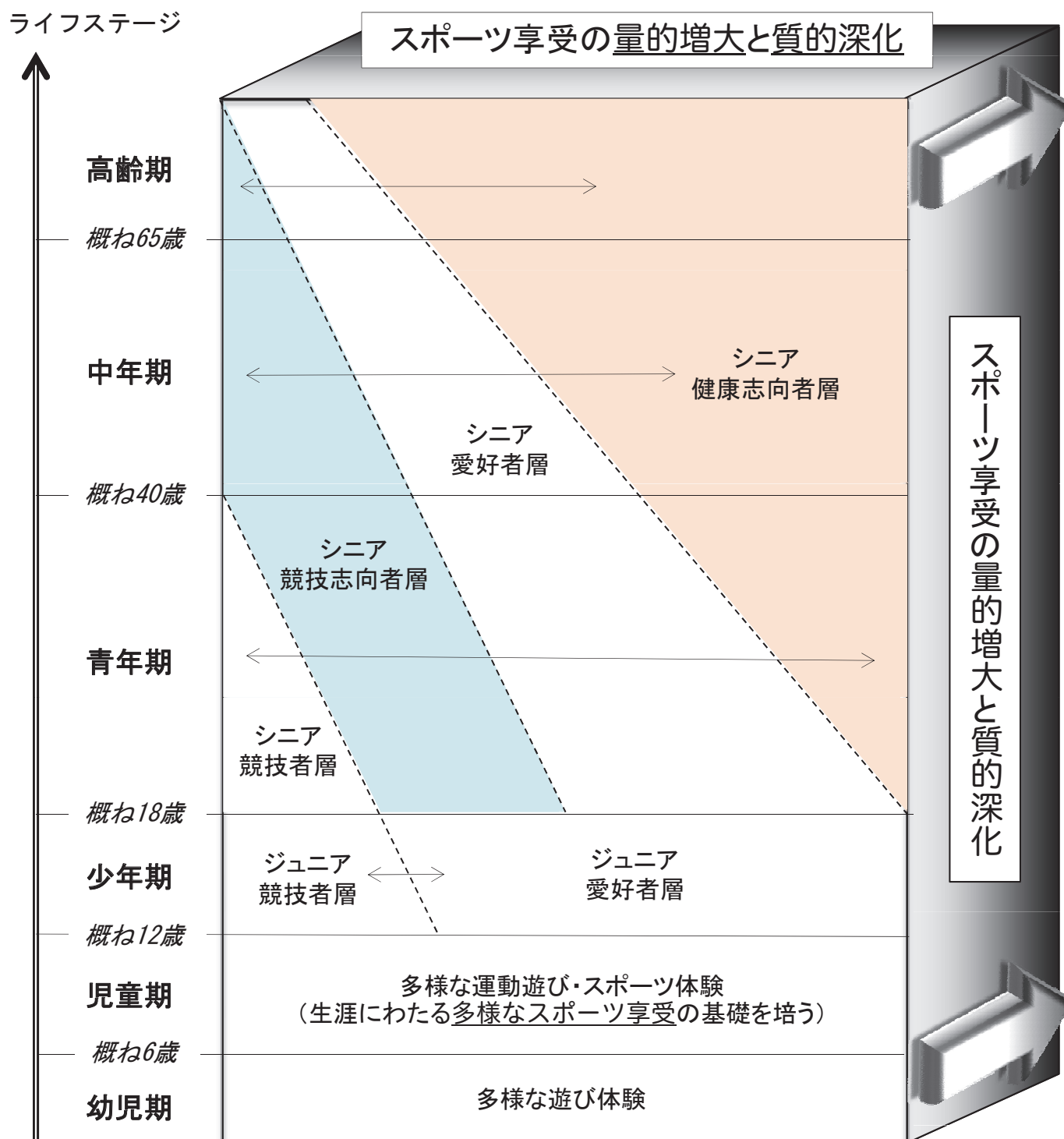
イ. 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法に定める制度を改め、内閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者による委員会の意見に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設する。

ウ. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

アおよびイの施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

「スポーツ立国の実現」に向けた多様なスポーツ享受モデル



- ※多様なスポーツ享受＝スポーツをする・みる・支える・分析する・表現するなど
- ※量的増大＝多様なスポーツ享受のための時間(機会)・空間(場所)・仲間の増大
- ※質的深化＝スポーツ実践の個人的・社会的価値の高まりと実践内容の質的な深まり
- ※グラデーション(濃淡)＝スポーツ享受の量的な増大と質的な深化の度合い

「スポーツ推進2013」概要

「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現
—公正と福祉・環境と共生・平和と友好—

スポーツ立国の実現

—スポーツ文化の豊かな享受による望ましい社会の実現—

【国民スポーツの推進の方向性】

- * スポーツ文化の豊かな享受の促進
- * 公正・共生・友好を目指すスポーツモデルの開発および環境整備の促進
- * 民間スポーツ組織としての自立・自律・自治の確立の促進
- * 科学的・経営的根拠に基づく普及・広報・宣伝活動の促進

「振興」から「推進」へ

【イベント事業】

国体、マスターズ、各種交流事業等
非日常的なスポーツ享受の
量的増大と質的深化の契機

【クラブ事業／エリア事業】

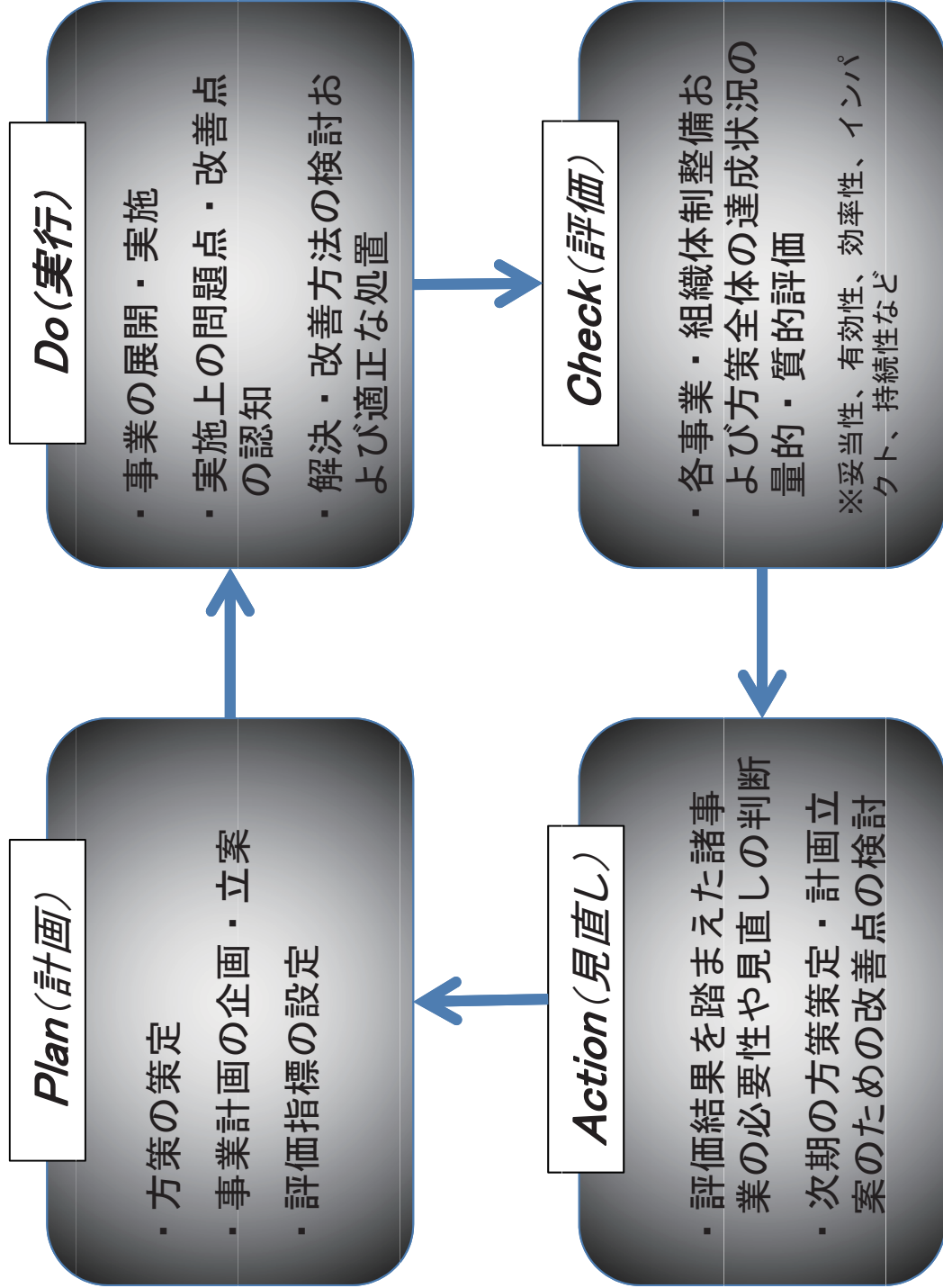
スポーツ少年団、地域スポーツクラブ等
日常生活圏域のスポーツ享受の
量的増大と質的深化の促進

【ソフトインフラ事業】

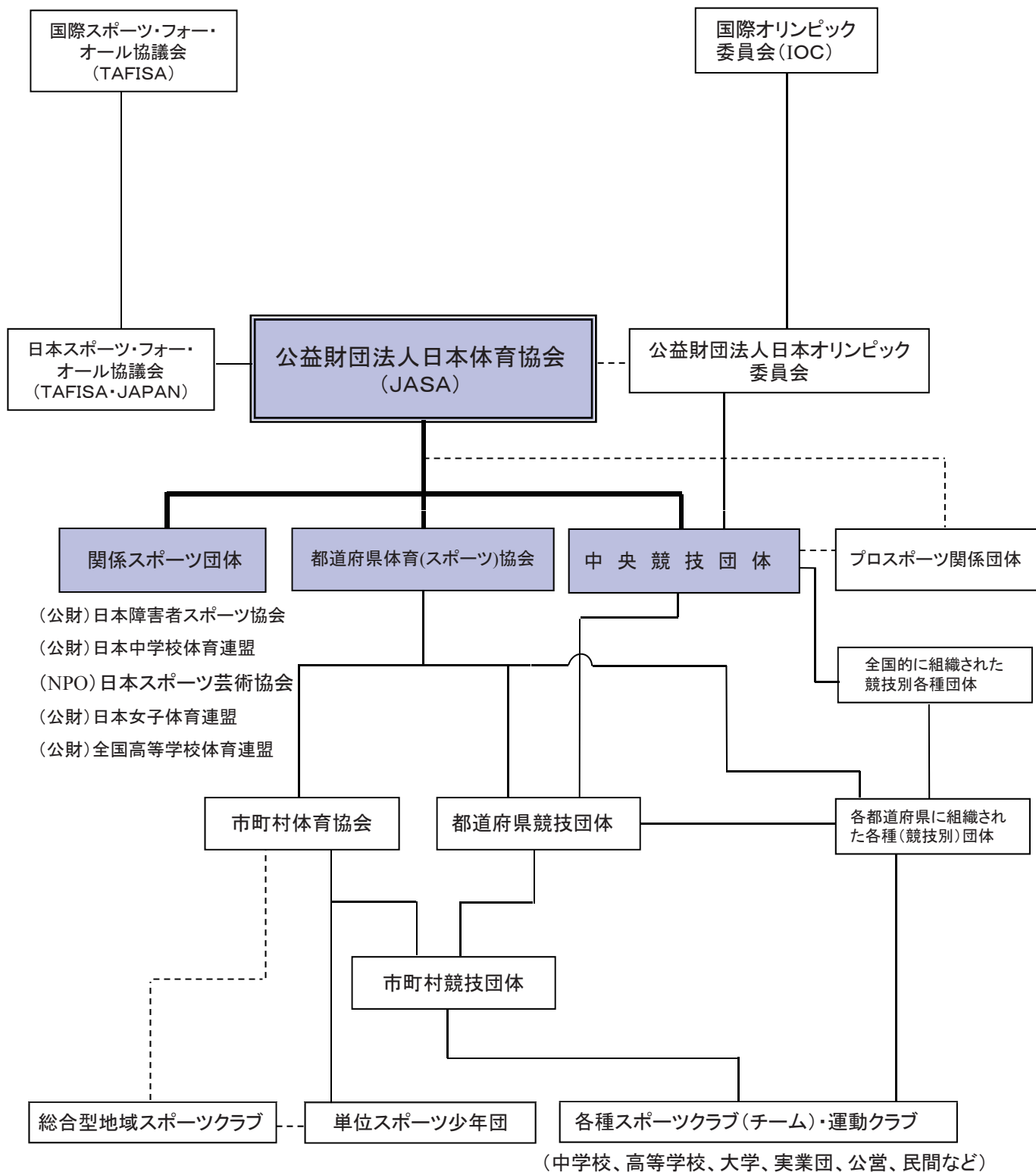
指導者育成、医・科学研究、広報・情報、社会貢献活動等
イベント事業およびクラブ事業／エリア事業における
スポーツ享受の量的増大と質的深化の支援

【組織体制の整備・充実と財源の確保】

事業および組織評価・改善PDCAサイクル



日本体育協会を中心としたスポーツ界の組織図



スポーツ宣言日本 21世紀におけるスポーツの使命

はじめに

本宣言は、日本のスポーツ100周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、更なる100年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するものである。

日本体育協会、日本オリンピック委員会の母体である大日本体育協会は1911年に創立され、日本のスポーツは、初めて全国的なまとまりをもつに至った。また、翌年、同協会はアジアで初めての代表選手団をオリンピック競技大会に派遣し、日本のスポーツは国際的にもその地位を確立したのである。

大日本体育協会の創立に際して、創設者嘉納治五郎は、国民体育の振興とオリンピック競技大会参加のための体制整備をその趣意書に表した。本宣言は、この趣意書の志を受け継ぎ、新たな100年に向けた21世紀スポーツを展望する視点から、それを現代化したものである。

なお、本宣言は、記念事業のスローガンである「誇れる未来にあらたな一歩」を導くために、「日本のスポーツ100年 これまでとこれから」をテーマに、福島、京都、広島の3会場で行われたシンポジウムの成果を基に、加盟団体とパブリックコメントに寄せられたスポーツ愛好者等の意見を21世紀におけるスポーツの使命に集約し、東京総括シンポジウムにおいて協議、採択したものである。

宣言

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである。

既にユネスコは、1978年の「体育とスポーツに関する国際憲章」において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを謳っている。しかし、今もなお、様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在する。したがって、遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げたばかりでなく、極めて大きな社会的影響力をもつに至った。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

この自覚に立って21世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

このことに鑑み、21世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりが深い3つのグローバルな課題に集約し、以下のように宣言する。

一、 スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることにより、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

二、 スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者

を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

三、スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、人類が一つであることを確認し得る絶好の機会である。したがって、スポーツが、多様な機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明することは極めて重要である。

しかし、スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけではなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの21世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である。遍く人々がこのスポーツの21世紀的価値を享受するとき、本宣言に言うスポーツの使命は達成されよう。

スポーツに携わる人々は、これからの複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの21世紀的価値の伝道者となることが求められる。

おわりに

本宣言は、日本のスポーツ100年の歴史の上に立つ。この100年の歴史は決して順風満帆であったわけではない。本宣言は、苦難の道においてスポーツを守り育てるために尽力した全てのスポーツ人に心より敬意を表し、その篤き思いを継承するものである。したがって、日本体育協会、日本オリンピック委員会は、総力を挙げてこれらの使命の達成に取り組まなければならない。

そのためには、本宣言及びその趣旨を加盟団体はもとより、広く人々に周知するとともに、長期的な視野と国際的な広がりを見込み、使命の達成に向けた実行計画等を早期に策定し、実施に努めなければならない。

また同時に、国際オリンピック委員会をはじめとする国際的なスポーツ団体はもとより、国内外のスポーツ関係者とスポーツ組織、さらに国連諸機関、世界中の志あるNGO等と、希望あるスポーツと地球の未来のために連携協力し、本宣言におけるスポーツの使命の達成に努めることが求められる。

こうした営みが順調で強固なものとして発展するためには、政府及び地方公共団体等の公的諸機関が、これまでの支援に加えて、本宣言の重要性を理解し、積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、日本のスポーツ100年を記念するこの年に、我が国は東日本大震災という未曾有の災害を被った。亡くなられた多くの方々に深く哀悼の意を表するとともに、本宣言におけるスポーツの使命の達成を通じて、復興を支援し、日本と地球を希望にあふれた未来へと導くことを誓う。

平成23年7月15日

日本体育協会 日本オリンピック委員会
創立100周年記念事業実行委員会
会長 森 喜朗

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

【はじめに】

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

【宣言】

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに 21 世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との絆を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちのライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を発揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆し、スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしろむしむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21 世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

一. 指導者

- 指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。
- 指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。
- 指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

二. スポーツを行う者

- スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。
- スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

三. スポーツ団体及び組織

- スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。
- スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通じた国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、ともすれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

【おわりに】

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言い難い。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを見込めつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成 25 年 4 月 25 日

公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟

「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」概略版

◆ 21世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～

日体協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置きつつ、「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの21世紀的価値」を踏まえた新たな国体像として「21世紀の国体像」を提示するとともに、これからの国体が目指す役割等を整理。

【これからの国体に求められる役割等】

これからの国体は、「国体ムーブメント」の積極的な推進を通して「21世紀の国体像」を実現することにより、「国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通してスポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指す。

さらには、「スポーツ立国の実現」に向けた取組みを通して「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの21世紀的価値」等を具現化し、実践することによって、21世紀における新しいスポーツの社会的使命を達成することを目指す。

※「国体ムーブメント」とは

国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組みを展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくものである。

➤ 21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）

日体協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置き、「スポーツ宣言日本」において21世紀におけるスポーツが果たすべき新たな社会的使命として示された、スポーツに関わりの深い3つのグローバル課題を踏まえた新たなコンセプトとして次の3点を提示。

- (1) 国体を通じた **地域の活性化** ～ 「元気な日本社会」の創造 ～
- (2) 国体を通じた **スポーツ文化の浸透** ～ スポーツとともにある社会の実現 ～
- (3) 国体を通じた **アスリートの発掘・育成・強化** ～ 地域から世界へ ～

➤ 目的・性格

「21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」を踏まえ、現行の「国民体育大会開催基準要項」における目的と性格を今後も踏襲。

【目的】大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

【性格】大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

➤ 大会の位置付け

「21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」と「目的・性格」を踏まえ、次の3点を提示。

- ① 各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会
- ② 国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会
- ③ 将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会

➤ 実施方法

「21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」と「目的・性格」及び「大会の位置付け」を踏まえ、これまで国体が毎年継続して開催され、我が国のスポーツ振興に大きく寄与してきたことを考慮し、当面、次の4点を基本として実施することを提示。

- ① 毎年開催
- ② 都道府県持回り開催
- ③ 都道府県対抗
- ④ 開催県のフルエントリー

◆ 国体の充実・活性化に向けた取組み

国体の充実・活性化を図るための中長期における具体的な取組みを提示するとともに、達成目標を第78回大会【平成35年(2023)】に設定。今後、ワーキンググループを設置し、より詳細な内容やとり進め方法を検討。

➤ 具体的な取組みの内容

「21世紀の国体像の目指す方向性(コンセプト)」と、そのコンセプトに対応した「目的・性格」と「大会の位置付け」及び「実施方法」を踏まえ、具体的な取組み内容を以下のとおり設定。

項目	内容
(1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開	「国体ムーブメント」の積極的な展開により目指すものを明示するとともに、推進する上での主な事業を「全国的な展開」と「開催県を中心とした展開」として例示
(2) 少年種別(ジュニア世代)の充実	少年種別(ジュニア世代)を充実するための取組みの具体的な内容を提示
① 少年種別の参加人数及び参加県数の増	各競技会の実施規模等の見直しにあたって、競技特性に鑑みながら、原則として少年種別の参加人数や参加県数を成年種別より多くする
② 少年種別の年齢区分の見直し	ユース等の年代による区分(U-16等)の導入(競技ごとに導入を検討) 年齢の下限の引き下げ(中学3年生の参加競技の拡充、中学2年生以下の参加の検討)
③ 中体連・高体連等との連絡会議の開催	上記①や②に関する内容や次の内容等を協議・調整するための連絡会議の開催 ◇ ジュニア世代の発掘・育成・強化のあり方 ◇ 国体を含めた全国規模(付随する地域大会等を含む)の総合スポーツ大会が過密化している状況に対して、国体と全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会をはじめとする大会の開催スケジュールの調整及び大会開催のあり方に関する検討
(3) 各競技会の実施規模等の見直し	アスリートにとって一層魅力ある競技会として充実・活性化させるとともに、諸課題に適切に対応するため、各競技会の実施規模等の見直しを行う際の考え方を提示
① 少年種別(ジュニア世代)の充実	少年種別の参加人数及び参加県数の増 少年種別の年齢区分の見直し
② 女子種別の充実	「女子」種別の導入(対象:「女子」種別未実施競技) 「少年女子」及び「成年女子」種別の実施(対象:「女子」種別実施競技)
③ 専任監督の配置	監督に対する日体協公認スポーツ指導者資格の保有義務付けの徹底 選手が監督を兼任せざるを得ない競技・種目への専任監督配置のための措置
④ 各競技参加人数の見直し	中央競技団体が定める競技規則より少ない人数でチームを構成せざるを得ない団体競技・種目の参加人数の見直し
⑤ 参加県数の見直し	参加県数を原則として16県以上とする見直し 組合せが決定した段階で自動的に8位入賞とならないような競技の実施方法(予選リーグ・決勝トーナメント方式等)に関するガイドライン作成の検討
(4) 冬季大会の活性化	開催地のローテーション化の確立を含め、安定的な開催に向けた取組みの継続

➤ 引き続き検討が必要な事項

上記「具体的な取組みの内容」に加え、継続して検討し、平成28年(2016)度を目途に検討結果をまとめる事項を以下のとおり設定。

項目	内容
(1) 表彰制度	当面、現行の「競技得点」方式による表彰制度を継続 今後、現行の「競技得点」方式における課題を整理し、改めて見直しを検討
(2) 大会名称	社会情勢及びスポーツ界の動向を踏まえながら、都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と十分協議し、名称変更の必要性を含め検討
(3) 大会開催経費の負担軽減等	大会開催に伴う開催県の経費負担を軽減するための方策(参加負担金の増額やゼッケンスポンサーの導入等)の検討 大会参加に伴う大会参加者の経費負担を軽減するための方策(競技別ユニフォームの広告制度の導入等)の検討
(4) その他	「スポーツ推進2013」において示された諸課題への対応 新たに取り組むべき内容が生じた際、随時対応を検討

<資料8>

日本体育協会支援クラブ数一覧(平成16年度以降/創設支援事業準備中団体)

No	都道府県名	H16		H17		H18		H19		H20		H21		H21 2年目から	H22		H22 2年目から	H23		H24		育成クラブ 数(実数)
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	2年目	1年目		2年目	1年目		2年目	1年目	2年目	1年目	
01	北海道	6	6	7	7	8	8	11	10	29	30	2	1	2	7	0	6	3	3	10	84	
02	青森県	3	2	1	1	0	0	1	1	5	6	4	1	3	2	0	2	4	4	1	22	
03	岩手県	5	4	4	3	5	5	4	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	
04	宮城県	4	2	1	1	6	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14	
05	秋田県	2	1	5	4	6	6	3	2	5	8	3	3	2	8	0	4	6	6	4	45	
06	山形県	8	7	10	9	4	4	4	4	5	5	3	1	2	0	0	0	0	0	0	35	
07	福島県	5	5	5	5	7	4	3	1	1	0	5	0	4	0	0	0	0	0	0	26	
08	茨城県	5	5	9	8	5	5	2	2	4	3	5	0	5	2	0	2	2	2	1	35	
09	栃木県	4	3	9	8	4	3	3	2	3	5	2	2	2	2	0	1	1	1	1	31	
10	群馬県	4	4	4	3	4	4	6	6	5	5	5	0	5	1	0	1	4	3	2	35	
11	埼玉県	11	8	13	9	3	3	3	3	3	2	3	0	2	4	0	3	2	1	3	45	
12	千葉県	7	5	5	4	6	3	1	1	3	2	3	0	3	2	0	0	3	2	0	30	
13	東京都	12	12	3	2	5	5	2	2	0	0	5	0	4	1	0	0	1	1	2	31	
14	神奈川県	8	8	11	10	4	4	2	2	0	0	4	0	3	5	0	4	0	0	1	35	
15	山梨県	2	0	2	2	3	3	2	2	3	1	2	0	1	1	0	0	1	1	0	16	
16	長野県	6	6	4	3	5	5	5	4	3	6	10	3	7	9	0	6	4	4	4	53	
17	新潟県	3	2	2	1	6	6	1	1	2	3	3	1	3	3	0	2	1	1	4	26	
18	富山県	7	6	6	4	3	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	19	
19	石川県	3	2	3	1	3	3	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
20	福井県	3	3	2	1	0	0	0	0	1	1	2	1	1	2	0	1	1	0	0	12	
21	静岡県	5	5	5	5	1	1	2	2	1	2	3	1	3	2	0	2	1	0	0	21	
22	愛知県	3	2	7	5	4	0	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
23	三重県	6	4	6	4	2	2	1	1	2	2	1	0	1	2	0	1	0	0	0	20	
24	岐阜県	5	4	4	3	6	5	3	3	1	2	2	1	3	3	1	1	1	1	2	29	
25	滋賀県	6	2	9	4	5	4	1	1	0	0	3	0	3	1	0	1	0	0	0	25	
26	京都府	5	3	8	8	2	2	1	1	0	0	2	0	1	3	0	3	0	0	1	22	
27	大阪府	5	4	7	5	4	4	1	1	2	1	1	0	1	2	0	2	1	1	0	23	
28	兵庫県																					
29	奈良県	2	2	4	4	4	4	3	2	3	4	1	1	0	1	0	1	7	7	4	30	
30	和歌山県	8	7	9	7	4	4	1	1	1	1	0	0	0	9	0	6	1	1	2	35	
31	鳥取県	5	5	9	9	3	3	2	2	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	24	
32	島根県	5	5	1	1	4	4	1	1	3	3	8	0	8	5	0	3	2	1	1	30	
33	岡山県	4	1	6	4	7	7	2	1	1	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	23	
34	広島県	3	2	8	8	3	3	1	1	2	2	2	0	1	1	0	1	1	1	0	21	
35	山口県	4	4	2	2	3	3	0	0	1	2	4	1	4	8	0	8	2	2	0	25	
36	香川県	4	4	5	2	2	2	1	0	1	2	1	1	1	0	0	0	1	1	0	16	
37	徳島県	3	2	3	3	2	2	3	3	3	3	0	0	0	4	0	3	0	0	0	18	
38	愛媛県	9	8	1	1	4	4	2	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	19	
39	高知県	5	4	8	8	3	3	1	1	4	4	3	0	3	1	0	0	1	1	0	26	
40	福岡県	8	5	3	3	5	4	8	8	9	9	4	1	5	8	1	6	6	5	4	57	
41	佐賀県	6	3	3	3	4	2	4	4	2	2	3	0	3	1	0	1	0	0	0	23	
42	長崎県	4	4	3	3	5	5	3	3	3	3	1	0	1	4	0	4	1	0	0	24	
43	熊本県	9	7	4	4	4	4	7	4	2	3	8	1	8	3	0	2	3	1	0	41	
44	大分県	4	3	4	4	5	5	0	0	3	5	3	2	3	3	0	3	2	2	0	26	
45	宮崎県	3	3	7	6	5	5	1	1	3	3	3	0	3	0	0	0	3	3	5	30	
46	鹿児島県	3	3	6	5	10	7	4	4	0	0	4	0	4	2	0	2	0	0	0	29	
47	沖縄県	4	4	2	2	9	9	8	7	5	6	5	2	5	14	0	9	2	2	4	55	
	小計	236	191	240	199	197	175	120	101	132	141	128	24	112	133	3	92	68	58	58	1339	
	年度合計			431		396		295		233		269			245			160		116		

※兵庫県は、地域スポーツ活動支援事業「スポーツクラブ21ひょうご」による地域スポーツクラブの設置を大規模に推進しているため、本事業への参画を見合わせている。

日本体育協会支援クラブ数一覧(平成20年度以降／創設準備中団体を除く)

No	都道府県名	H20	H21	H22	H23		H24		支援クラブ数(延数)
		活動支援	活動支援	自立支援	自立支援	クラブマネジャー設置支援	自立支援	クラブマネジャー設置支援	
01	北海道	4	11	27	32	24	34	29	161
02	青森県	1	2	7	7	7	8	8	40
03	岩手県	2	6	8	8	8	0	0	32
04	宮城県	0	4	2	3	2	0	0	11
05	秋田県	3	10	13	18	15	16	14	89
06	山形県	6	10	15	15	10	14	11	81
07	福島県	6	10	9	9	10	0	0	44
08	茨城県	6	10	10	12	11	1	1	51
09	栃木県	7	6	19	22	17	15	13	99
10	群馬県	3	5	8	13	9	14	11	63
11	埼玉県	3	9	12	18	18	20	20	100
12	千葉県	2	3	4	6	4	7	5	31
13	東京都	2	9	10	13	13	15	15	77
14	神奈川県	5	8	8	11	9	14	14	69
15	山梨県	4	3	3	5	4	7	7	33
16	長野県	3	7	14	19	17	22	22	104
17	新潟県	8	9	11	13	13	14	15	83
18	富山県	7	8	13	14	14	14	14	84
19	石川県	3	4	5	6	6	7	7	38
20	福井県	1	0	1	3	1	4	3	13
21	静岡県	2	6	6	7	6	10	9	46
22	愛知県	1	1	2	3	2	3	2	14
23	三重県	2	2	2	4	4	6	6	26
24	岐阜県	4	6	8	13	8	16	14	69
25	滋賀県	2	3	4	4	4	3	3	23
26	京都府	1	4	4	4	2	7	4	26
27	大阪府	3	6	8	8	6	11	8	50
28	兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	4	5	9	12	10	12	11	63
30	和歌山県	4	6	7	7	7	9	9	49
31	鳥取県	3	4	3	4	2	4	3	23
32	島根県	4	5	10	13	11	15	10	68
33	岡山県	6	6	7	12	11	13	11	66
34	広島県	4	5	6	7	6	7	6	41
35	山口県	3	3	3	5	4	10	8	36
36	香川県	2	3	4	4	4	5	4	26
37	徳島県	5	8	12	12	12	15	14	78
38	愛媛県	4	5	5	7	7	8	8	44
39	高知県	6	9	12	18	17	18	16	96
40	福岡県	3	5	12	17	16	18	18	89
41	佐賀県	3	5	5	8	4	9	8	42
42	長崎県	1	3	3	3	3	4	4	21
43	熊本県	7	12	17	25	18	27	21	127
44	大分県	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	6	7	11	11	11	11	11	68
46	鹿児島県	4	7	6	8	8	7	7	47
47	沖縄県	4	7	7	14	9	17	12	70
年度合計		164	267	372	477	404	491	436	2611

※「総合型地域スポーツクラブ活動支援事業」については、平成22年度からその名称が「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」に変更となった。

※「総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業」については、平成22年度まで「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」の中に組み込まれていたクラブマネジャーの賃金等に係る内容が、平成23年度から新たに一事業として分離・独立したものである。

総合型地域スポーツクラブ育成状況(H24.7.1現在. 文部科学省調査)

No	都道府県	H24 市区町村数	①設立済		②創設準備中		③計(①+②)		未育成 市町村数	育成中(③) 市町村数割合
			クラブ数	市区町村 数	クラブ数	市区町村 数	クラブ数	市区町村数 (重複除く)		
	北海道ブロック	179	118	/ 88	26	/ 24	144	/ 105	74	58.7%
1	北海道	179	118	/ 88	26	/ 24	144	/ 105	74	58.7%
	東北ブロック	227	305	/ 163	49	/ 36	354	/ 184	43	81.1%
2	青森県	40	24	/ 19	8	/ 8	32	/ 27	13	67.5%
3	岩手県	33	48	/ 23	22	/ 13	70	/ 30	3	90.9%
4	宮城県	35	37	/ 17	3	/ 3	40	/ 20	15	57.1%
5	秋田県	25	55	/ 25	11	/ 7	66	/ 25	0	100.0%
6	山形県	35	56	/ 31	5	/ 5	61	/ 34	1	97.1%
7	福島県	59	85	/ 48	0	/ 0	85	/ 48	11	81.4%
	関東ブロック	344	451	/ 222	50	/ 48	501	/ 249	95	72.4%
8	茨城県	44	36	/ 29	7	/ 7	43	/ 34	10	77.3%
9	栃木県	26	48	/ 20	3	/ 3	51	/ 22	4	84.6%
10	群馬県	35	35	/ 23	5	/ 5	40	/ 25	10	71.4%
11	埼玉県	63	72	/ 40	8	/ 8	80	/ 42	21	66.7%
12	千葉県	54	65	/ 31	6	/ 5	71	/ 32	22	59.3%
13	東京都	62	108	/ 41	10	/ 10	118	/ 50	12	80.6%
14	神奈川県	33	66	/ 20	5	/ 4	71	/ 21	12	63.6%
15	山梨県	27	21	/ 18	6	/ 6	27	/ 23	4	85.2%
	北信越ブロック	158	208	/ 104	33	/ 26	241	/ 117	41	74.1%
16	長野県	77	56	/ 44	20	/ 16	76	/ 54	23	70.1%
17	新潟県	30	42	/ 20	5	/ 4	47	/ 22	8	73.3%
18	富山県	15	59	/ 15	3	/ 2	62	/ 15	0	100.0%
19	石川県	19	27	/ 11	4	/ 3	31	/ 12	7	63.2%
20	福井県	17	24	/ 14	1	/ 1	25	/ 14	3	82.4%
	東海ブロック	160	308	/ 126	30	/ 25	338	/ 140	20	87.5%
21	静岡県	35	56	/ 26	9	/ 4	65	/ 27	8	77.1%
22	愛知県	54	120	/ 38	14	/ 14	134	/ 49	5	90.7%
23	三重県	29	63	/ 28	2	/ 2	65	/ 28	1	96.6%
24	岐阜県	42	69	/ 34	5	/ 5	74	/ 36	6	85.7%
	近畿ブロック	198	1032	/ 130	55	/ 45	1087	/ 158	40	79.8%
25	滋賀県	19	49	/ 16	3	/ 2	52	/ 16	3	84.2%
26	京都府	26	37	/ 16	4	/ 3	41	/ 16	10	61.5%
27	大阪府	43	53	/ 26	3	/ 3	56	/ 26	17	60.5%
28	兵庫県	41	831	/ 41	0	/ 0	831	/ 41	0	100.0%
29	奈良県	39	28	/ 16	24	/ 21	52	/ 33	6	84.6%
30	和歌山県	30	34	/ 15	21	/ 16	55	/ 26	4	86.7%
	中国ブロック	107	170	/ 82	27	/ 21	197	/ 92	15	86.0%
31	鳥取県	19	20	/ 13	6	/ 5	26	/ 16	3	84.2%
32	島根県	19	33	/ 14	12	/ 8	45	/ 19	0	100.0%
33	岡山県	27	40	/ 20	1	/ 1	41	/ 20	7	74.1%
34	広島県	23	34	/ 18	3	/ 2	37	/ 19	4	82.6%
35	山口県	19	43	/ 17	5	/ 5	48	/ 18	1	94.7%
	四国ブロック	95	117	/ 72	9	/ 8	126	/ 76	19	80.0%
36	香川県	17	25	/ 12	3	/ 2	28	/ 13	4	76.5%
37	徳島県	24	31	/ 22	0	/ 0	31	/ 22	2	91.7%
38	愛媛県	20	31	/ 15	4	/ 4	35	/ 17	3	85.0%
39	高知県	34	30	/ 23	2	/ 2	32	/ 24	10	70.6%
	九州ブロック	274	339	/ 205	69	/ 60	408	/ 241	33	88.0%
40	福岡県	60	68	/ 42	15	/ 13	83	/ 52	8	86.7%
41	佐賀県	20	29	/ 18	5	/ 5	34	/ 20	0	100.0%
42	長崎県	21	34	/ 21	1	/ 1	35	/ 21	0	100.0%
43	熊本県	45	63	/ 41	5	/ 5	68	/ 41	4	91.1%
44	大分県	18	36	/ 18	5	/ 3	41	/ 18	0	100.0%
45	宮崎県	26	22	/ 13	9	/ 6	31	/ 16	10	61.5%
46	鹿児島県	43	44	/ 25	14	/ 14	58	/ 39	4	90.7%
47	沖縄県	41	43	/ 27	15	/ 13	58	/ 34	7	82.9%
	計	1,742	3,048	/ 1,192	348	/ 293	3,396	/ 1,362	380	78.2%

日本スポーツマスターズの開催状況および今後の開催予定（2008年以降）

●日本スポーツマスターズ2008	
主催	財団法人日本体育協会 高知県 財団法人高知県体育協会
主管	高知県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成20年9月19日 (金) 開会式 (前夜祭) 20日 (土) ~23日 (火) 競技会 *ゴルフ競技は9月24日 (水) ~26日 (金)
参加者数	7,347名
●日本スポーツマスターズ2009	
主催	財団法人日本体育協会 静岡県 財団法人静岡県体育協会
主管	静岡県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成21年9月18日 (金) 開会式 (前夜祭) 19日 (土) ~22日 (火) 競技会 *ゴルフ競技は9月16日 (水) ~18日 (金)
参加者数	7,644名
●日本スポーツマスターズ2010	
主催	財団法人日本体育協会 三重県 財団法人三重県体育協会
主管	三重県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成22年9月17日 (金) 開会式 (前夜祭) 18日 (土) ~21日 (火) 競技会 *ゴルフ競技は9月13日 (月) ~15日 (水)
参加者数	7,703名
●日本スポーツマスターズ2011	
主催	公益財団法人日本体育協会 石川県 財団法人石川県体育協会
主管	石川県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成23年9月16日 (金) 開会式 (前夜祭) 17日 (土) ~20日 (火) 競技会 *水泳競技は8月27日 (土) ~28日 (日) *ゴルフ競技は9月14日 (水) ~16日 (金)
参加者数	7,850名
●日本スポーツマスターズ2012	
主催	公益財団法人日本体育協会 高知県 公益財団法人高知県体育協会
主管	高知県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成24年10月19日 (金) 開会式 (前夜祭) 20日 (土) ~23日 (火) 競技会 *ゴルフ競技は10月17日 (水) ~19日 (金)
参加者数	7,904名 (日韓交流事業による韓国選手団190名含む)
●日本スポーツマスターズ2013 (予定)	
主催	公益財団法人日本体育協会 北九州市 公益財団法人北九州市体育協会
主管	福岡県または北九州市競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成25年9月13日 (金) 開会式 (前夜祭) 14日 (土) ~17日 (火) 競技会 *水泳競技は9月7日 (土) ~8日 (日) *ゴルフ競技は9月11日 (水) ~13日 (金)
参加予定者数	8,000名 (日韓交流事業による韓国選手団を含む)
●日本スポーツマスターズ2014 (予定)	
主催	公益財団法人日本体育協会 埼玉県 公益財団法人埼玉県体育協会
主管	埼玉県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成26年9月19日 (金) 開会式 (前夜祭) 20日 (土) ~23日 (火) 競技会 *水泳競技は8月30日 (土) ~31日 (日) *ゴルフ競技は9月11日 (水) ~13日 (金)
参加予定者数	8,000名 (日韓交流事業による韓国選手団を含む)

公認スポーツ指導者の区分と登録指導者数

○スポーツ指導基礎資格

【登録指導者総数 389, 113 名 (H24. 10 月現在)】

資格	役割	登録人数
スポーツリーダー	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。 	226, 999 名

○競技別指導者資格

資格	役割	登録人数
指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたる。 特に発育発達期の子どもの対しては、総合的な動きづくりに主眼を置き、遊びの要素を取り入れた指導にあたる。 地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導にあたる。 施設開放において利用者の指導支援を行う。 	99, 468 名
上級指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる。 事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う。 地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導において中心的な役割を担う。 広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にあたる。 	15, 245 名
コーチ	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、競技者育成のための指導にあたる。 広域スポーツセンターや各競技別のトレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる。 広域スポーツセンターが実施する地域スポーツクラブの巡回指導に協力し、より高いレベルの実技指導を行う。 	13, 983 名
上級コーチ	<ul style="list-style-type: none"> ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。 国際大会等の各競技会における監督・コーチとして、競技者が最高の能力を発揮できるよう、強化スタッフとして組織的な指導にあたる。 	4, 961 名
教師	<ul style="list-style-type: none"> 商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として、質の高い実技指導を行う。 会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。 	3, 903 名
上級教師	<ul style="list-style-type: none"> 商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い実技指導を行う。 会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。 各種事業に関する計画の立案、指導方針の決定など組織内指導者の中心的役割を担う。 地域スポーツ経営のためのコンサルティングならびに経営受託の企画・調整を行う。 	1, 609 名

○フィットネス資格

資格	役割	登録人数
ジュニアスポーツ指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行う。 	5,286名
スポーツプログラマー	<ul style="list-style-type: none"> 主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う。 	4,858名
フィットネストレーナー	<ul style="list-style-type: none"> 商業スポーツ施設等において、フィットネスの維持や向上のための専門的指導者として、質の高い実技指導を行う。 会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。 	726名

○メディカル・コンディショニング資格

資格	役割	登録人数
スポーツドクター	<ul style="list-style-type: none"> スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる。 競技会等における医事運営ならびにチームドクターとしてのサポートにあたる。 スポーツ医学の研究、教育、普及活動を通して、スポーツ活動を医学的な立場からサポートする。 	5,471名
スポーツデンティスト	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医師の立場からスポーツにかかわる国民の健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、予防、研究等にあたる。 	※H25年度より養成開始
アスレティックトレーナー	<ul style="list-style-type: none"> スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等にあたる。 	1,861名
スポーツ栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する自己管理能力を高めるための栄養教育や、食事環境の整備に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う。 	92名

○マネジメント資格

資格	役割	登録人数
アシスタントマネジャー	<ul style="list-style-type: none"> 総合型の地域スポーツクラブにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブ経営のための諸活動をサポートする。 	4,155名
クラブマネジャー	<ul style="list-style-type: none"> 総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行う。 総合型の地域スポーツクラブの活動が円滑に行われるため、スタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する。 	289名

日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」

第9次育成計画実施項目	年次計画					日本スポーツ少年団	都道府県スポーツ少年団 市区町村スポーツ少年団
	第1年次 平成24年度	第2年次 平成25年度	第3年次 平成26年度	第4年次 平成27年度	第5年次 平成28年度		
1. 組織の整備強化 (1)市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化	・調査、公表					組織の基盤強化と活動の活性化に関する調査、公表への取り組み	都道府県・市区町村の方針に基づく強化、活性化の取り組み 調査結果を踏まえた具体策の再検討
	・強化、活性化への取り組み		・具体策の検討、再検討				
	・連携体制の検討 ・振興施策の検討					連携のあり方の検討	振興施策の検討
②関係機関・団体等との連携 ①学校及び行政機関との連携強化 ②競技団体及び青少年団体との連携強化 ③総合型地域スポーツクラブとの連携	・連携策の検討及び強化					競技団体、青少年団体との連携強化	
	・実務者会議の実施、事例収集と情報提供、連携策の検討		・連携への取り組み			スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの実務者会議の実施、事例収集と情報提供、連携策の検討	
	・連携策の検討、実現への取り組み					事務作業量の軽減対策、WEB登録制の実現、日本体育協会公認スポーツ指導者資格管理登録システムとの統合	連携策の検討と実現に向けた取り組み
(3)登録システムの改善	・オンライングループ編成、登録システムの検討						
2. 指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充 (1)指導者の資格取得促進及び女性指導者の拡充 ①各単位団員数に有資格者の配置 ②全国競技別交流大会等参加指導者の有資格条件化 ③女性指導者の拡充 ④指導者制度の検討	・養成強化に向けた促進・周知 ・条件化に向けた検討		・義務化 ・条件化			複数有資格者配置に向けた促進・周知 全国競技別交流大会等参加資格の検討	
	・具体策検討		・具体策実践			女性指導者拡充のための具体策作成	女性指導者拡充の取り組み推進
	・研究		・見直し案検討			少年団指導者制度の検討	
(2)指導者の研修促進 ①研修事業の拡充 ②研修内容の検討	・調査 ・研修体制の整備 ・検討		・研修事業拡充策の検討・研修事業の策定 ・ガイド策定			研修事業の実態調査と拡充策の検討・拡充策の策定 研修内容の検討と研修ガイドの策定	事業拡充に向けた実施体制の整備
(3)指導者協議会の充実・強化 ①都道府県指導者協議会の充実・強化 ②全国指導者協議会の充実・発展	・検討		・改善策の実施			全国協議会の充実・発展に向けた取り組み	都道府県協議会と指導者との連携強化
	・充実、発展に向けた取り組み						
(4)リーダー資格取得の促進とリーダー活動の充実 ①リーダー資格取得の促進 ②リーダー活動の充実	・実施					シニア・リーダースクールの実施	シニア・リーダースクールの実施およびシニア・リーダーの役割を周知
	・実施、周知					リーダーの資質向上につながる情報提供の方法の検討	
	・検討		・実施				リーダーおよびリーダー活動周知に向けた具体策の検討
	・具体策の検討		・実施				
(5)育成母集団の活動の充実 ①育成母集団活動の活性化 ②育成母集団の名称の検討	・調査		・調査結果公表			活動の実態把握のための調査とその結果公表	活性化に向けた具体策の検討
	・名称の検討		・具体策の検討			名称の検討	

日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」

第9次育成計画実施項目	年次計画					日本スポーツ少年団	稲道府県スポーツ少年団 市区町村スポーツ少年団
	第1年次 平成24年度	第2年次 平成25年度	第3年次 平成26年度	第4年次 平成27年度	第5年次 平成28年度		
3. 活動の充実 (1)安全対策の確立 ①ジュニアスポーツの安全対策サポートの推進	・調査・研究 ・フォーラム充実策の検討	・調査・研究内容の情報発信	・調査・研究内容の情報発信	・調査・研究内容の情報発信 ・フォーラムの充実	・調査・研究 ・調査・研究内容の情報発信 ・フォーラムの充実		
(2)団員の加入及び継続活動の充実 ①新規団員の獲得	・事例収集と収集情報の考察 ・具体策の検討	・事例収集と収集情報の考察 ・具体策の検討	・事例収集と収集情報の考察 ・具体策の検討	・事例収集と収集情報の考察 ・具体策の検討	・事例収集と収集情報の考察 ・具体策の検討	・事例収集と情報提供 ・事例収集と情報提供	新規団員加入促進に向けた具体策の検討とその方策実現への取り組み 活動継続に向けた具体策の検討とその方策実現への取り組み
②中高校生の活動継続の促進	・登録規程施行細則改訂の検討	・登録規程施行細則改訂	・登録規程施行細則改訂	・登録規程施行細則改訂	・登録規程施行細則改訂	・登録規程施行細則改訂	幼児加入のための条件整備
③幼児加入のための条件整備	・活動プログラム作成 ・体制づくり	・活動プログラムの周知・普及	・活動プログラムの周知・普及	・活動プログラムの周知・普及	・活動プログラムの周知・普及	・活動プログラムの周知・普及	幼児加入のための体制づくり
④障害を持った子どもたちの加入促進	・事例収集と情報提供	・事例収集と情報提供	・事例収集と情報提供	・事例収集と情報提供	・事例収集と情報提供	・事例収集と情報提供	障害を持った子どもたちの加入促進に向けた具体策の検討と実現に向けた取り組み
(3)地域スポーツクラブとしての発展	・実務者会議の実施、方策の作成	・実務者会議の実施、方策の作成	・実務者会議の実施、方策の作成	・実務者会議の実施、方策の作成	・実務者会議の実施、方策の作成	・実務者会議の実施、方策の作成	地域スポーツクラブへの発展に向けた方策実現に向けた取り組み
(4)国内交流事業の充実 ①全国交流大会の充実	・検討、具体策作成 ・周知	・検討、具体策作成	・検討、具体策作成	・検討、具体策作成	・検討、具体策作成	・検討、具体策作成	団員・指導者へ大会主旨を周知
②ブロックにおける交流事業の充実	・継続実施 ・拡充	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	交流事業(競技別、少年大会、地域間交流等)の拡充
(5)国際交流事業の充実・拡充 ①日独交流(同時交流・指導者交流・指導者セミナー)	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	派遣候補者の養成/パートナー団体受入
②日中交流(指導者・団員交流)	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	・派遣/受入 ・養成/受入 ・検討	派遣候補者の養成/中国団受入
(6)活動プログラムの研究・活用と運動適性テストの活用 ①スポーツ医・科学専門委員会との連携による活動プログラムの研究・活用(幼児含む)	・アクティブ・チャイルド・プログラム普及 ・幼児活動プログラムの作成 ・講習会参加	・アクティブ・チャイルド・プログラム普及 ・幼児活動プログラムの作成 ・講習会参加	・アクティブ・チャイルド・プログラム普及 ・幼児活動プログラムの作成 ・講習会参加	・アクティブ・チャイルド・プログラム普及 ・幼児活動プログラムの作成 ・講習会参加	・アクティブ・チャイルド・プログラム普及 ・幼児活動プログラムの作成 ・講習会参加	・アクティブ・チャイルド・プログラム普及 ・幼児活動プログラムの作成 ・講習会参加	アクティブ・チャイルド・プログラムの普及・活用方策 検討、実施、評価 幼児の活動プログラムの検討、作成 アクティブ・チャイルド・プログラム講習会への参加 の実施、PR資料の活用検討
②運動適性テストの活用	・検討 ・奨励、フィードバック依頼	・検討 ・奨励、フィードバック依頼	・検討 ・奨励、フィードバック依頼	・検討 ・奨励、フィードバック依頼	・検討 ・奨励、フィードバック依頼	・検討 ・奨励、フィードバック依頼	運動適性テストの奨励、テスト結果のフィードバック依頼
(7)PR活動の充実・強化 ①効果的PR方法の実施	・PR計画の策定	・PR計画の策定	・PR計画の策定	・PR計画の策定	・PR計画の策定	・PR計画の策定	効果的PRの実施
②単位スポーツ少年団の広報活動への支援	・「広報ガイドブック」の見直し・改訂	・「広報ガイドブック」の見直し・改訂	・「広報ガイドブック」の見直し・改訂	・「広報ガイドブック」の見直し・改訂	・「広報ガイドブック」の見直し・改訂	・「広報ガイドブック」の見直し・改訂	「広報ガイドブック」の活用 「広報ガイドブック」の見直し・改訂および活用方法の周知

スポーツ少年団登録状況（推移）

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録推移 >								
団 数	35,974団	36,286団	36,230団	36,291団	36,138団	36,029団	35,685団	35,305団
団 員 数	937,166名	929,960名	917,817名	899,611名	882,850名	864,547名	834,040名	807,631名
指導者・役員数	203,678名	206,513名	207,741名	209,280名	210,424名	210,187名	209,775名	207,532名
合 計	1,140,844名	1,136,473名	1,125,558名	1,108,891名	1,093,274名	1,074,734名	1,043,815名	1,015,163名

<団活動種目別構成(団数および比率)>

1. 軟式野球	6,947団 (19.3%)	7,069団 (19.5%)	7,144団 (19.7%)	7,208団 (19.9%)	7,259団 (20.1%)	7,313団 (20.3%)	7,314団 (20.5%)	7,181団 (20.3%)
2. サッカー	4,814団 (13.4%)	4,779団 (13.2%)	4,737団 (13.1%)	4,701団 (13.0%)	4,624団 (12.8%)	4,567団 (12.7%)	4,561団 (12.8%)	4,578団 (13.0%)
3. 複合種目	4,956団 (13.8%)	4,778団 (13.2%)	4,662団 (12.9%)	4,583団 (12.6%)	4,487団 (12.4%)	4,441団 (12.3%)	4,341団 (12.2%)	4,222団 (12.0%)
4. バレーボール	3,579団 (9.9%)	3,717団 (10.2%)	3,747団 (10.3%)	3,814団 (10.5%)	3,811団 (10.5%)	3,807団 (10.6%)	3,782団 (10.6%)	3,772団 (10.7%)
5. 剣道	3,362団 (9.3%)	3,335団 (9.2%)	3,232団 (8.9%)	3,150団 (8.7%)	3,082団 (8.5%)	3,029団 (8.4%)	2,978団 (8.3%)	2,912団 (8.2%)
6. バスケットボール	3,057団 (8.5%)	3,124団 (8.6%)	3,136団 (8.7%)	3,181団 (8.8%)	3,162団 (8.7%)	3,147団 (8.7%)	3,149団 (8.8%)	3,174団 (9.0%)
7. 空手道	1,994団 (5.5%)	2,042団 (5.6%)	2,080団 (5.7%)	2,119団 (5.8%)	2,151団 (6.0%)	2,154団 (6.0%)	2,140団 (6.0%)	2,145団 (6.1%)
8. 柔道	1,253団 (3.5%)	1,293団 (3.6%)	1,292団 (3.6%)	1,290団 (3.6%)	1,291団 (3.6%)	1,285団 (3.6%)	1,261団 (3.5%)	1,230団 (3.5%)
9. ソフトボール	1,240団 (3.4%)	1,280団 (3.5%)	1,272団 (3.5%)	1,285団 (3.5%)	1,285団 (3.6%)	1,264団 (3.5%)	1,254団 (3.5%)	1,249団 (3.5%)
10. バドミントン	696団 (1.9%)	707団 (1.9%)	723団 (2.0%)	730団 (2.0%)	747団 (2.1%)	745団 (2.1%)	733団 (2.1%)	737団 (2.1%)
11. その他(50種目)	4,076団 (11.3%)	4,162団 (11.5%)	4,205団 (11.6%)	4,230団 (11.7%)	4,239団 (11.7%)	4,277団 (11.9%)	4,172団 (11.7%)	4,105団 (11.6%)

<団員男女構成(団員数および比率)>

男子 団員	667,263名 (71.2%)	662,076名 (71.2%)	657,318名 (71.6%)	644,191名 (71.6%)	634,862名 (71.9%)	621,599名 (71.9%)	600,111名 (72.0%)	577,316名 (71.5%)
女子 団員	269,903名 (28.8%)	267,884名 (28.8%)	260,499名 (28.4%)	255,420名 (28.4%)	247,988名 (28.1%)	242,948名 (28.1%)	233,929名 (28.0%)	230,315名 (28.5%)

<団員年齢構成(団員数および比率)>

小学生	826,632名 (88.2%)	820,908名 (88.3%)	809,925名 (88.2%)	793,733名 (88.2%)	779,506名 (88.3%)	764,079名 (88.4%)	734,265名 (88.0%)	708,788名 (87.8%)
(1~3年)	218,593名 (23.3%)	215,059名 (23.1%)	214,936名 (23.4%)	210,302名 (23.4%)	207,858名 (23.5%)	202,701名 (23.4%)	192,515名 (23.1%)	187,519名 (23.2%)
(4~6年)	608,039名 (64.9%)	605,849名 (65.1%)	594,989名 (64.8%)	583,431名 (64.9%)	571,648名 (64.8%)	561,378名 (64.9%)	541,750名 (65.0%)	521,269名 (64.5%)
中学生	100,890名 (10.8%)	99,997名 (10.8%)	99,210名 (10.8%)	97,345名 (10.8%)	95,132名 (10.8%)	92,308名 (10.7%)	91,959名 (11.0%)	91,122名 (11.3%)
高校生以上	9,644名 (1.0%)	9,055名 (1.0%)	8,683名 (0.9%)	8,533名 (0.9%)	8,222名 (0.9%)	8,160名 (0.9%)	7,816名 (0.9%)	7,721名 (1.0%)
合 計	937,166名	929,960名	917,818名	899,611名	882,860名	864,547名	834,040名	807,631名

<全国の対象人口に対する団員加入率>

小学生	11.49%	11.42%	11.35%	11.15%	11.04%	10.93%	10.64%	10.48%
中学生	2.78%	2.78%	2.74%	2.71%	2.64%	2.59%	2.57%	2.56%
高校生	0.13%	0.14%	0.13%	0.13%	0.13%	0.12%	0.16%	0.16%
全 体	5.12%	5.36%	5.30%	5.21%	5.12%	5.05%	5.44%	5.33%

日・韓・中ジュニア交流競技会 実施状況および今後の開催予定(2008年以降)

回数	開催年	開催国	開催期日	参加団及び人数			実施競技
第16回	2008年 平成20年	日本 千葉県	8月23日～ 8月29日	日本	254	中国	240
				韓国	238	千葉県	231
				合計 963			
第17回	2009年 平成21年	韓国 木浦市	8月23日～ 8月29日	日本	246	中国	247
				韓国	239	全羅南道	220
				合計 952			
第18回	2010年 平成22年	中国 鄭州市	8月23日～ 8月29日	日本	257	中国	251
				韓国	238	河南鄭州	154
				合計 900			
第19回	2011年 平成23年	日本 愛知県	8月22日～ 8月28日	日本	261	中国	239
				韓国	247	愛知県	235
				合計 982			
第20回	2012年 平成24年	韓国 光州広域市	8月23日～ 8月29日	日本	254	中国	253
				韓国	238	光州	218
				合計 963			
第21回 (予定)	2013年 平成25年	中国 山東省濰坊市	8月23日～ 8月29日	日本	244	中国	244
				韓国	244	濰坊市	244
				合計 976			
第22回 (予定)	2014年 平成26年	日本 岩手県	8月23日～ 8月29日	日本	244	中国	244
				韓国	244	岩手県	244
				合計 976			
1. 陸上競技(男女) 2. サッカー(男) 3. テニス(男女) 4. バスケットボール(男女) 5. ハンドボール(男女) 6. ソフトテニス(男女) 7. 卓球(男女) 8. バドミントン(男女) 9. ラグビーフットボール(男) 10. バレーボール(男女) 11. ウエイトリフティング(男女) 計11競技							

備考:視察員、追加競技役員等は各国選手団人数に含む。

<資料 15 >

日韓スポーツ交流事業 実施状況および今後の開催予定(2008年以降)

回数 年度	事業形態			場所等		合計人数
					人数	
<第12回> 平成20年度 (2008年)	青少年	夏季	派遣	韓国・光州広域市	218	1,529
			受入	福岡県	218	
		<第7回> 冬季	派遣	韓国・ソウル特別市、江原道	155	
			受入	スキー 山形県	57	
	成人	地域交流	派遣	韓国・大邱広域市 他	190	
			受入	滋賀県	192	
		地域交流	派遣	13事業/10道府県	244	
			受入	9事業/9道府県	154	
<第13回> 平成21年度 (2009年)	青少年	夏季	派遣	韓国・忠清北道 忠州市	218	1,914
			受入	和歌山県	218	
		<第8回> 冬季	派遣	韓国・ソウル特別市、江原道	158	
			受入	北海道	143	
	成人	地域交流	派遣	韓国・全羅北道 全州市	188	
			受入	宮崎県	194	
		地域交流	派遣	25事業/12都道府県	543	
			受入	13事業/9道府県	252	
<第14回> 平成22年度 (2010年)	青少年	夏季	派遣	韓国・済州特別自治道	216	2,090
			受入	茨城県	216	
		<第9回> 冬季	派遣	韓国・ソウル特別市、江原道	147	
			受入	北海道	154	
	成人	地域交流	派遣	韓国・釜山広域市	187	
			受入	富山県	195	
		地域交流	派遣	30事業/15都道府県	640	
			受入	15事業/14都道府県	335	
<第15回> 平成23年度 (2011年)	青少年	夏季	派遣	韓国・大田広域市	218	1,489
			受入	岩手県	215	
		<第10回> 冬季	派遣	韓国・ソウル特別市、江原道	140	
			受入	スキー 新潟県	56	
	成人	地域交流	派遣	韓国・仁川広域市	133	
			受入	栃木県	192	
		地域交流	派遣	19事業/13都道府県	359	
			受入	5事業/5道県	80	
<第16回> 平成24年度 (2012年)	青少年	夏季	派遣	韓国・全羅北道群山市	216	1,804
			受入	奈良県	207	
		<第11回> 冬季	派遣	韓国・ソウル特別市、江原道	144	
			受入	スキー 秋田県	56	
	成人	地域交流	派遣	韓国・大田広域市	184	
			受入	高知県	190	
		地域交流	派遣	23事業/16都道府県	436	
			受入	13事業/11都道府県	271	
<第17回> 平成25年度 (2013年) (予定)	青少年	夏季	派遣	韓国・仁川広域市	218	1,858
			受入	滋賀県	218	
		<第12回> 冬季	派遣	韓国・ソウル特別市、江原道	159	
			受入	スキー 新潟県	56	
	成人	地域交流	派遣	韓国・慶尚北道	195	
			受入	福岡県北九州市	195	
		地域交流	派遣	22事業/18都道府県	440	
			受入	14事業/12都道府県	274	

※ 受入事業は韓国選手団人数、地域交流事業は委託対象人数となる

※ 成人交流(受入)は平成23年度まではスポーツレクリエーション祭への特別参加。

24年度より日本スポーツマスターズへ特別参加となった。

◆ 青少年夏季:5競技<サッカー・ハレーボール・バスケットボール・卓球・バドミントン>

◆ 青少年冬季:4競技<スキー(アルペン・クロスカントリー)・スケート(スピード・ショートトラック)・アイスホッケー・カーリング>

◆ 成人(H9~H23):11競技<陸上競技・サッカー・テニス・ハレーボール・ソフトテニス・卓球・バドミントン・

ホウリング・綱引・ゲートボール・エアロビック>

◆ 成人(H24~):10競技<サッカー・テニス・ハレーボール・バスケットボール・自転車競技・ソフトテニス・

軟式野球・ソフトボール・バドミントン・ホウリング>

日中スポーツ交流事業 実施状況および今後の開催予定(2008年以降)

西暦 (年号)	日中青少年スポーツ交流											
	役員・指導者交流					団員交流						
	区分	人数	期間	場所	区分	人数	期間	場所	区分	人数	期間	場所
2008年 (平成20年)	派遣	10	10日	北京市、江蘇省、 上海市	派遣	32	7日	上海市	派遣	6	6日	雲南省
2009年 (平成21年)	受入	10	10日	福岡県、熊本県	受入	40	7日	北海道	受入	5	6日	香川県、東京都
2010年 (平成22年)	派遣	9	10日	江蘇省	派遣	40	7日	江蘇省	派遣	7	7日	福建省
2011年 (平成23年)	受入	9	10日	青森県、岩手県	受入	東日本大震災の影響により、中国側が派遣を見送り			受入	7	7日	東京都、広島県
2012年 (平成24年)	派遣	応募者がいなくなったため、派遣中止			派遣	35	7日	陝西省	派遣	当時の日中両国の社会情勢を考慮し、派遣中止		
2013年 (平成25年) (予定)	受入	中国側が派遣を中止			受入	40	7日	長野県	事業内容を調整中			

西暦 (年号)	日中成人スポーツ交流事業									
	日中成人スポーツ交流事業					日中地域交流事業				
	区分	競技数	人数	期間	場所	区分	開催都道府県数	事業数	人数	
2008年 (平成20年)	派遣	4	62	6日	安徽省	派遣	5道府県	5事業	86	
	受入	4	60	6日	埼玉県	受入	2道府	3事業	49	
2009年 (平成21年)	派遣	4	62	6日	江蘇省	派遣	6道府県	10事業	204	
	受入	4	60	6日	北海道	受入	2府県	2事業	44	
2010年 (平成22年)	派遣	4	61	6日	福建省	派遣	6都府県	9事業	183	
	受入	4	59	6日	北海道	受入	5道府県	6事業	127	
2011年 (平成23年)	派遣	4	61	6日	河南省	派遣	6都道府県	6事業	103	
	受入	4	56	6日	愛媛県	受入	3府県	3事業	58	
2012年 (平成24年)	派遣	4	61	6日	江蘇省	派遣	4都府県	5事業	87	
	受入	中止				受入	2県	2事業	36	
2013年 (平成25年) (予定)	派遣	4	62	6日	広東省	派遣	3都県	4事業	80	
	受入	4	62	6日	宮崎県	受入	2道府	3事業	66	

※日中成人スポーツ交流事業は、日中国交正常化35周年を記念した「日中文化・スポーツ交流年」を契機として2007年より実施。
(交流種目：テニス、卓球、バドミントン、ボウリング)

スポーツ医・科学研究の成果により作成した一般書籍（ガイドブック、DVD）一覧

<p>● 『JPN ドーピング・データベース —世界アンチ・ドーピング防止規程 禁止表国際基準—（第二版）』（平成 22（2010）年 3 月発行）</p>
<p>● 『小・中学生のスポーツ食育ガイド（スポーツ食育プログラム）』（平成 22（2010）年 3 月発行）</p>
<p>● 『アクティブチャイルド 60min. —子どもの身体活動ガイドライン—』（平成 22（2010）年 4 月発行）</p>
<p>● 『中高年者の元気長寿のための運動プログラム（第二版）』（平成 22（2010）年 6 月発行）</p> <p>● 『中高年者の疾病予防・改善のための運動プログラム（第二版）』（平成 22（2010）年 6 月発行）</p> <p>※中高年者の運動プログラムに関する研修会の実施（平成 21 年度～24 年度：延 7 回開催）</p>
<p>● 『アクティブ・チャイルド・プログラム（ガイドブック及び DVD）』（平成 22（2010）年 10 月発行、第二版：平成 24（2012）年 10 月改訂）</p> <p>※「アクティブ・チャイルド・プログラム講習会（文科省委託事業）」の実施（平成 22 年度下半期～24 年度：延 27 都道府県にて開催）</p> <p>※スポーツドクター研修会のテーマとして採用（平成 22 年度～23 年度：延 6 都道府県にて開催）</p> <p>※スポーツ少年団認定育成員研修会のテーマとして採用（平成 22 年度～23 年度：延 14 都道府県にて開催）</p> <p>※ポカリスエット・ジュニアスポーツセミナーのテーマとして採用（平成 23 年度：延 9 都道府県にて開催）</p>
<p>● 『小学生の新しいスポーツ食事メニュー321』（平成 24（2012）年 10 月発行）</p>
<p>● 『正しい知識で熱中症予防—スポーツ活動時の対策と救急処置—（DVD：第二版）』（平成 24（2012）年 4 月発行）</p> <p>※ポカリスエット・ジュニアスポーツセミナーのテーマとして採用（平成 20 年度～23 年度：延 27 都道府県にて開催）</p> <p>※スポーツ少年団スポーツリーダー及び認定員養成講習会のテーマとして採用（平成 24 年度：延 36 都道府県にて開催）</p>
<p>● 『スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（第三版）』（平成 25（2013）年 3 月発行）</p>

財政の推移

西暦(元号)	2008年(H20)	2009年(H21)	2010年(H22)	2011年(H23)	2012年(H24)
収入					
1. 補助金・助成金等	1,755,263	2,327,122	2,672,531	3,419,083	3,694,144
2. 寄付金等収入	1,628,128	1,453,247	747,140	491,414	2,094,149
3. 基本財産運用収入	17,414	20,655	15,364	15,025	14,860
4. 特定資産運用収入	34,914	53,623	36,503	33,515	20,906
5. 会費収入	41,400	41,400	41,400	42,000	42,400
6. 登録料収入	761,510	780,166	809,288	733,001	758,309
7. 事業収入	1,357,125	1,392,839	1,502,469	1,458,984	1,485,500
8. その他の収入	5,394	5,531	20,894	16,443	12,804
9. 特定資産取崩収入	47,059	144,680	161,437	259,339	170,500
10. 固定資産売却収入	0	0	0	0	0
11. 敷金保証金受入収入	0	0	0	376	0
12. 長期貸付金返済受入収入	2,160	5,000	5,175	4,560	1,160
13. その他	0	0	0	0	0
14. 前期繰越収支差額	109,933	106,911	151,034	229,586	84,796
合計	5,760,306	6,331,179	6,163,240	6,703,330	8,379,532
支出					
1. 国民体育大会等事業費	282,871	243,781	336,658	424,484	415,043
2. 生涯スポーツ推進事業費	1,069,512	1,804,430	2,057,564	3,765,193	5,752,362
3. 指導者育成関係事業費	497,961	576,952	614,338	206,854	419,935
4. スポーツ少年団関係事業費	532,256	607,234	1,059,930	10,287	9,513
5. 国際交流関係事業費	367,107	346,508	9,473	428,082	383,714
6. 子どもの体力向上推進事業費	90,322	101,053	427,512	484,998	364,070
7. スポーツ医・科学研究所事業費	28,925	88,684	620,983	94,667	105,329
8. スポーツ情報提供事業費	34,724	34,783	116,663	239,647	95,021
9. 寄付金充当事業費	1,478,835	1,315,884	135,146	169,065	151,470
10. 国民スポーツ推進キャンペーン事業費	75,206	106,755	125,777	59,844	33,849
11. 広報出版事業費	50,422	68,851	73,978	100,935	104,772
12. スポーツ顕彰事業費	13,307	6,953	42,474	69,446	58,269
13. 100周年記念事業費	0	6,364	321,569	75,148	32,954
14. 運営事業費	898,803	478,494	656,917	236,705	154,542
15. 特定預金支出	215,821	269,735	280,107	0	0
16. 貸付金支出	0	2,000	970	180,211	153,593
17. 敷金保証金返済支出	0	0	0	1,000	0
18. 固定資産取得支出	17,315	121,676	7,586	71,960	27,288
19. その他	0	0	0	0	0
合計	5,653,394	6,180,145	5,933,653	6,618,533	8,261,730

※千円未満切り捨て

「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進

長期的な視野から見た「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン
～あくしゅ、あいさつ、ありがとう～

1 日本体育協会の各事業により、楽しく安全なスポーツ環境整備が進む

国体

日本
スポーツ
マスターズ

総合型
スポーツ
クラブ

スポーツ
指導者育成

スポーツ
少年団

国際交流

スポーツ
医・科学

◆キャンペーン活動 …… 各事業における「フェアプレイ」の啓発活動
一般社会への「フェアプレイ」キャンペーンの広報活動

2 フェアプレイが理解され、
生きる力・人間力を有する人材が増える。

3 アスリートとして、指導者として、さらには、一人の社会人として、
様々な形でスポーツを通じた社会貢献の推進役となる。

4 さらに多くの人々に、フェアプレイの行動・精神が広がっていく。

「スポーツ立国の実現」

- 公正で福祉豊かな活力ある地域生活
- 環境と共生の時代を生きるライフスタイル
- 平和と友好に満ちた世界

へと貢献していく。

スポーツ
宣言日本

「スポーツ推進2013」推進方策一覧

	「スポーツ推進2013」において概ね10年を中途として提起された方策
1.国民スポーツ推進事業の展開	
○イベント事業	
(1)国民体育大会の改善・充実	<ol style="list-style-type: none"> 1)「国体ムーブメント」の積極的な展開 2)大会名の検討 3)各競技会の実施規模等の適正化 4)少年種別（ジュニア世代）の充実 5)女子種別の充実 6)広報活動およびマーケティング活動の展開 7)冬季大会の安定的な開催に向けた取り組み 8)大会運営に係る開催地の負担軽減 9)その他
(2)日本スポーツマスターズの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1)今後の大会のあり方に関する検討 2)大会規模の拡充 3)大会運営のための財源確保
(3)全国規模のスポーツイベントの充実・創設	<ol style="list-style-type: none"> 1)スポーツ少年団全国交流大会の充実 2)日本スポーツマスターズ参加年齢層を超える者を対象としたイベントの創設 3)東アジアマスターズ大会（仮称）の創設 4)総合型クラブを対象とした全国的なイベントの創設 5)「JASSAスポーツミット（仮称）」の開催
(4)国際スポーツ交流の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1)日独スポーツ少年団同時交流の充実 2)日韓および日中スポーツ交流事業の充実 3)日・韓・中ジュニア交流競技会の充実 4)加盟団体等の国際スポーツ交流事業の促進 5)国際スポーツ情報の収集・分析 6)スポーツを通じた国際貢献・協力 7)各国スポーツ統括団体等との協定の締結
(5)市民交流イベントの創設・支援	<ol style="list-style-type: none"> 1)都道府県におけるスポーツイベント創設・開催の支援 2)市民交流イベントへのアスリートの活用

	<p style="text-align: center;">「スポーツ推進 2013」において概ね 10 年を中途として提起された方策</p>
<p>1.国民スポーツ推進事業の展開</p>	<p>○クラブ事業／エリア事業</p> <p>(1)スポーツ少年団の育成</p> <p>1)組織の整備強化</p> <p>①市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化</p> <p>②関係機関・団体との連携</p> <p>③登録システムの改善</p> <p>④指導者の資格取得促進および女性指導者の拡充</p> <p>⑤リーダー資格の取得とリーダー活動の促進</p> <p>⑥育成母集団の活動の充実</p> <p>⑦暴力行為の根絶に向けた取り組み</p> <p>2)活動の充実</p> <p>①安全対策の確立</p> <p>②団員の加入および継続活動の充実</p> <p>③活動プログラムの研究・活用と運動適性テストの活用</p> <p>④PR 活動の充実・強化</p> <p>(2)地域スポーツクラブの育成・支援 (総合型地域スポーツクラブ)</p> <p>1)多様な地域スポーツクラブの育成</p> <p>2)スポーツ少年団との連携</p> <p>3)総合型クラブ基盤整備にかかわる各種支援の要請</p> <p>4)他団体・組織等との連携・協働体制の構築</p> <p>5)総合型クラブを支援する人材の充実・強化</p> <p>6)総合型クラブ間のネットワークの構築</p> <p>7)SC 全国ネットワークの充実と連携・協力体制の構築</p> <p>8)総合型クラブ育成事業等の財源確保</p> <p>9)設立した総合型クラブへの支援の充実</p> <p>10)総合型クラブの法人格取得の促進</p> <p>(3)スポーツ施設の運営支援</p> <p>1)身近なスポーツ施設の整備や優先的活用促進の要請</p> <p>2)スポーツ施設における公認スポーツ指導者の活用促進</p> <p>3)都道府県体協による施設の経営・管理の実態把握および情報提供</p> <p>4)競技場・運動場の芝生化促進ムーブメントの推進</p>

		「スポーツ推進 2013」において概ね 10 年を用途として提起された方策
1.国民スポーツ推進事業の展開		
	○ソフトインフラ事業	
	(1)スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進	1)指導者制度の拡充 2)有資格指導者の拡充に向けた取り組み 3)指導者の資質の向上 4)指導者の社会的価値の向上 5)有資格指導者の活動の場の拡充
	(2)スポーツ医・科学研究の推進	1)スポーツ文化の豊かな享受に資するエビデンスの蓄積・活用 2)多様なスポーツ需要に対応可能な指導者の資質向上に資する研究事業の充実 3)本会加盟団体等との連携による研究事業の推進 4)スポーツ関連研究機関等との連携・協働の推進
	(3)スポーツ情報システムの管理・整備	1)本会保有情報の一体的管理と効果的な運用 2)個人情報保護と安全対策の整備 3)情報システムにおける体制の整備
	(4)広報活動の推進	1)情報発信ツールの充実 2)情報誌の充実 3)各種パンフレット等の充実 4)記者クラブとの連携
	(5)「グローバル課題」を踏まえた社会貢献活動の推進	1)「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進 2)環境問題への対応 3)スポーツ活動における暴力行為等への対応 4)東日本大震災復興支援への対応
	(6)その他のスポーツの推進	1)「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」の推進 2)「表現するスポーツ」、「分析するスポーツ」の推進

「スポーツ推進 2013」において概ね 10 年を目途として提起された方策	
2. 日本体育協会組織の充実・強化	
(1)内部組織の充実と強化	<ul style="list-style-type: none"> 1)本会組織の拡充 2)「スポーツ宣言日本」の共有 3)加盟団体の基盤整備の促進 4)市町村体協組織の整備 5)スポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備 6)シンクタンクとしての体制整備と機能強化 7)公益法人制度改革への対応 8)加盟団体等のスポーツ推進計画の策定、事業評価の実施に向けた支援 9)本会名称の見直し
(2)外部組織・団体との連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> 1)民間スポーツ関係団体との連携の促進 2)スポーツ分野以外の団体との連携の促進
3. スポーツ推進に必要な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1)マーケティング戦略の展開 (2)補助金・寄付金等の獲得 <ul style="list-style-type: none"> 1)補助金・助成金の獲得 2)優遇税制の有効活用による民間企業等からの寄付金の増額 3)スポーツ振興資金財団との連携・強化 (3)収益事業の拡充 (4)各種事業収入の充実 (5)JASA スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムの拡充
4. 事業評価システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> (1)スポーツ白書（仮称）の作成 (2)事業評価システムの構築

スポーツは、なぜ楽しいのか。
スポーツは、なぜ気持ちいいのか。
スポーツは、なぜ夢中にさせるのか。
スポーツは、なぜ感動を呼ぶのか。

ただ勝利することだけが成功であり、喜びであるなら、
人々は、これほどまでスポーツを必要とはしないはず。
強くなること、うまくなることだけが、目的であるなら、
人々は、これほどまでスポーツに打ち込んだりしないはず。

スポーツは一人ではできない。
いっしょに切磋琢磨する仲間がいる。
同じ目標に向かってしのぎを削り合う対戦相手がいる。
そして、審判や応援してくれる人達、
さらには環境を整えてくれる人達も欠かせない存在だ。

スポーツをする。試合をする。
そこには、自分自身の努力がある。
チームメイトと築いた信頼がある。
対戦相手への敬意がある。
支えてくれる人達への感謝がある。

これらは人格をつくることにおいて、なくてはならないとても大切なものだ。
そして、これらこそが、フェアプレイの真ん中にあるものだ、私たちは考える。
スポーツが楽しく、感動を呼び、気持ちよく、夢中にさせるのも、
このフェアプレイの気持ちがあるからこそだ。

私たち日本体育協会は、
すべてのスポーツにおいてフェアプレイを浸透させ、
実践させる活動に力を注いでまいります。
フェアプレイは、子供や若者を成長させます。
彼らのまわりの人、彼らの住む地域を活気づけます。
そして、きっと、日本を元気にする力になれると信じています。

フェアプレイで 日本を元気に

あくしゅ、あいさつ、ありがとう



みんなでスポーツを!

SPORTS for all

わたしたちは、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンを応援しています。

asics

大塚製薬

mizuno

三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

LAWSON LOTTE SUNTORY

<http://www.japan-sports.or.jp/> 公益財団法人 日本体育協会



「フェアプレイで日本を元気に」
ホームページ開設!

アクセスして、ぜひ「フェアプレイ宣言」をしてください。

フェアプレイ体協

検索

